

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
78

2019.3

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

- 1 衰退する国家と繁栄する国家を分けるものは何か～改めて日本の法制度整備支援の意義を考える～
法務省大臣官房審議官〔訟務局担当〕（前法務総合研究所総務企画部長） 石井 隆

外国法制・実務

- 5 [ベトナム] プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) の改訂
～ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」～ JICA長期派遣専門家 塚部 貴子
- 16 [カンボジア] カンボジアにおける民事保全の実状 JICA長期派遣専門家 前田 優太
- 23 [ラオス] ラオスの刑事事実認定を巡る状況～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～
JICA長期派遣専門家 伊藤 淳
- 44 [中国] 中国民法総則の制定について(1) JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

- 【シンポジウム】
- 66 国際知財司法シンポジウム ASEAN+3アドバンスセミナー2018 国際協力部教官 小谷ゆかり
- 【国際研修・共同研究】
- 82 [ベトナム] 第10回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要 JICA長期派遣専門家 枝川 充志
- 90 [ベトナム] 第61回ベトナム法整備支援研修 国際協力部教官 小谷ゆかり
- 100 [バングラデシュ] バングラデシュ第2回本邦研修 国際協力部教官 高梨 未央
- 105 [東ティモール] 平成30年度東ティモール共同法制研究（不動産登記制度について） 国際協力部教官 大西 宏道
- 【国際協力人材育成研修】
- 112 平成30年度国際協力人材育成研修実施報告 国際協力部教官 福岡 文恵
- 120 平成30年度国際協力人材育成研修 宇都宮地方検察庁検事 松井あゆみ
- 127 平成30年度国際協力人材育成研修を終えて 法務省民事局総務課登記情報第八係長 太田 裕介
- 【講義・講演】
- 134 国際協力専門官 村里しおり
- 【研修等実施履歴】
- 136 国際協力専門官 村里しおり
- 【活動予定】
- 138 国際協力専門官 村里しおり

専門官の眼

- 139 墓碑銘のすてきな乱れ 国際協力専門官 阿部 愛子

各国プロジェクトオフィスから

- 141
- ベトナム長期派遣専門家 鎌田 咲子
カンボジア長期派遣専門家 内山 淳
ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳
ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範
インドネシア長期派遣専門家 石神 有吾

編集後記

- 144 国際協力専門官 村里しおり

衰退する国家と繁栄する国家を分けるものは何か ～改めて日本の法制度整備支援の意義を考える～

法務省大臣官房審議官〔訟務局担当〕（前法務総合研究所総務企画部長）

石井 隆

1 「出会い」と「根源的な問い」

「五十の手習い」という言い方が適当か分からないが、50歳を過ぎて初めて法制度整備支援に関わった。こんなに奥深く、興味が尽きない法分野はないというのが率直な感想である。これまでの自らの法務検察での実務経験を役立てることができるだけでなく、日本の法・司法制度（運用も含めて）や法律学を相対化して眺めるという視点が得られるのは、この分野ならではと思う。

とはいえ、ひねくれものの筆者の性格と、霞が関の住人として政治の世界との橋渡し（説明）を求められる職業上の役割から、「そもそも、財政難の折、なぜ国民の税金を使って外国の支援をするのか？」という問いに対し、これまで、腹の底から納得できる答が見つかっていないのが正直な気持ちであった。

そうした中で、慶應義塾大学の松尾弘教授が数年前の法整備支援連絡会において、「国家はなぜ衰退するのか—権力・繁栄・貧困の起源—」（ダロン・アセモグル（トルコ出身のMIT教授）、ジェイムズ・A・ロビンソン（英国出身のシカゴ大学教授）共著、早川書房、2013年）に言及されていたのを知り、読み始めた。加えて、2018年（平成30年）中には、私的な旅行を含めてアジア諸国やアメリカを訪れる機会に恵まれ、支援の現場や人に直接触れることができた。これらを題材に日本が法制度整備支援を行う意味について考えたことを、所属する組織としての見解を離れて、筆者個人の意見として述べてみたい。

2 アメリカはなぜここまで繁栄したのか？

前掲「国家はなぜ衰退するのか」によれば、国家が繁栄するには、人々にインセンティブをもたらす「制度」が重要である。努力すればそれに見合った見返りが得られ、その成果が財産権として保障されることにより、個々人が創意工夫をしようという気風が生まれ、それを土台にイノベーションが生まれ、経済の繁栄につながる。そして、こうした包括的（inclusive）、開放的な経済制度を維持、発展させるには開かれた多元的な政治制度が必要である。また、このような政治的経済的制度を国内で広く実施するには、諸勢力が争っている状況ではなく、中央集権制が望ましい。

こんなことを念頭に置きつつ、昨年、アメリカ建国の地フィラデルフィアや世界一の繁栄を誇るニューヨークを旅して色々と考えた。アメリカは当時のイギリス議会の圧政に対する「反抗（rebellion）として建国され、「代表なくして課税なし」という独立戦争のスロー

ガンに象徴されるように、国民の意見が反映された議会の手続を経ないで恣意的に財産を剥奪することは許されないという思想が国の制度の根本にある。勿論、表現の自由に重きを置き、多元的な政治システムが採られている。こういう国だからこそ、自動車やコンピューター産業の誕生を始め、最近でも、インターネット技術の開発はもとより、G A F A（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）といった社会のインフラとなる企業が次々に生まれているのだろう。

旅行中、マンハッタンからブルックリンのホテルに移動するのにウーバーの配車サービスを使ってみた。スマートフォンにアプリを入れ、クレジットカードの登録をした上で、ボタンを押して車を呼ぶと、間もなくやって来たのは、ロンと名乗る中国人留学生が運転するトヨタのワゴン車であった。ロンは愛想も良く、「有名なブルックリン・ブリッジの夜景が見たい」というわがままにも気軽に応じて遠回りをしてくれた。降車直後にウーバーから送られてきた利用者調査のメールには、最上級の評価を付けて返信したが、利用者からきちんとフィードバックをもらうというシステムも、ドライバーにとっては、高評価を得るためにより良いサービスをしようという動機付けにつながるのだろう。ウーバーを使ってみて、渡米してまだ5年の留学生が空いた時間に車を使って学費を稼ぐことができるような優れた仕組みを、個人のアイデアとIT技術を使って作り上げることができ、しかも、新しい「移民」を自国の経済の活力に取り込んでしまうアメリカ社会の懐の広さを実感した。（なお、ウーバーの配車サービスには、タクシードライバーの生活を脅かしているとか、マンハッタンの渋滞を悪化させているとの批判もあるらしい。）

3 社会主義市場経済の今後、アメリカと大陸欧州の違い

アメリカの制度が国民にインセンティブをもたらすものであるとすれば、反対に、少数のエリートが富を独占してしまい、それ以外の多くの人々には新しいビジネスに挑戦したり政治的に不満を表明する機会がなく、不平等な状態が是正されることのない国が繁栄を続けることは難しいであろう。

このセオリーからすれば、現在、世界2位の経済大国となった中国では、一定の経済的自由はあるが、政治的には共産党一党支配とされており、今後も経済的繁栄が持続するのには注意深く見なければならぬし、同じように社会主義の下で市場経済制を取り入れようとする国（支援の対象国では、ベトナムやラオス）にも同じ疑問が当てはまることになる。

ところで、独仏を始めとする大陸ヨーロッパ諸国は、近代以降の世界をリードしてきたわけだが、アメリカとは多少のニュアンスの違いがあり、経済的自由の結果として生じる格差の是正や弱者保護に手厚い傾向や、理念・理論先行型という印象を受ける。どちらの制度にも良し悪しがあるが、最近、欧州発の新しい産業をあまり聞かないのが気にかかるし、イギリスがEUを離脱する根底にも、大英帝国のプライドと、同じアングロ・サクソンとして米国の現実主義と価値観において近いという国民性があるように感じる。（話はそれるが、今後の日本は、両者の良いところをうまく取り入れつつ、アジアの強みもミッ

クスさせるといふ知恵と度量を持てればいいと筆者は考えている。)

4 法制度整備支援の意義を改めて整理して説明振りも考えると…。

こうしたことを踏まえつつ、筆者の元々の疑問であった「日本が法制度整備支援を行う意義」を改めて整理するとともに、納税者にそれをどのように説明するかについても考えてみたい。

- (1) 安全保障の点では、周辺に破綻国家や政治的に不安定な国があることは好ましくない。破綻国家としてこれまでよく挙げられるソマリアでは、長く内戦状態が続き、国内が分裂して統一的な行政が実現されていないこともあり、ソマリア沖では海賊が頻出し、自衛隊を含む国際的な連携の下での日本の船舶を含む船団の警備が行われてきた。遠く離れたアフリカの国でも日本に影響を及ぼすのであるから、アジアに破綻国家があれば、インパクトは計り知れない。核とミサイルによる挑発を繰り返す北朝鮮の例を見ても、国際社会から孤立し政治的に不安定な隣国の存在が日本にとって脅威となるのは明らかである。日本の周辺国の法制度が整備され、法に基づく行政・司法と人権の保障が実現されることは、その国の政治的社会的な安定や経済的な繁栄の土台となるであろう。
- (2) 外交の面でも、北朝鮮情勢や中国の軍拡傾向に加え、トランプ政権下のアメリカの対外的消極主義が目立つという現状の下、米国以外の多くの国との間で、様々な支援を通じて強固な信頼関係を築き、脅威が迫った時に日本を支持、支援してくれるような友好関係を作ることは意味があると考えられる。特に法制度整備支援は、性質上、長期間に及び、相手国の政府高官を含む多くの関係者を巻き込む上、支援が成功すれば、その成果としての法制度や人材は相当期間残るものなので、他の支援に比べても二国間関係の強化を期待できるのではないだろうか。
- (3) 経済の観点では、支援相手国の法制度が整って経済取引が活発になり、アジア地域、更にはより広い地域が経済的に繁栄すれば、相手国のみならず、日本の経済にも恩恵がある。(あまりに自国の国益を前面に出すことは品がないので、言い方には気を付ける必要があるが、)特に、我が国社会で進む少子化・高齢化、人口減少に伴う国内市場の縮小を考えると、アジア諸国の経済発展の基盤整備に力を貸し、そこで得られた相手国に関する情報や知見も使い、新しい市場で日本企業がこれまで培ってきた物作りの力、商品開発力等を活かしたビジネスをすることができれば、企業の利益だけでなく、そこで働く若い社員にも活躍の機会を提供することにもつながるであろう。もちろん、サステナブルであるためには、相手国の発展にとって真に貢献するものである必要があるし、相手国の人々の創意工夫と挑戦を促すような制度の構築を目指すべきである。それに加えて、他のドナーにも支持されるような支援であることも求められる。
- (4) 副次的な意味合いではあるが、支援を行う過程では、相手国の法制度、司法手続やその運用に関する多くの情報(法情報)を得ることができる。しかも、本誌などを通じて日本語で公開されるので、関心のある者が広くその国の法律及び司法制度に関する情報を利用することができる。また、外国に対する法制度の整備に携わる関係者には、日本

の法制史, 法文化, 比較法の観点からの日本の司法制度の強みと弱みなどを見つめ直し, 客観的に分析する機会が与えられる。それによって, 我が国の法律家や支援関係者の能力が向上し, 国際場裏で活躍できるような法務人材の育成にもつながると期待できる。

このような意義については, これまでも「法制度整備支援に関する基本方針」等の公式文書でも指摘されており, 言い古されてきたことである。とはいえ, 一般の方々に浸透しているわけではないので, こうしたことを分かりやすい表現で, 相手の関心や知識に応じて, これらの要素の組み合わせやウェイトを調整しながら説明することで, 国民の税金を使って外国の支援を行うことへの理解につなげることができるのではないかと, 現時点では考えているところである。

さらに, こうした「なぜ支援をするのか」が明確になれば, 「どういう国や地域に支援をするべきなのか」, 「どういう支援をするべきなのか」という問題に対する方向性も自ずと明らかになるだろう。

安全保障(前記(1))や経済(前記(3))の観点では, やはり日本の周辺地域に対する支援の優先順位が高くなるであろう。また, 相手国の法情報の入手という点(前記(4))では, 既に発展した国との交流についても, 開発援助という枠組みの外としても, 検討してみる余地はないだろうか。現に, 国際協力部がこれまで実施してきた, 韓国との間のパートナーシップ研修は, 登記, 戸籍, 執行等の限られた分野ではあるが, 長い年月の間に相当の情報の蓄積がある。中国に対してこれまで続けられてきた支援によっても, 基本的な法制や最新の立法動向について多くの有益な情報が得られている。これら以外の地域の主要国との間でも, 共同研究などの形で交流ができれば, そこをハブとして当該地域全般の法情報が得られないだろうかなどと筆者個人としては想像している。勿論, 実際には, 支援にさける人的・資金的資源には制約があるので, どのようにプライオリティを付けて実施するかを決めて行くことになる。

5 これから ～パートナーシップと汚職問題～

ベトナムで始まった日本の法制度整備支援は, 20余年が経ち, 「成人」を迎えた。今後, ODAの枠組みから卒業する国が出てくるだろうが, むしろそれは支援の成果として喜ぶべきであり, 支援される立場から我が国との対等な関係に移行していく相手国もあろう。

しかし, 法制度が整備されても, 依然として, 多くの開発途上国で汚職の問題は根深い。司法を含む権力を持つ者の腐敗には, 法律の整備や人材の育成という法制度整備支援からのアプローチだけではなく, 国連の関連条約等も踏まえた汚職対策という広い観点からの取組が必要である。国際協力部が, この分野での実績を積み重ねてきたUNA FE I(国連アジア極東犯罪防止研修所)と効果的に協働していくことが求められる。今後, 両部門が昭島に隣接するオフィスを構えていることの利点を最大限発揮することに期待している。

プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の改訂 ～ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」～

JICA長期派遣専門家

塚部 貴子

1 はじめに

JICAベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、2015年4月に開始され、その協力期間は2020年3月までの5年間と設定されている。

先般本プロジェクトの中間評価を実施し、その結果に基づき、プロジェクト計画、すなわちプロジェクト・デザイン・マトリックス（以下「PDM」という。）の改訂を行ったことから、本稿では、中間評価及び改訂PDMの概要について紹介することとしたい。

2 本プロジェクトの概要¹

まずは、中間評価の対象である本プロジェクトの概要について説明する。

本プロジェクトでは、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの構築の構想を念頭に置いたアプローチをとっていくこととされた。従来からのカウンターパート（以下、「C/P」という。）機関である司法省（Ministry of Justice：MOJ）（以下、「MOJ」という。）、最高人民裁判所（Supreme People's Court：SPC）（以下、「SPC」という。）、最高人民検察院（Supreme People's Procuracy：SPP）（以下、「SPP」という。）及びベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation：VBF）（以下、「VBF」という。）との活動については、それまでの成果を踏まえ、さらなる発展を目指すこととした。それに加え、法規範文書相互間の不整合や法規範文書の多義的かつ不明確な規定を抑制・是正するとともに、法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するための法務・司法関係機関の組織的な能力の向上をも目指し、首相府（Office of the Government：OOG）（以下、「OOG」という。）を新たなC/P機関として迎え、ベトナムでビジネス活動を行うにあたっての法・司法分野における阻害要因の縮小化に向けた活動にも新たに取り組むこととした。

こうして2015年4月に開始された本プロジェクトであったが、活動範囲があまりにも広範となり個々の活動が場当たりの的になっている、そもそもPDMの記載が抽象的過ぎるなどの指摘や問題が生じた。

¹ 本プロジェクトの概要については、川西一「ベトナム新プロジェクトがスタート～2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」ICD NEWS 第64号（2015.9）5頁参照。

表1 改訂前のPDMの目標・成果

上位目標	整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。
プロジェクト目標	2013年憲法並びに第48号決議及び第49号決議 ² の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力が向上し、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。
成果	<p>【成果1】 法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ及びOOGによる民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。</p> <p>【成果2】 2013年憲法並びに第48号及び第49号決議の趣旨に従い、2020年の法・司法改革の実現を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されると共に、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。</p> <p>【成果3】 各機関において、①法規範文書の起草・審査・監査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえて分析・検討される。</p>

3 中間評価の概要³

JICAは、上記問題の解決を図るため、プロジェクト活動の進捗を確認し、PDMの改定について協議を行うことを目的として中間評価調査団を現地に派遣し、2018年1月7日から同月19日までの日程で調査を実施した。

PDM記載の評価指標や評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から収集情報・データの分析が行われ、以下のような評価結果及び提言・教訓が示された。

【評価結果】

詳細については、「ベトナム社会主義共和国 2020年を目標とする法・司法改革支

² 第48号決議及び第49号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議2015年第48号（Resolution No.48/NQ-TW of 24th May, 2005）および第49号（Resolution No.49/NQ-TW of 2nd June, 2005）を指す。

³ 中間評価調査の詳細については、「ベトナム社会主義共和国 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（PHAP LUAT 2020）中間評価調査報告書」，報告書（JICA図書館ポータルサイト），<https://www.jica.go.jp/oda/project/1400640/reports.html> 参照。

援プロジェクト（PHAP LUAT 2020）中間評価調査報告書」を参照いただくこととし、特筆すべき点は、以下の2点の指摘がなされたことである。

- ・プロジェクト目標や成果の表記が包括的であるために目指すべきところが曖昧となり、場当たりの活動の実施という結果を招く原因の一つとなっている、測定指標が明確に定義づけられていないなど、プロジェクト計画には改善に向けた大きな課題がある
- ・プロジェクト活動が多岐広範にわたっていることから、プロジェクト目標達成レベルが現時点で限定的である

これらの結果に基づき、以下の提言及び教訓が示された。

【提言】

PDMの改訂が提言された。その理由や改訂の方向性に関する提言は以下のとおりである。

- ・PDMの曖昧な表現がプロジェクト活動の阻害要因になったことが明らかであり、例えば、成果1の曖昧な表現が活動内容の特定を困難にし、効果的な活動を阻害した側面があった。残りの2年間で具体的成果を出すためにも、プロジェクトの目標・成果を明確にし、関係当事者間の理解や認識を深める必要がある。
- ・PDM改訂に際しては、より効果的な技術協力を行うためのワーキンググループの設置や知見・経験、技術を多角的にもたらし関係者間の理解促進・定着をはかるためのC/P機関間の共同活動の実施などの取組みを併せて検討すべき。

【教訓】

- ・成果1については、新規分野にも関わらず十分な調査や分析等が不足していたため、問題や課題が生じた。新たな協力分野に取り組むにあたっては、PDM策定前に十分な調査や分析がなされるべきであるし、必要に応じて、プロジェクト実施中においても必要な調査・分析が行えるような活動も検討されなければならない。
- ・PDMの曖昧な表現や記述により、プロジェクト目標との関連が必ずしも明確でない活動にまで手を広げることを余儀なくされていた。その結果、個別活動の効果だけでなく、プロジェクト全体の効果を低減させるような方向となり、プロジェクト活動の負担になっていた。PDM上の表現はできるだけ明確にし、個々の活動が成果や目標へ結びつくようなデザインが検討されるべきである。
- ・できるだけ客観的な評価が可能となるよう、指標の在り方については再検討が必要である。

4 改訂PDMの概要

(1) 改訂の指針

上記中間評価における分析結果及び提言等を踏まえ、以下の4つの指針に基づきPDMの改訂を行った。

① 目標・成果の明確化

- ② 活動領域の選択と集中
- ③ 継続的かつ有機的な活動の実施
- ④ 関係機関による共同活動の実施

改訂後のPDMの目標及び成果は以下のとおりである（活動・指標などの詳細については後掲の改訂PDM参照⁴）。

表2 改訂後のPDMの目標・成果

上位目標	整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。
サブプロジェクト1	
プロジェクト目標	法規範文書の整合性確保及び統一的運用・適用のためのOOGにおける事前審査、MOJにおける事前審査・事後監査・法令施行監視などの手法及び制度整備が促進される。
成果	【成果1-a】 MOJ及びOOG各々において、法規範文書の整合性確保のための現行制度の課題及び改善策が整理される。
	【成果1-b】 MOJにおいて、法規範文書の事後監査の課題及び改善策が整理される。
	【成果1-c】 MOJにおいて、法規範文書の統一的運用・適用における課題及び改善策が整理される。
サブプロジェクト2	
プロジェクト目標	民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備が促進される。
成果	【成果2-a】 MOJにおいて、民事経済法局、国家担保取引登録局、民事判決執行総局の職員が、下記法規範文書や制度を適正に運用する能力を身に着ける。 －改正民法、裁判外民事紛争解決処置、財産登記制度、民事判決執行法
	【成果2-b】 SPCにおいて、紛争解決機能強化のための基盤整備が促進される。
	【成果2-c】 SPPにおいて、改正刑事訴訟法及び改正刑法（以下、「改正刑訴法等」という。）に基づき捜査・公判が改善される。
	【成果2-d】 VBFが会員弁護士の実務能力向上を図り、かつ会員弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させる。
	【成果2-e】 SPC、SPP及びVBFにおいて、刑事訴訟手続法及び関連法規範文書に基づき刑事裁判実務における争訟原則の定着が図られる。

⁴ 改訂PDMの正式承認は、平成31年1月25日の合同調整委員会（JCC）会合であるが、実際には、平成30年6月7日のJCC会合ですでに全C/Pとの間で合意に至っていたことから、2018年度の活動計画に改訂PDMの内容を反映させて実施した。

サブプロジェクト3	
プロジェクト目標	2021年以降の法・司法制度に向けたMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFのそれぞれの中長期的取組みが, 同機関間で共有される。
成果	<p>【成果3】</p> <p>2021年以降にMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが実施すべき活動・テーマが, 本プロジェクト活動の成果・課題を踏まえ特定(下記は例示)・分析される。</p> <p>(例) 知財法廷, 家事法廷, 和解調停, 少年司法, 犯罪者社会内処遇, 刑事司法共助, 刑事分野における争訟原則, 共同活動等</p>

(2) 目標・成果の明確化(指針①)

プロジェクトの同一性を保つため上位目標には変更を加えなかったが, 3つのサブプロジェクトに分割することで, プロジェクト目標及び成果をより具体化, 明確化し, 具体的な活動内容の特定のための判断基準となるようにした。

(3) 活動領域の選択と集中(指針②)

活動領域の選択と集中を行うにあたっては, 以下のような判断基準のもとに絞り込みを行った。

- ・ベトナムにおける優先度
- ・日本による協力の必要性
- ・具体的な協力の内容(単なる資金援助ではなく技術支援を必要とする内容か)
- ・日本側リソースの確保
- ・プロジェクトの残り期間での成果達成

その結果, サブプロジェクト1については, 個々の法規範文書を対象とする審査等を行う人材の能力強化ではなく, 法規範文書の整合性確保及び統一的適用・運用のための手法や制度整備のための活動に集中することとした。

またサブプロジェクト2については, 各C/Pにおいて, それまでの活動の対象分野の絞り込みを行った。特に, 支援担当部局が複数にわたっていたMOJについては, 一部の局との活動を廃止した。

さらに, C/Pと協議を重ねる中で, ベトナムの現状や課題などの情報共有を受け, ベトナムにおいては, 法の支配及び市場経済化を基礎づける基本法の制定は一通り行われ, 法の施行・運用上の問題点の解決が新たな課題となっていることが確認できた。そのため, 本プロジェクトにおいても, 法の起草支援から法の施行・運用支援に重点を置いた活動を行うこととした。

(4) 継続的かつ有機的な活動の実施(指針③)

個々の活動が場当たりのなっているという問題を解消するため, 改訂PDMにおいては, 以下の取組みを行った。

- ・調査研究活動の導入
- ・ワーキンググループの設置

- ・活動結果のフォローアップの充実
- ・指標設定の工夫

このうちの調査研究活動は、後述する関係機関による共同活動とともに改訂PDMのもとで新たに開始する活動であることから、その内容について説明を加えることとする。

調査研究活動

▶ 背景事情（市場経済化を促進するための新たな指針）

ベトナムでは、2016年の第13期第11回国会で採択された「2016年～2020年社会経済開発5か年計画」に基づき、ビジネス環境の整備を中心とした社会主義市場計画化が企図され、2017年には、社会主義志向市場経済体制の整備に関する共産党中央執行委員会決議11号（11号/2017/NQ-TW）、同決議を実施するための政府行動プログラムの発行について定めた99号政府決議（99号/2017/NQ-CP）が出された。この決議11号、99号政府決議は、様々な分野の政策指針を示しているが、法・司法分野に関しては、決議48号、49号（注釈2参照）を、より市場経済体制の整備に重点を置いた形で転換した新たな指針と位置付けられている。この決議99号には、MOJの任務として以下の内容が定められている。

司法省は、以下のことにつき関連のある各省庁、産業と協力しながら主催する。

- 2013年憲法に規定する組織、個人の財産所有権を十分に体制化する提案書を作成し、財産権が順調に取引されること、実施効力及び財産所有権を効果的に保護することを確保し、2019年に政府首相に提出すること。
- 契約、並びに商事仲裁、商事調停及び他の裁判所外紛争解決方法による民事紛争解決に関する法令規定を統一的で一貫的で施行効力及び財産所有権の保護という方向で整備する提案書を作成し、2018年に政府首相に提出すること。
- 公証、実証、担保財産登記に関する体制を整備し、その行政手続きを改革し、財産登記の法令を制定・整備し、透明的で連続的でアクセスしやすい財産登記システム（特に不動産に関するもの）を設立し、発展させること。

出所：99号政府決議（99号/2017/NQ-CP）より抜粋

▶ 調査研究分野

MOJの上記任務に関するテーマを取り上げ、以下のとおり、担当所管部局との活動として取り入れることとした。

- ①契約紛争及び裁判外紛争解決処理（MOJ民事経済法局所管）
- ②財産権保護（MOJ民事経済法局所管）
- ③担保取引及び担保措置（MOJ国家担保取引登録局所管）

➤ 調査研究の流れ

- ①現行法制度の研究
- ②現地調査
- ③研究調査の結果をとりまとめて政府に提案
- ④これらの広報

➤ 現行法制度の研究

現行法制度の研究は、主に改正民法の規定、その関連法令との整合性の精査を中心とした現行法制度の研究を行うものである。担当部局との協議を重ねた結果、これらが必要となっている背景には、以下の事情が存在することが判明した。

まず、民法改正時に、本来は同時に行われるべき関連法令の整備が行われておらず、改正民法が成立した後に、これらの関連法令との不整合が大きく取り上げられ、MOJにおいて、2016年10月に2015年民法典に関する法規範文書の精査結果報告を政府首相に提出しているが、この精査結果報告は、MOJからの問い合わせに関係省庁が形式的に回答した内容を取りまとめたに過ぎないものであった。そもそも、2015年民法典の改正時には、日本で行っているような法令検索システムを利用した関連法令の洗い出し、同時に改正を行うべき規定の検討、関係省庁との調整などは、ほとんど行われていなかったことも判明した。これらの作業を改正後に実施するにあたり、上記2016年の精査を行ったものの、精査方法すら確立しておらず、関係省庁に問い合わせしてみたものの、非協力的で形式的な回答にとどまり、更なる研究が必要となっているのが現状であった。

法令検索システムを利用し、キーワード検索により関連法令の洗い出しを行う日本のやり方を紹介したところ、ベトナムでは、このような検索システムは存在していないため、この方法は採用できないことが分かった。そこで、今回の研究では、ベトナム側提案に従い、検討すべき分野を細分化し、その分野のエキスパートを専門家として選定し、関連法令の洗い出しと整合性の精査を行う方法を取らざるを得ないという結論に至った。

(5) 関係機関による共同活動の実施（指針④）

改訂PDMでは、SPC、SPP及びVBFの3者で刑事裁判実務における争訟原則の定着を図るための共同活動を実施することとした。これは、ベトナム2013年憲法に争訟原則が明記され、刑事訴訟法もその原則に基づく様々な改正が行われたことに伴い、裁判官、検察官及び弁護士が、共通の理解のもとで刑事裁判の審理、訴訟活動を行う必要性がより高まっていることを背景として、テーマ設定及び共同活動としての実施を決定したものである。

具体的な活動としては

- ・SPC、SPP及びVBFのメンバーでワーキンググループを設置する

- ・ S P P， S P C及びV B Fがそれぞれの機関において，三者間の認識の共有を図るべき問題点を抽出する。
- ・ ワーキンググループにおいて，それぞれの機関から提出された問題点などをまとめ，共同活動として取り扱うテーマ，実施機関（省級機関），実施方法等を検討し，年間活動計画を作成する。
- ・ 年間活動計画に従って，決定された実施機関でワークショップを開催し，その結果を取りまとめ，さらにその結果を反映させた刑事模擬裁判を実施する。

ことなどを改訂PDMに盛り込んだ。

5 おわりに

PDM改訂のタイミングが遅きに失したのではないかとの意見もあると思われるが，残り少ないプロジェクト期間で，PDM改訂の成果が上がるよう努めてまいりたい。本稿ではふれなかったが，サブプロジェクト3は，本プロジェクト終了後の日越間の法司法分野における協力関係を検討するうえで重要な活動となっている。引き続き，多くの関係者の皆さまのご意見，ご協力を頂けると幸いである。

- 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト
- プロジェクトデザインマトリックス (PDM) Ver1.0 (2014年12月24日)、改訂版 (2019年1月25日)
- 実施機関：司法省 (MOJ)、首相府 (OOG)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP)、ベトナム弁護士連合会 (VBF)
- プロジェクト期間：5年間
- ターゲットグループ：MOJ、OOG、SPC、SPP、VBFの法務・司法関係機関職員
- プロジェクトサイト：ハノイ

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。	<ul style="list-style-type: none"> ■改善された事前審査・事後検査プロセスに則った法規範文書の前審査・事後検査が実施される。 ■法・司法制度改革の進展状況 (例：48号、49号決議の総括) が公式文書等にまとめられ、公表される。 ■国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前審査・事後審査の実施記録及び関係者 (OOG・MOJ) へのインタビュー ・党及び政府等の公式文書 ・他ドナーへのインタビュー ・World Justice ProjectによるRule of Law Index 	
●サブプロジェクト1 (MOJ, OOG)			
<p>【プロジェクト目標】</p> <p>●法規範文書の整合性確保及び統一運用・適用のためのOOGにおける事前審査 (英) examine, (越) tham tra)、MOJにおける事前審査 (英) review, (越) tham dinh)・事後検査・法令施行監視などの手法及び制度整備が促進される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■MOJ及びOOGにおいて法規範文書の整合性確保及び統一運用・適用のための手法及び制度改善のための方向性が、MOJ及びOOGそれぞれにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、公表される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OOG法律局へのインタビュー ・OOG法律局による報告書の提供 ・MOJ関係部局へのインタビュー ・MOJ関係部局による報告書の提供 	
<p>【成果1-a】</p> <p>●MOJ及びOOG各々において、法規範文書の整合性確保のための現行制度の課題及び改善策が整理される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■MOJ及びOOG各々において法規範文書の整合性確保のための現行制度の課題及び改善策がまとめられる。 ■上記とりまとめ内容が、MOJ法整備総務局及びOOG法律局内でそれぞれ共有され、かつMOJ及びOOG責任者に報告される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OOG法律局へのインタビュー ・OOG法律局による報告書の提供 ・MOJ法整備総務局へのインタビュー ・MOJ法整備総務局による報告書の提供 	
<p>【活動】</p> <p>1 MOJ及びOOG各々が、長期専門家と協力し、法規範文書発行人の運用状況の調査・研究を行い、課題及び解決策を取りまとめる。</p> <p>2 MOJ及びOOG各々が、長期専門家と協力し、前記活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置、セミナーの開催等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>3 MOJ及びOOG各々が、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>4 MOJ及びOOG各々が、前記活動結果について報告書を作成する。</p>			
<p>【成果1-b】</p> <p>●MOJにおいて、法規範文書の事後検査の課題及び改善策が整理される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■法規範文書の事後検査の課題及び改善策が、事後検査結果の適時反映の促進を考慮してとりまとめられる。 ■上記とりまとめ内容がMOJ法規範文書事後検査局内で共有され、かつMOJ責任者に報告される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ法規範文書事後検査局へのインタビュー ・MOJ法規範文書事後検査局による報告書の提供 	
<p>【活動】</p> <p>1 MOJが、長期専門家と協力し、法規範文書の事後検査結果を分析・研究し、その結果をとりまとめる。</p> <p>2 MOJが、長期専門家と協力し、法規範文書の事後検査結果の処理に関する課題及び解決策を取りまとめる。</p> <p>3 MOJが、長期専門家と協力し、前記活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置、セミナーの開催等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>4 MOJが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>5 MOJが、前記1及び2の活動結果について、報告書を作成する。</p>			
<p>【成果1-c】</p> <p>●MOJにおいて、法規範文書の統一運用・適用における課題及び改善策が整理される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■法規範文書の施行監視結果の分析・研究がなされ、問題点、及び法規範文書施行促進のための立法提案等の解決策がとりまとめられる。 ■上記とりまとめ内容がMOJ行政違反処理管理・法令施行監視局内で共有され、かつMOJ責任者に報告される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ行政違反処理管理・法令施行監視局へのインタビュー ・MOJ行政違反処理管理・法令施行監視局による報告書の提供 	
<p>【活動】</p> <p>1 MOJが、長期専門家と協力し、法規範文書の施行監視結果を分析・研究し、問題点及び解決策を取りまとめる。</p> <p>2 MOJが、長期専門家と協力し、前記活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置、セミナーの開催等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>3 MOJが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>4 MOJが、前記1の活動結果について、報告書を作成する。</p>			
●サブプロジェクト2 (MOJ, SPC, SPP, VBF)			
<p>【プロジェクト目標】</p> <p>●民事関連法及び民事・刑事実務の基盤整備が促進される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■各成果を踏まえた民事関連法改善のための方向性 (政策・具体的措置) が、MOJにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、カウンターパート機関間で共有される。 ■各成果を踏まえた民事実務改善のための方向性 (政策・具体的措置) が、SPC、SPP、VBFにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、カウンターパート機関間で共有される。 ■各成果を踏まえた刑事実務改善のための方向性 (政策・具体的措置) が、SPC、SPP、VBFにおいて報告書の公式文書としてまとめられ、カウンターパート機関間で共有される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ, SPC, SPP, VBFの関係部局・責任者へのインタビュー ・上記関係機関からの報告書の提供 	
<p>【成果2-a】</p> <p>●MOJにおいて、民事経済法局・国家担保取引登録局・民事判決執行総局の職員が、下記法規範文書や制度を適正に運用する能力を身に付ける。 一改正民法、裁判外民事紛争解決措置、財産登記制度、民事判決執行法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■MOJが、政府決議99/NP-CF II.3.d) 所定の契約、裁判外民事紛争解決措置に関する提案書を、以下の点を考慮して作成し、政府首相に提出する。 一民事関連法の整合性確保及び統一運用・適用 一社会主義的市場経済化の阻害要因の除去 ■MOJが、政府決議99/NP-CF II.3.d) 所定の財産権保護の提案書を、以下の点を考慮して作成し、政府首相に提出する。 一民事関連法の整合性確保及び統一運用・適用 一民事関連法の整合性確保及び統一運用・適用 一政策の影響評価 一土地・住宅を扱う関係機関の任務権限の調整 ■MOJが、民事判決執行法に係る課題や解決策を、以下の点を考慮してとりまとめ、MOJ責任者に報告する。 一民事判決執行業務の効率化及び迅速化 一SPC等の他関係機関との連携 ■MOJが開催するセミナー等の出席者の7割以上が、当該セミナー等のテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・MOJ関係部局責任者へのインタビュー ・上記部局からの報告書の提供 ・セミナー等の参加者へのアンケート 	<p>政府決議99号所定の方針・提出方法がプロジェクト期間内に変更されない。</p>
<p>【活動】</p> <p>1-1 MOJが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、契約及び裁判外民事紛争解決措置並びに財産権に関する調査及び研究を行い、その結果を取りまとめる。</p> <p>1-2 MOJが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、財産登記制度の整備のための調査及び研究を行い、その結果を取りまとめる。</p> <p>1-3 MOJが、セミナーを開催するなどし、1-1, 1-2の結果を民事法運用者等関係者に共有する。</p> <p>2-1 MOJが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、民事判決執行法の運用状況及び民事判決執行業務の調査・研究を行い、課題及び解決策を取りまとめる。</p> <p>2-2 MOJが、2-1の活動を踏まえ、結果の共有、業務改善のためのセミナー、ワークショップ等を開催する。</p> <p>3-1 MOJが、長期専門家と協力し、1及び2の活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>3-2 MOJが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>3-3 MOJが、前記1及び2の活動結果について、報告書を作成する。</p>			

<p>【成果 2-b】</p> <p>●SPCにおいて、紛争解決機能強化のための基盤整備が促進される。</p>	<p>■SPCにおいて、判例制度に係る課題や解決案がまとめられる。</p> <p>■SPCにおいて、和解調停に係る課題や解決案がまとめられる。</p> <p>■SPCにおいて、専門法廷・専門的知見に係る事件についての課題や解決案がまとめられる。</p> <p>■SPCが開催するセミナー等の出席者の7割以上が、当該セミナー等のテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。</p> <p>■公開判決の中で判例を適用している判決の数が増加傾向を示す。</p>	<p>・SPC関係部局責任者へのインタビュー</p> <p>・上記部局からの報告書等の提供</p> <p>・セミナー等の参加者へのアンケート</p> <p>・裁判統計情報</p> <p>・公開された判決</p>
<p>【活動】</p> <p>1-1 SPCが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、判例制度及び判例の活用における問題点を調査・分析し、課題及び解決案を取りまとめる。</p> <p>1-2 SPCが、セミナーを開催するなどし、1-1の結果を民事法運用者等の関係者に共有する。</p> <p>2 SPCが、裁判所の話し合いによる事件解決体制強化のためのセミナー等を開催する。</p> <p>3-1 SPCが、長期専門家と協力し、関係機関と連携の上、専門法廷・専門的知見を要する事件に関する調査及び研究を行い、課題及び改善策を取りまとめる。</p> <p>3-2 SPCが、関係機関と連携の上、3-1の結果を踏まえた解決案実施のためのセミナー等を開催する。</p> <p>4 SPCが、長期専門家と協力し、1～3の活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>5 SPCが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>6 SPCが、前記1乃至3の活動結果について、報告書等を作成する。</p>		
<p>【成果 2-c】</p> <p>●SPPにおいて、改正刑事訴訟法及び改正刑法（以下、「改正刑法等」という。）に基づき捜査・公判が改善される。</p>	<p>■検察官マニュアルが改正刑事訴訟法等を反映した内容に改訂される。</p> <p>■ベトナム検察官が改訂検察官マニュアルを入手できる措置が取られる。</p> <p>■適切な事件による起訴の割合が95%以上になる。</p> <p>■SPPが開催するセミナー等の出席者の7割以上が、当該セミナー等のテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。</p>	<p>・SPP関係部局責任者へのインタビュー</p> <p>・上記部局からの報告書等の提供</p> <p>・改訂検察官マニュアルの提供</p> <p>・セミナー等の参加者へのアンケート</p>
<p>【活動】</p> <p>1-1 SPPが、長期専門家と協力し、各機関において、三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑事訴訟法の実務運用上の問題点を抽出し、課題及び改善策をとりまとめる。</p> <p>1-2 SPPが、長期専門家と協力し、改正刑事訴訟法の施行等に伴い実務運用上の検討を要する犯罪及び制度の調査・研究を行い、課題及び改善策を取りまとめる。</p> <p>1-3 SPPが、長期専門家と協力し、1-1及び1-2の結果を踏まえ、検察官マニュアルを改訂する。</p> <p>2 SPPが、セミナーを開催するなどし、1-1～1-3の結果を関係者に共有する。</p> <p>3 SPPが、長期専門家と協力し、1、2の活動実施に効果的で適切なワーキンググループの設置等の措置を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>4 SPPが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>5 SPPが、前記1及び2の活動結果について、報告書等を作成する。</p>		
<p>【成果 2-d】</p> <p>●VBFが会員弁護士の実務能力向上を図り、かつ会員弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させる。</p>	<p>■VBFが開催するトレーニングへの参加者の7割以上が、当該トレーニングのテーマ・内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。</p> <p>■VBF会員の5割以上（無作為抽出による）が、公開されたトレーニングコースの資料にアクセスしている。</p> <p>■VBFの会員監督機能強化に向けた定款等の内部規則改訂案が取りまとめられる。</p> <p>■VBFが開催する定款等の内部規則の改訂案（或いは改訂された定款等の内部規則）に係るセミナー等への参加者の7割以上が、その内容について、7割以上の理解度を示す。又は、新たな知見獲得・創造の機会を得たと回答する。</p> <p>■VBF会員の5割以上（無作為抽出による）が、改訂された定款及び規定等の内部規則及び関連資料にアクセスしている。</p>	<p>・VBF責任者へのインタビュー</p> <p>・上記責任者からの報告書等の提供</p> <p>・トレーニング資料の提供</p> <p>・改訂案あるいは改訂された内部規則の提供</p> <p>・VBF会員へのインタビュー</p> <p>・セミナー等の参加者へのアンケート</p>
<p>【活動】</p> <p>1-1 VBFが、長期専門家と協力して、会員の実務能力向上のためのトレーニングを実施する。</p> <p>1-2 VBFが、実施済みのトレーニングコースの資料を同ウェブサイトの会員向けページにて、全会員に向けて公開する。</p> <p>2-1 VBFが、効果的なトレーニングコース設定のため、及び、VBF会員監督機能強化に向けた定款及び規定等の内部規則の改訂を実情に合致したものにするため、地方の弁護士会及び弁護士会の状況を調査する。</p> <p>2-2 VBFが、定款及び規定等の内部規則を改訂するための、会員からの意見聴取を目的としたセミナー、ワークショップ等を開催する。</p> <p>2-3 VBFが、改訂された定款及び規定等の内部規則を会員に周知するためのセミナーを実施するとともに、改訂された定款等の内部規則の案文、セミナー資料等を、VBFウェブサイトにて会員向けに公開する。</p> <p>3 VBFが、長期専門家と協力し、前記1及び2について年間活動計画を作成する。</p> <p>4 VBFが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>5 VBFが、前記1及び2の活動結果について、報告書等を作成する。</p>		
<p>【成果 2-e】</p> <p>●SPC、SPP及びVBFにおいて、刑事訴訟手続法及び関連法規範文書に基づき刑事裁判実務における争訟原則の定着が図られる。</p>	<p>■SPC、SPP及びVBFが合意する省において、少なくとも年に1回、刑事裁判実務における争訟原則の定着に向けた共通課題のワークショップが開催される。</p> <p>■ワークショップ実施機関により同ワークショップの概要・検討課題・検討結果が記載された報告書等が作成される。</p> <p>■SPC、SPP及びVBFが合意する機関において、少なくとも年に1回、刑事模擬裁判が開催される。</p> <p>■刑事模擬裁判実施機関により同裁判の概要・課題・改善策が記載された報告書等が作成される。</p> <p>■作業部会において、検討会、刑事模擬裁判の各結果が分析され、SPC、SPP及びVBF責任者に報告される。</p>	<p>・作業部会、ワークショップ、刑事模擬裁判関係者へのインタビュー</p> <p>・報告書等の入手</p>
<p>【活動】</p> <p>1 SPP、SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、各機関において、三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑事訴訟法の実務運用上の問題点を抽出し、課題及び改善策をとりまとめる。</p> <p>2 SPC、SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、共同活動実施のための作業部会を設置する。</p> <p>3 作業部会において、長期専門家と協力し、共同活動を実施する機関、共同活動の実施方法等を検討し、年間活動計画を作成する。</p> <p>4 作業部会は、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。</p> <p>5 作業部会で合意した省級人民裁判所、省級人民検察院並びにベトナム弁護士連合会及び当該省の弁護士会がワークショップを開催し、前記1で取りまとめた三者間の認識の共有を図るべき争訟原則に係る改正刑事訴訟法の実務運用上の問題点、課題及び改善策について検討し、その結果をとりまとめる。</p> <p>6 作業部会において合意した機関で、前記5の結果を反映させた刑事模擬裁判を実施する。</p> <p>7 共同活動実施機関が、活動結果の報告書等を作成し、作業部会においてその結果が分析され、取りまとめられる。</p>		

●サブプロジェクト3 (ALL)			
<p>【プロジェクト目標】</p> <p>●2021年以降の法・司法制度に向けたMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFのそれぞれの中長期的取組みが、関係機関で共有される。</p>	<p>■上記報告書等を関係機関間で共有される。</p>	<p>・各機関関係部局責任者へのインタビュー ・報告書等の入手</p>	
<p>【成果3】</p> <p>●2021年以降にMOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが実施すべき活動・テーマが、本プロジェクトの活動の成果・課題を踏まえ特定（下記は例示）・分析される（例）知財法廷、家事法廷、和解調停、少年司法、犯罪者社会内処遇、刑事司法共助、刑事分野における争訟原則、共同活動等</p>	<p>■MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、2021年以降の法・司法制度整備のための中長期的取組みを報告書等にまとめる。</p> <p>■2021年以降実施すべき活動・テーマの特定・分析が、以下の点を考慮して実施される。</p> <p>一法の統一的な適用・執行確保に向けた取組み 一各種紛争が争訟原則に基づき適切に解決される仕組みの整備に向けた取組み 一人権を重視した適正手続の実現に向けた取組み 一司法アクセスの強化に向けた取組み</p>	<p>・各機関関係部局責任者へのインタビュー ・報告書等の入手</p>	
<p>【活動】</p>			
1	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、各機関において、年度ごとの本プロジェクトの活動の結果を総括し、報告書等を作成する。		
2	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、長期専門家と協力し、各機関において、1-1の総括を踏まえ、中長期的取組みが必要なテーマ及び取組みについて分析し、報告書等を作成する。		
3	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、セミナー等により前記2の成果を関係者機関に共有する。		
4	MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが、長期専門家との間で、半年に1回、活動内容の進捗確認を行う。		
5	JOCIにおいて、MOJ, OOG, SPC, SPP及びVBFが作成した年間活動計画とともに、前記1乃至3の各報告書等を確認する。		
<p>【日本側】</p> <p>長期専門家(チーフアドバイザー(検察官)、裁判官、検察官、弁護士、調整員) 短期専門家 アドバイザーグループ(AG) 本邦研修の機会 日本で行うセミナー・ワークショップ用の会議室 J I C A N E T 上記に関する費用 プロジェクト活動に係る費用の一部</p>	<p>【ベトナム側】</p> <p>MOJ, OOG, SPC, SPP: ・プロジェクトダイレクター ・プロジェクトマネージャー ・コーディネーター ・ワーキンググループメンバー ・O/P機関にて開催されるセミナー・ワークショップ用の会議室 ・プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材 ・プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用</p> <p>VBE: ・プロジェクトマネージャー ・コーディネーター ・ワーキンググループメンバー ・O/P機関にて開催されるセミナー・ワークショップ用の会議室 ・プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材 ・プロジェクトに関する連絡・調整に必要な費用</p>		<p>実施機関に大きな組織改編が生じない。 実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。</p>

カンボジアにおける民事保全の実状

JICA長期派遣専門家

前田 優太

1 はじめに

カンボジアにおいては、日本の支援の下で民事訴訟法（以下、カンボジアの民事訴訟法を単に「法」という。）が作られ、民事保全も法の中に規定されている（法530条ないし571条）。2016年にカンボジアの裁判所が新規に受理した民事保全事件の総数は2116件であり¹、民事保全はカンボジアにおいても実際に使われているが、カンボジア全土で法が適用されてから10年以上が経過し、実務上、立法当時想定されていなかったものも含めた問題点が出てきている。条文解釈上の主な論点については法務省法務総合研究所国際協力部のホームページ上にある「民事保全頻出質問集（2009年）」²（以下「質問集」という。）で示されているので、本稿では、まずカンボジアにおける民事保全の制度を概観した後で、日本との運用上の違いや実務上発生している問題点について述べることにする。

2 制度概観

カンボジアにおける民事保全の概要は以下のとおりである。執行債務者の財産の現状が変更されることによって、強制執行ができなくなり若しくは著しく困難になるおそれがあるとき、又は権利関係につき争いがあることによって、当事者の一方の地位に著しい損害若しくは急迫な危険を生ずるおそれがあるときは、自己の権利を保全しようとする者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、保全処分を求めることができる（法530条）。保全処分には、仮差押え、係争物に関する仮処分及び仮の地位を定める仮処分がある（法531条）。仮差押えとは、金銭の支払を目的とする債権の強制執行を保全するために債務者の財産の処分を制限する処分である（同条1号）。係争物に関する仮処分とは、係争物の現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときにその係争物の現状を維持させる処分である（同条2号）。仮の地位を定める仮処分とは、争いがある法律関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要があるときに判決の確定までの仮の状態を定める処分である（同条3号）。仮差押決定は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができ（法545条1項）、決定において仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が寄託すべき金銭（仮差押解放

¹ 内山淳ほか「カンボジア現地調査報告（2）～全国の始審裁判所の実情について～」法律のひろば 2019年2月号43頁

² <http://www.moj.go.jp/content/000032474.pdf>

金)の額を定めなければならない(法547条1項)。係争物に関する仮処分決定は、係争物の現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる(法548条1項)。仮の地位を定める仮処分決定は、争いがある法律関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる(同条2項)、決定にあたっては特別の事情のない限り口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが必要である(同条4項)。仮処分においては、裁判所は、仮処分決定の申立ての目的を達するために必要な限度で、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の処分をすることができる(法549条)。保全決定に対しては、債務者は、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができ(法550条)、本案の訴えの不提起や事情の変更等を理由とする保全取消の制度も定められている(法557条ないし559条)。保全決定に対する異議や保全決定の取消しの申立てについての決定等に対しては抗告することができる(法561条1項)。保全執行については、総論(法562条ないし564条)のほか、各論として、動産(法565条)、債権その他の財産権(法566条)、不動産(法567条)及び船舶(法568条)に対する仮差押えの執行並びに仮処分の執行³(法570条)について規定がおかれている。

以上のとおり、カンボジアにおける民事保全の規定は、日本の民事保全法の規定と似たものとなっている。

3 日本との運用上の違い

しかしながら、法律上は日本と同じような規定があるにもかかわらず、カンボジアの実務において日本の実務とは異なった運用がされている点がある。その主なものとして、ここでは、保全決定における担保の要否、保全執行の申立ての要否及び不動産に対する民事保全の効力を取り上げる。

(1) 保全決定における担保の要否

日本においては、保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てさせることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる(日本民事保全法14条)。ここでいう担保は、違法・不当な保全命令によって債務者が被る可能性のある損害を担保するものであるが、実際上はこれに加えて、濫用的な民事保全の申立てを抑止する機能や、債務者審尋を経ることなく迅速な保全命令を発することを正当化する機能もあるとされている⁴。もっとも、実務上は、貸金仮払いの仮処分等の例外的な場合を除き、担保を立てさせないで保全命令を発令することはされていない。それは、保全命令の債務者が担保につき他の債権者に先立ち弁

³ ただし「仮処分の執行は、仮差押えの執行又は強制執行に準じて行う。」と規定されているのみである。

⁴ 須藤典明ほか「民事保全 三訂版」(以下「民事保全三訂版」という。)67頁、瀬木比呂志「民事訴訟法 新訂版」76頁

済を受ける権利を有し（日本民事保全法4条2項，日本民事訴訟法77条），権利行使が容易だからとされている⁵。

カンボジアにおいても，保全決定は，担保を立てさせて，又は担保を立てさせないことができる（法542条）。すなわち，保全決定を出す際に担保を立てさせるか否かについては，日本と同様，裁判所の裁量に委ねられている。前記のとおり，カンボジアの民事保全に関する規定が日本と似ていることや，実際に口頭弁論等を経ないケースでは申立てから数日程度で決定が出ていること⁶等からすれば，カンボジアにおいても民事保全における担保は日本と同様の機能を果たすものと思われる。しかしながら，カンボジアにおいては，日本とは逆に，実務上保全決定を出す際に担保を立てさせることはほとんどない。その理由としては次のようなことが考えられる。まず，カンボジアにおいては，仮差押え等であれば債務者に対する権利侵害は軽微であり担保を要求するほどでもないとの意見や，保全決定を出す際に担保を要求することにより当事者（国民）の裁判所に対するイメージが悪化することを気にする意見を持つ裁判官が少なからず存在する。また，保全決定の担保を立てるには，当事者が担保を立てるべきことを命じた裁判所に金銭等を寄託する方法によるべきところ（法536条），多くの裁判所において寄託された金銭の管理方法が定められていないなど，担保の受入れ先となる裁判所内において担保の受入手続が十分に整っていない⁷。このようなことが上記のような実務に影響しているものと思われる。

（2）保全執行の申立ての要否

日本においては，民事保全の執行は申立てにより行われ（日本民事保全法2条2項），その申立ては書面で行わなければならない（日本民事保全規則1条6号）。しかし，一定の方法による保全執行については，保全決定の申立てと同時に保全執行の申立てをすることも可能であり（日本民事保全規則31条但書），実務上も，保全命令を発した裁判所が執行機関となる事案の多くは，保全決定の申立てと同時にこれが発令されることを停止条件とする保全執行の申立てがされているものと解されており，新たに保全執行の申立ては不要であるとされている⁸。

カンボジアにおいても，日本と同様，民事保全の執行は申立てにより行われ（法532条2項），その申立ては書面で行わなければならない（法534条6号）。しかし，法には上述した日本民事保全規則31条但書のように明文上保全決定の申立てと同時に保全執行の申立てをすることを認めたと解される条文は存在しない。法の解釈上そのような取扱いを認める余地はあるが⁹，現在の実務では認められておらず，債権者は，保全決定の送達を受けた後2週間以内に保全執行の申立てを改めてする必要がある。その結果，

⁵ 民事保全三訂版69頁

⁶ 内山淳「カンボジアの司法～始審裁判所～」ICD NEWS第73号48頁，内山淳ほか「カンボジア現地報告（3）～全国の始審裁判所の実情について～」法律のひろば2019年3月号掲載予定

⁷ 内山淳ほか・上記注6の論文

⁸ 民事保全三訂版204頁

⁹ 質問集35頁

執行期間の起算点をいつにするのか、執行期間の中断を認めるのか、執行期間内に何をすればよいのかなどといった問題が日常的に起こっている。

(3) 不動産に対する民事保全の効力

日本において、不動産に対する仮差押えや処分禁止の仮処分の執行として登記がされた場合、その効力はいわゆる相対効である（仮差押えにつき、日本民事執行法59条2項、3項。処分禁止の仮処分につき、日本民事保全法58条1項）。例えば所有権移転登記請求権を被保全権利とする処分禁止の仮処分につき、債務者所有の不動産に対して処分禁止の仮処分の登記がされた後に債務者が第三者に当該不動産の所有権を譲渡した場合でも、当該譲渡は有効であり、第三者は自らに対する所有権移転登記をすることもできる。ただ、登記にかかる所有権の取得を債権者に対抗することができないにすぎない。

カンボジアにおいても、法は日本と同じく相対効の考え方に立っているが¹⁰、日本と異なり、相対効であることを明示した条文は、仮差押えの後に仮処分の執行等ができることを前提としたいくつかの条文（法431条3項等）が存在するのみであり、処分禁止の仮処分の効力に関する条文は置かれていない。法に処分禁止の仮処分の効力に関する条文が置かれなかったのは、法の起草の段階ではまだカンボジアにおいて登記制度が整備されていなかったという事情に起因するものと推察される。加えて、法改正をするということは従前の法律にミスがあったことを認めることになるとの理由で法改正に消極的な意見が司法省の中には根強くあるため、相対効であることを明示するような条文を追加するような法改正も進まない。そうすると、条文の文言を重視するカンボジアにおいては、民事保全の登記に後れる登記申請を受け付けるべきか否かが問題となる。なお、不動産に関する合意による所有権の移転は、登記をしなければ効力を生じないので（カンボジア民法135条）、民事保全の登記に後れる登記申請を受け付けないという見解を採った場合、事実上仮処分の対象となった不動産の権利移転そのものが大幅に制限されることになる¹¹。

この点に関するカンボジアの実務は一定ではない。すなわち、相対効に沿った運用がされるか、具体的には民事保全の登記がされた土地の所有権移転登記申請を受け付けるか否か、については国全体で統一した運用がなされておらず、個々の登記官によって運用が分かれているというのが現状である。傾向としては、プノンペンではそのような登記申請を受け付けてもらえることが多く、地方部だと受け付けてもらえない、言い換えればいったん民事保全の登記がされるとそれが抹消されるまでの間所有権移転等の登記申請を受け付けないという運用がされていることが多いようである。

なお、司法省と国土管理都市計画建設省（以下、法令の引用部分も含めて「国土省」という。）の間の2010年7月15日付け「民事訴訟関連不動産登記共同省令ワーク

¹⁰ 磯井美葉「カンボジアの不動産登記について」ICD NEWS第60号33頁、質問集38頁

¹¹ 相続のように、合意によらない所有権の移転においては、登記は効力要件ではなく対抗要件（カンボジア民法134条1項）にすぎないので、登記申請が受理されない場合でも権利の移転は可能である。

ショップにおける司法省・国土省間の合意書」(以下「本件合意書」という。)第1項では、「本共同省令は差押え、仮差押え、仮処分の効力を相対効としつつも、カンボジアの現状に鑑み、管轄登記所は、裁判所からの囑託によるものを除き、これらに後れる登記申請を不受理とする見解を採用する」と規定されている。この規定による帰結は法の趣旨とは異なるが¹²、本件合意書の位置付けや法的効力については必ずしも明らかではない。上記のような地方部の運用も、本件合意書に従っているというよりは、単に登記官が法を知らないことが原因のようである。すなわち、プノンペンであれば法を学ぶ機会が多く、登記官が法を知っていることが多いので、法の趣旨に沿った運用がされることが多いが、地方部では法を学ぶ機会もなく、登記官が法を知らないので、法の趣旨とは異なった運用がされることが多い^{13,14}、というのが現在のカンボジアの実状である。

もっとも、本件合意書第1項後段によれば、「本共同省令は司法省・国土省共同起草班が不動産登記法を起草するまでの間、暫定適用されるものである。」とされており、第3項には、「民法関連不動産登記共同省令起草後、司法省・国土省共同起草班は、日本側ワーキンググループの助力を得ながら、差押え、仮差押え、仮処分の効力を相対効とし、さらに管轄登記所は、これらに後れる登記申請を受理する見解を前提とした『民法・民事訴訟法関連不動産登記法』の起草を開始する」と規定されているので¹⁵、将来的には、カンボジアにおいても、日本と同様に相対効を前提とした立法がされ、全土でそれに沿った運用がなされることが想定される。

4 実務上発生している問題点

カンボジアにおいては、上記のとおり日本と異なる運用がされている点があるにとどまらず、前記のとおり法を知らない法律実務家もまだまだ存在するため、法に反するような運用がなされることもある。その内容につき細かい点まで挙げれば多岐にわたるが、本稿では特に大きいと思われる点、すなわち仮差押えと仮処分の区別、保全すべき権利及び保全の必要性について述べる。

(1) 仮差押えと仮処分の区別

カンボジアにおいても、日本と同様、仮差押えと仮処分は保全すべき権利が金銭債権か否かで区別される(法531条)。しかしながら、カンボジアにおいては、地方部を

¹² ただし、この規定自体は法の明文に反するものではない。

¹³ 本件合意書においても裁判所からの囑託に基づく登記申請は受理されるので、不動産に対する仮差押えや処分禁止の仮処分の執行(法570条、567条)の場面では登記申請が受理されるはずであるが、現在のカンボジアの地方部ではそのような登記申請も受け付けてもらえないことが多いようである。

¹⁴ 実務に携わる者が法律を知らないというのは必ずしも地方部に限ったことではない。筆者はワーキンググループ等でプノンペン及びその周辺の法律実務家と日々接しているが、彼らの中にも仮差押え登記がされている土地を第三者に譲渡すること自体ができないと認識している法律実務家は存在する。

¹⁵ 現在JICAで行われている「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」では、あるべき成果の一つとして民法・民事訴訟法の関連法案の起草が挙げられている。現在、長期派遣専門家が司法省と国土省と共同で毎週ワーキンググループを開催し、民法関連不動産登記共同省令の内容を含めた形で不動産登記法を起草できるよう、法案の検討を進めている。

中心に、保全すべき権利を金銭債権とする処分禁止の仮処分の申立てがなされ、裁判所もそれを認めている事案が少なからず存在する。これは、「債務者所有の〇〇の不動産を仮に差し押さえる。」というような仮差押えの主文では決定の効果が不明確なので、「〇〇の不動産について、売却、賃貸、質入れ、贈与及び抵当権設定を仮に禁止する。」というように禁止される行為を具体的に主文上に記載したいという実務上の要請や^{16,17}、仮差押えと仮処分の要件の区別をせずに申立てがあった方を認めるという裁判官の考えに基づくものと思われるが、明らかに法律実務家の法の理解不足に起因するものである。前述した登記官のケースも含めて、カンボジアの特に地方部における法の普及については、まだまだ道半ばである。

(2) 保全すべき権利

カンボジアにおいても、保全すべき権利の疎明がなされなければ保全決定を出すことはできない。しかしながら、カンボジアにおいては、保全すべき権利は何か、保全すべき権利の疎明はされているのか、という点を十分に判断していないのではないかとみられる保全決定が散見される。例えば、債務者ではない第三者を名宛人とする処分禁止の仮処分、債務者の出国を禁止する旨の仮処分、債務者に対して債権者との別居を命じる仮処分¹⁸、登記義務者の意思表示がないにもかかわらず登記官に対して所有権移転登記を命じる仮処分、行政に対して建築許可を命じる仮処分¹⁹などが実際に出ている。これは必ずしも地方部に限ったことではなく、実際にも上記の仮処分のいくつかはプノンペン始審裁判所が出されている。これらを見る限りにおいては、裁判所において保全すべき権利の存否についての審査が必要であるということがカンボジアの裁判官に十分に理解されていないように思われる。

(3) 保全の必要性

カンボジアにおいても、保全の必要性がなければ保全決定を出すことはできない（法545条1項、548条1項、2項）。しかしながら、カンボジアにおいては、保全の必要性を十分に審査していないのではないと思われる保全決定が散見される。例えば、金銭債権を保全するための債務者所有の不動産に対する明渡断行の仮処分が出たり、法人の営業を禁止する仮処分、法人の全ての財産に対する仮差押え、債権者使用型の占有移転禁止の仮処分がそれぞれ簡単に、しかも無担保で出されている。このような実務の背景には、申立人が求めているのだから保全の必要性を肯定するという考えがあるように思われ、保全の必要性を裁判所が審査することの必要性についてはカンボジアの裁判官に十分に浸透していないように思われる。

¹⁶ これらの主文例は、前者は仮差押決定、後者は処分禁止の仮処分決定の主文としてカンボジアの裁判所で実際に出されたものである。その適否については本稿では判断しない。

¹⁷ 本文中で挙げた二種類の主文例を併記する形で申立てがなされ、そのような決定が出ることもある。これについて、裁判所は、仮差押えと処分禁止の仮処分の併合として扱っているようである。

¹⁸ この決定においては、債権者が債務者に対して同居している住居からの退去を求めた部分は却下されている。そのため、決定によっても、現住居にどちらが残ることができるかについては不明である。

¹⁹ カンボジアの実務上、裁判所が行政に対して建築許可を命じることはできないと考えられている。

5 おわりに

以上のとおり、カンボジアにおいても民事保全は使われているが、その実際の運用については、起草当時想定されていたことや日本における運用と異なっている点も存在する。起草者の想定や日本における運用とカンボジアにおける運用が異なっていること自体は決して悪いことではないが、この中には、法律実務家の法の理解不足を主たる原因とするものも含まれている。カンボジアにおいて法整備支援に携わる長期派遣専門家としては、カンボジアの法律実務家の自主性は尊重しつつ、今後もセミナー等を通して法律実務家の法の理解を促進し、誤った運用を自ら正してもらうための手助けをしていきたい。

ラオスの刑事事実認定を巡る状況

～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

「事実認定は刑事裁判の生命線である。」という言葉聞いたことがあるだろうか。小職がこの言葉を初めて聞いたのは司法修習生の頃であったと記憶しており、小職自身は、その意味について、「刑事裁判（刑事司法手続）は犯罪の存否を証拠により認定し刑罰をも与える国家作用であるところ、死刑すら科すことが可能な我が国の刑事裁判においては、その判断（結論）の前提となる事実は常に適正に認定されなければならない、適正な事実認定がなされないと、無辜の処罰や真犯人が処罰を免れるなどの不正義が生じ、刑事裁判（刑事司法）が国民の信頼を失い成り立たなくなる。」などと理解している。

小職は、2006年10月に検事に任官し、その後、各地の地方検察庁で捜査・公判の実務を経験した後、2016年4月に法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官となり、2017年7月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）がラオスにおいて実施する法制度整備支援プロジェクト¹の長期派遣専門家としてラオスの首都ビエンチャンに駐在し、ラオスの司法関係者と共に、主に、ラオスの刑事司法実務の改善やラオスの法学教育・法曹養成研修²・継続的実務研修³（刑事分野）の改善に向けた活動をしている。小職は、日本の検事として捜査公判の実務を担当していた際、上記「事実認定は刑事裁判の生命線である。」の意味（重要性）を認識させられることがたびたびあったが、まさか日本から遠く離れたラオスでこの言葉の意味を考えることになるとは想像もしていなかった。しかし、2018年7月に開始した本プロジェクトが、「ラオスにおける刑事事実認定の適正化」を目標とし、「ラオスの刑事事実認定理論」と「ラオスの刑事事実認定理論を習得するためのトレーニング方法」を確立することを目的とした活動をするようになったことから、小職は今、ラオスの刑事司法関係者とこの言葉を共有しながら、どのようにすればこの言葉の意味、すなわち、ラオスにおける刑事事実認定が適正に行われるようになるかについて、日々頭を悩ましている。

本稿では、このような本プロジェクトが現在取り組んでいる「ラオスにおける刑事事実

¹ 2003年5月から2008年3月で実施された「法整備支援プロジェクト」、2010年7月から2014年7月まで実施された「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1」（以下「フェーズ1」という。）、2014年7月から2018年7月まで実施された「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」（以下「フェーズ2」という。）、2018年7月から5年間の活動予定で実施中の「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を指す。

² 2015年に設立された国立司法研修所（NIJ）での法曹一元研修を指す。NIJの設立経緯や研修内容等については、本誌72号（2017年9月号）「ラオスの法曹養成制度改革」を参照されたい。

³ 主に、ラオス最高人民裁判所研修所での裁判官等に対する研修、ラオス最高人民検察院研修所での検察官等に対する研修を指すが、ラオス弁護士会が実施している弁護士に対する研修を指す場合もある。

認定理論及びそのトレーニング方法の確立」について、その活動を始めた経緯及び活動内容を、小職が認識しているラオスの刑事事実認定の問題点と共に報告させていただきたい。

なお、本稿の意見にわたる部分は小職の私見であり、小職の所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 活動の経緯について

まず、本プロジェクトが、刑事事実認定を含むラオスにおける「事実認定の適正化（改善）」を始めた経緯について背景も含めて簡単に紹介したい。

ラオスでは、現在⁴、フェーズ1、フェーズ2に引き続き、本プロジェクトが5年間の計画で実施されている。本プロジェクトでは、これまでのプロジェクトの成果を土台として、引き続き、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることを目標としている。そして、本目標に関する達成すべき成果の1つとして、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用されることを目指している⁵。

法学教育、法曹養成研修及び継続的実務研修は、フェーズ2で初めて取り組んだテーマであり、フェーズ2では、法学教育機関・法曹養成等研修機関における教育・研修カリキュラムの見直し等を行ったほか、模擬裁判や事実認定起案のための演習教材として、民事事件及び刑事事件を題材とした模擬事件記録教材⁶を作成した。そして、フェーズ2では、模擬事件記録教材を法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の現場で有効活用してもらうべく、法学教育・法曹養成等研修機関の講師（ラオス国立大学教員、NIJ教員、最高裁研修所講師、最高検研修所講師）を対象とする模擬事件記録教材の普及セミナー⁷等を実施した。もともと、これらの普及セミナー等によっても、その後、ラオスの法学教育・法曹養成等の現場において模擬事件記録教材を利用した教育や研修は進まなかった。その理由を探るべく、小職を含む本プロジェクト専門家において、前記教員や講師に模擬事件

⁴ 本稿を執筆している2019年1月当時。

⁵ 本プロジェクトの活動概要については、本誌76号（2018年9月号）の拙稿「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」を参照されたい。

⁶ 日本の司法研修所等で事実認定演習教材等として利用されている「白表紙教材」を参考にして、ラオスの民事・刑事事件の確定記録を題材に教育研修目的で若干の加工を施して作成した教材。模擬裁判や事実認定起案以外にも様々な利用方法を想定していることなどから、フェーズ2においては、事件記録をまとめた教材及び利用方法の参考例を箇条書きにした冊子を作成したものの、模範解答例や模範解説例（指導要領、ティーチングマニュアル）までは作成していなかった。

⁷ 2018年5月及び6月にビエンチャン首都で実施。模擬事件記録教材の作成経緯や目的、一般的に想定される利用方法の紹介の他、作成したメンバー（フェーズ2の教育研修改善サブワーキンググループ（SWG）のメンバー）による模擬講義も実施。

記録教材の利用状況（教育研修現場での利用方法）等について尋ねると、演習教材として利用してみたい気持ちはあるが、模範解答例や模範解説例がないことから、普及セミナーで例示された事実認定演習教材としての利用方法が具体的にわからない（教授方法のイメージができない）旨の回答が少なからず寄せられた。そして、本プロジェクト専門家において、現場の教員や講師からのこのような回答も踏まえてより詳細に模擬事件記録の教育研修現場における有効活用・普及が進まない理由を分析していったところ、ラオスでは、事実認定に関する理論的検討やトレーニングが各法学教育機関や法曹養成等研修機関において十分に行われているとは言い難く、このことが模擬事件記録教材の教育研修現場での有効活用・普及の妨げとなっているのではないかと仮説に辿り着いた⁸。そのため、本プロジェクトは、模擬事件記録教材の有効活用・普及の検討に先立ち、ラオスにおいていまだ体系化した形で存在しない事実認定理論及び事実認定のトレーニング方法を確立し、司法関係者に周知することが必要であると考えた。このような経緯から、本プロジェクトは、ラオス司法分野が抱える課題の一つとして「事実認定の適正化（改善）」を意識し、その必要性を検討するべく、本プロジェクト開始直後から、ラオス側関係者及び日本側関係者と意見交換等を行い⁹、同時に、担当専門家においてラオスにおける事実認定の状況に関する調査を行った¹⁰。そして、本プロジェクトは、上記協議や調査等を踏まえて、ラオス側との間で、刑事分野の事実認定に関し、2023年7月の本プロジェクト終了までの間に

⁸ ラオスでも、主に継続研修の現場では、実際の事件記録（確定記録）を研修生に配布した上で研修生に判決起案や意見書起案をさせる研修（起案演習）は行われている。もっとも、ラオスの法学教育、法曹養成研修等の現場では、これらの教育研修にあたり、事実認定に関する共通の知識や技術（理論）をベースにした模範解答が作成されることや、研修生らに共通して身に付けさせるべき事実認定に関する知識や技術を整理した模範解説例（指導要領、ティーチングマニュアル）が作成されることもなく、個々の教員や講師が、当該事件の判決書や意見書自体を模範解答のように用い、個々の知識や経験に基づいた独自の教授方法にもとづいて指導教育を行っており（個々の教員や講師ごとに演習で利用する事件記録が異なることも多く、演習後の教員講師間の情報共有もほとんどない。）、その結果、学生や修習生や若手法律実務家は事実認定に関する共通の知識や技術を身に付けていない状況が存在する。小職を含む本プロジェクト専門家は、このような教育研修が一般的に行われている状況から、ラオスの法学教育・法曹養成研修等現場の教員や講師は、法律実務家が最低限身に付けるべき事実認定の知識・技術やトレーニングについて具体的に認識することができず（認識せず）、そのことが、教員や講師において、法律実務家に必要な事実認定の知識・技術を身に付けさせるために有効である模擬事件記録教材の具体的な利用方法が理解できず（イメージできない）、同教材の有効活用・普及が進まない原因の一つではないかと推測したものである。

⁹ 毎月実施される本プロジェクトの運営委員会メンバー（カウンターパート機関における局長級職員）との協議（MC会議）だけでなく、合同調整委員会メンバー（各機関における副大臣、副長官、副学長）との協議（2018年11月実施の本プロジェクト開始式や同年12月実施の本邦研修における意見交換）なども利用してラオス司法分野の指導的立場と協議を行うと共に、日本側関係機関（JICAやICD）や国内支援委員会（AG）の先生方との協議も行った。また、これら以外にも、2018年11月に前記プロジェクト開始式に引き続き、本プロジェクトに所属する全てのメンバーを対象とする事実認定に関する講義や本プロジェクトの教育研修改善SWGメンバーやラオス法学教育機関・法曹養成等機関講師を招いて模擬事件記録を利用した模擬講義セミナーなども実施し、ラオス司法分野の一般職員や法曹実務家、法学教育・法曹養成研修等機関の教員や講師とも意見交換を行った。本プロジェクトはこれらの活動を通じてラオス側の事実認定改善の必要性に関する認識を探った。

¹⁰ 筆者はプロジェクト関係者に対するインタビューを中心にしてラオスにおける刑事事実認定に関する調査を行った。その結果をまとめたものが「刑事裁判における事実認定の重要性及び事実認定のルールの必要性」（別添1）である。

以下の活動を行うことで合意した。

3 ラオス側と合意した刑事事実認定に関する活動概要について

(1) ラオスの刑事事実認定に関する状況

次に、本プロジェクトにおける刑事事実認定の適正化に関する活動内容を紹介したいと考えるが、その前提として、ラオスの刑事事実認定に関する状況を簡単に説明したい（詳細は別添1を参照されたい。）。

ラオスの刑事実体法（刑法）は制定法（刑法典¹¹）として存在する。ラオスの刑事訴訟手続は職権主義構造で、陪審制や参審制を採用していないため裁判官が最終的な事実認定権者である。そして、ラオスの刑事手続の目的¹²は、犯罪の予防、国家・集団・人民の権利保障、社会的安全及び公共の秩序維持とされる。上記特徴を有するラオス刑事手続においては、裁判官が、捜査機関が収集し検察院が起訴した事件について、証拠を検討して認定した事実に対し、刑法典の条文を適用して判決を下すことで、犯罪の予防（社会的安全）、人権保障、公共の秩序維持を図ることを目指していると考えられる。

そして、ラオスの刑事手続では、事実認定の基礎となる証拠に関して、証拠法を定めた規定自体は刑事訴訟法上に存在するものの、刑事手続において証拠を適切に取り扱うための理論、すなわち証拠法理論が存在しない¹³。さらには、刑事手続において収集された証拠を適切に評価するための手法（事実認定理論やその技術）も存在しない。そのため、ラオスでは不適切な証拠収集及び事実認定がなされることも多く、その結果として、適切でない判決¹⁴が多く出され、国民の司法に対する信頼が損なわれている状況が存在する¹⁵。そして、ラオス側も、上記刑事事実認定に関する状況に対して問題である

¹¹ ラオスでは2018年10月に新刑法典が公布（施行）された。

¹² ラオス刑事訴訟法1条参照。

¹³ この課題（ラオスの証拠法理論の確立）には、本プロジェクト刑事法SWGが取り組む予定である。

¹⁴ ラオス側の主たる問題意識は、結論が適切でない判決というよりも、結論を導いた理由が論理的でない判決であった。また、ラオス側は、判決だけでなく、検察官や弁護人や警察官ら刑事司法関係者が作成する意見書や報告書も適切ではないとの問題意識を持っている。

¹⁵ ラオス側と共有している、「ラオスにおける刑事事実認定の問題点」の詳細は、以下のとおりである。すなわち、ラオスの刑事手続においても、刑事司法関係者（裁判官だけでなく検察官、弁護士、警察官等）も事実認定作業、つまり、存否が問題となる事実関係の有無を証拠により決することは、日本や諸外国と同様に皆行っている（証拠裁判主義が実践されている。）。もっとも、①ラオスには刑事事実認定に関する理論（刑事司法関係者の間で共有すべき考え方）が存在しないため個々の刑事司法関係者が自らの経験・知識のみに基づき、バラバラの基準に基づく事実認定を行っている。つまり、実務経験豊富な者は合理的な事実認定をするが、実務経験がない者又は不十分な者は合理的とはいえない事実認定をしている状況が認められる。さらに、②ラオスでは、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の各課程において、体系的に整理された刑事事実認定理論に基づいた思考方法、表現方法の教育研修が行われていないため、個々の事件を担当した裁判官等は自らが行った各事件における事実認定の結果を適切な形で判決や意見書等に示すことができない。つまり、事実認定を行った本人以外（事件を担当していない第三者）には適切な事実認定が行われたかが正確に理解できず、控訴審や破棄審で適切な審理ができないなどの状況も認められる。

と認識しており、改善に向けた意欲も高いと言える¹⁶。

(2) 刑事事実認定改善に関する活動内容及び計画

本プロジェクトは、ラオスにおける刑事事実認定に関する上記状況（問題点）を踏まえて、2018年12月末時点で、ラオス側と以下の活動を行うことを合意した。

① ラオス独自の刑事事実認定理論の確立

本プロジェクトは、ラオスには未だ体系的な形で存在しない刑事事実認定理論の確立のために、既に体系的な形で刑事事実認定理論が存在する日本の刑事事実認定理論を参考にしながら、ラオスの刑事訴訟法理論及び刑事司法実務に基づいたラオス独自の刑事事実認定理論の確立を目指すこととした。全てのラオス刑事司法関係者に共有されることが理想であることから確立したラオス独自の刑事事実認定理論の内容を最終的に教科書のような形でまとめることも考えている。

本プロジェクトは、上記ラオス独自の刑事事実認定理論確立のための活動におけるポイントは2つあると考えている。1つ目は、ラオスの刑事事実認定と日本の刑事事実認定にはそれほど大きな相違点はないということである。前記の通り、小職は本活動を開始するに当たりラオスの刑事事実認定実務に関する調査を行っているが、その際にもっとも強く感じたことは、ラオスの刑事司法関係者（その中でも実務経験が豊富な者）が行っている事実認定は日本の刑事事実認定理論にもとづく事実認定と大きく異なることはないというものである¹⁷。2つ目は、ラオスの刑事事実認定理論はラオスの刑事司法の現場で利用することが可能なものでなければならず、確立されるべきラオスの刑事事実認定理論は日本の刑事事実認定理論を参考にしつつも、飽くまでもラオスの刑事訴訟法理論及び刑事司法実務に基づいたものでなければならないということである。そこで、本プロジェクトは、ラオス独自の刑事事実認定理論を確立するにあたっては、刑事事実認定理論が体系的な形で存在する日本の刑事事実認定理論を参考にして比較対照することで、ラオスの法理論及び実務に基づいた独自の刑事事実認定理論を確立することが可能であり、適切と考えている。本プロジェクトは、上記考えにもとづき、今後のプロジェクト活動に利用するために、日本の刑事事実認定

¹⁶ ラオス側と共有している、「ラオスにおける刑事事実認定の問題点を改善する必要性」の詳細は以下の通りである。まず、刑事裁判を含む全ての司法的解決を要する紛争において「事実認定」作業は非常に重要である。紛争の司法的解決には、事実認定作業以外に、「当該紛争で適用される法律の規定を選定する作業」及び「認定した事実を選定した法律の規定に当てはめて結論を出す作業」も必要となるが、事実認定作業を適切に行わないとその他の二つの作業を適切に行うことはできない。その意味でこの「事実認定」作業は非常に重要であるところ、この重要な「事実認定」を適切に行うためには、「刑事事実認定理論」を確立する必要がある。その理由は、①刑事事実認定理論が確立されないと、十分な経験を積んでいない若手刑事司法関係者が適切な事実認定ができず、不適切な事実認定をする可能性が高くなる、さらに、②刑事事実認定理論が確立されないと、刑事司法関係者が適切な事実認定結果を判決や意見書に示すことができず、第三者には事実認定が適正に行われたか判断することができなくなるからである。その結果、司法への国民の信頼が失われ、ラオスが目指す「法の支配の確立」が阻害されることにつながる。

¹⁷ 供述証拠よりも客観証拠を重視した事実認定を行う（供述証拠には信用性判断に困難性を伴う）ことや、供述証拠の信用性判断の枠組みなどである。

に関する参考文献等をもとに別添1「刑事裁判における事実認定の重要性及び事実認定ルールの重要性」(参考)をまとめ、日本側関係者だけでなく、ラオス語に翻訳したものをラオス側関係者にも配布している。本プロジェクトは、今後、この資料等を参考にしながら、ラオスの刑事訴訟法理論や刑事司法実務を調査し、ラオス側及び日本側と意見交換しながら、ラオス独自の刑事事実認定理論を確立し、教科書の形にまとめて普及したいと考えている。

② ラオス独自の刑事事実認定理論の普及

本プロジェクトは、ラオス独自の刑事事実認定理論の確立に加えて、この普及のために、同理論に関するトレーニング方法の確立も目指すこととし、具体的な活動内容として、実務上よく問題となる刑事事実認定上の論点¹⁸に関する事例問題集(別添2参照)の作成、及び、フェーズ2でも作成した模擬事件記録教材(事件記録をまとめた教材だけでなく、教員・講師が利用する模範解答例や模範解説例・指導要領を含む。)を新たに作成し、普及することを考えている¹⁹。

本プロジェクトがラオスの刑事事実認定の適正化(改善)に当たり、刑事事実認定理論の確立(教科書の作成)だけでなく、あえて、そのトレーニング方法の確立(事例問題集や模擬事件記録教材の作成・普及)も活動内容の一つとして挙げた理由は、事実認定理論は純粋な法理論ではなく実務における「技術論」であり、技術は教科書等を読むなどして学ぶだけで身につくものではなく、トレーニングを一緒に行うことではじめて身につくものと考えているからである。そして、本プロジェクトは、トレーニングの効率性を考えて、初級レベルの演習教材だけでなく実践レベルの演習教材を作成する必要があると考え、事例問題集と共に新たな模擬事件記録教材を作成し普及することを考えている。

4 おわりに

以上、本プロジェクトが、今後5年間で取り組むべき刑事事実認定に関する活動概要について、活動経緯及びラオスの刑事事実認定の現状の問題点の概要とともに報告させていただいた。

本プロジェクトは、現時点で²⁰、ラオス側と日本側で「事実認定は刑事裁判の生命線である。」という言葉が共有され、また、日本とラオスの刑事事実認定に関する考え(理論)に大きな相違点もないと認識しており、刑事事実認定の適正化に向けた前記プロジェクト

¹⁸ 今後ラオス側と協議し実務調査を行って確定することになるが、日本側との協議では、①共犯者供述、②犯人識別供述、③被害者の供述、④被告人の自白、⑤近接所持、⑥殺意や薬物の認識などの主観的事実、⑦間接事実による犯人性の立証、⑧アリバイなどを検討するのが有益であるとの意見がでている。

¹⁹ フェーズ2で作成した模擬事件記録教材には、前記の通りの教育的理由などで模範解答例や模範解説例・指導要領(いわゆるティーチングマニュアル)を作成しなかったが、このことが一つの理由で模擬事件記録教材が教育研修現場に広く普及していない現状がある。この点を踏まえ、本プロジェクトでは記録教材だけでなく、事実認定理論を踏まえた模範解答例や模範解説例・指導要領も作成する予定である。

²⁰ 2019年1月当時。

活動を実施するための環境は整ったと考えている。しかしながら、本プロジェクトは、別添1記載の通り、日本とラオスでは法制度自体の違いや法理論の成熟度の違いなどから、刑事事実認定に関する考え（理論）や実務に様々な相違点が存在すると認識しており、今後プロジェクト活動を進めていく中でこれらの相違点が大小様々な問題となりえると推測している。担当専門家である小職は、この相違点をなるべく詳細に分析し、いまだ解明されていないラオスの刑事事実認定の問題点も調査研究して解明し、日本側とラオス側に共有して今後実施される両者の議論の際に生じるすれ違い（議論がかみ合わない状態）をなるべく小さく（少なく）し、プロジェクト活動が少しでも円滑に進むように鋭意努力したいと考えている。

「事実認定を適正に行う。」ことは刑事実務家が日々の業務で意識し、その実現に向けて日々頭を悩ませる事柄だと考える。一方で、小職がそうであるように、多くの刑事実務家は、刑事司法において事実認定が適正に行われていない状態とは具体的にどのような状態か、そのような状態が生じる原因が何であるか、さらにその状態を解決するためにはどのような方法が有効かということまで考えたことはないように推測する（少なくとも小職はそうであった。）。既に述べてきた通り、当プロジェクトは、今後、この問題に取り組んでいく予定である。法制度整備支援の長期専門家という立場だけでなく、一人の刑事実務家としても、非常にやりがいのある活動だと考えており、様々な方のご意見、アドバイスを頂戴して、より良い活動を行いたいと考えている。

刑事裁判における事実認定の重要性及び事実認定のルールの必要性(参考)

第1 事実認定とは何か

1 事実認定の定義

「事実認定」とは、ある事実の存否が問題となった時、証拠によりその事実の存否を決することである。

日本では刑事訴訟法317条がこれを規定し、ラオスでも刑事訴訟法183条¹(以下「ラ刑訴法」という)がこれを規定していると考えられる。

2 事実認定の重要性

日本では刑事裁判における「事実認定の重要性」について以下のように考えられている。すなわち、刑事裁判では常に適正な事実認定が行われ、罪を犯した者は相応の刑で罰され、罪を犯していない者は罰しないことにならないといけない。罰する必要がある者(罪を犯した者)が楽々と罪を免れるようであれば正義が失われ、秩序や治安の維持が侵害される。一方で、罪を犯していない者が罰せられると、人権が侵害され、同様に正義が失われる。これにより同時に、刑事裁判に対する国民の信頼も失われる。すなわち、間違った事実認定が行われると国民の人権が侵害され、正義が失われ、国民の裁判(司法)に対する信頼が失われて社会の秩序が乱れる。

以上の考え方は、ラオスにおいても、憲法上及び刑事訴訟法上、国民の人権が保障されていること(ラオス憲法6条、42条等)、(ラ刑訴法12条、13条、14条、15条等。)、刑事訴訟手続の意義として、「刑事訴訟手続とは、迅速、完全、包括的に犯罪を探求し、犯人に訴訟手続を受けさせ、法律を正しく、公正に適用し、犯人の法に従った処罰、犯人でない者の不処罰を保障するための、捜査機関、検察庁、裁判所その他の参加者による活動をいう」と規定されていることから当てはまる。そして、例えば、被告人が被害者数名を殺害した犯人かどうか争われている事件で、被告人が証拠に基づいて犯人と認められるかは、認められれば死刑等の重罰に処せられ、認められなければ処罰されないという、被告人には天国と地獄ほどの大きな違いがあり、被害者や家族、捜査に関わった人間にとっても、真犯人を被告人として処罰したかが大きな意味を持つことも想像できるはずである。

「事実認定は刑事裁判の生命である」は、日本でもラオスにおいても刑事裁判に関わるものであれば等しく認識を共有できるのではないかと思う。

以下では、日本で刑事裁判に関わる者が感じる適正な事実認定の困難性について、これがラオスにおいても当てはまるかを検討する。

¹「裁判所は、検察の長の起訴、当事者の申し立てを受理し、情報証拠及び公判審理の結果に基づき検討しなければならない」(ラ刑訴法183条)。なお、「情報証拠」及び「公判審理の結果」が具体的に何を意味するかは不明のため今後、調査の必要がある。

3 事実認定の困難性

適正な事実認定は容易ではない。これも刑事裁判に関わる者が皆、常日頃から感じているものである。

(1) 刑事事件における証拠の乏しさに由来するもの

「事実認定」は、過去に生じた出来事の痕跡（証拠）からある事実が存在するか存在しないかを推測するものである。つまり、過去の出来事を体験していない第三者が、その出来事の痕跡である証拠から推測することによって判断する作業をいう。

犯罪が発生すると痕跡が残る。例えば、殺人事件の死体、凶器、目撃者などがこれに当たる。もっとも、犯罪の痕跡、とりわけ誰が犯人であることを示す証拠が少ない事件は少なくない。犯罪が本来、秘密裏に行われ、犯人が誰であることを示す証拠を残さないように実行されるのが普通だからである。このように、刑事事件では、そもそも少ない証拠に基づいて過去に発生した事実の存在、不存在を推測しなければならないのであって、このことが事実認定の難しさの一つの原因となって、これは日本でもラオスでも同様に当てはまると言えよう。

(2) 供述証拠の信用性判断の困難性に由来するもの

犯罪の痕跡が人の記憶に残った場合（例えば、殺人事件を目撃した場合）、言葉によって再現され（報告され）、事実認定を行う者（裁判官等）に認識される。もっとも、人の知覚、記憶、表現には誤りが入りやすい。意識的に嘘の供述を行う場合もある。これに対し、物証（凶器等）の非供述証拠はその存在や状態が証拠となるため、客観的な判断が可能となる。偽造された証拠や保存状態が劣悪な証拠でない限り、判断を誤ることも少ない。「客観的証拠は供述証拠に優先する」というのは日本の刑事裁判関係者の共通認識である。そして、このような考えはラオスにおいてもおそらく妥当すると思われる。

もっとも、物証が多い事件は少ない。殺人事件の現場に残されていた凶器に被告人の指紋や体液が付着していたなどという事件であっても、事件とは別の機会に指紋や体液が付着した可能性が排除できなければ決定的な証拠とはならない。また、汚職事件のように、事件が起きたことすら、物証がなく関係者（贈賄者と収賄者）の記憶のみに記録されることもある。さらに、物証も供述証拠によって補完されることで事実認定との関係で意味を持つことが多い。例えば、現場に落ちていた凶器に指紋や体液が付着していた場合でも、指紋や体液に関する鑑定を行った鑑定人の説明があつてはじめて、事実認定に役立つ証拠となる。このように、刑事事件における事実認定は、供述証拠によって行われることが多いが、供述証拠は信用できるかの判断が極めて難しい。このことも事実認定の難しさの一つの原因となっている。そしてこの理由は日本だけでなくラオスにおいても当てはまると言えよう。

4 事実認定の基礎原理

(1) 証拠裁判主義

事実認定を証拠に基づいて行うという意味である。

かつて証拠に基づかず裁判を行うことがあった。例えば、被告人に熱湯へ手を入れてさせて火傷するかどうかで神の意思が判明するとして有罪無罪を決めるなどしていた。この反省の下で近代社会では証拠裁判主義が原則として採用されている。日本も刑事訴訟法317条において証拠裁判主義を採用している。

ラオスにおいてもこの原則が妥当することは前記第1記載のとおり。

(2) 自由心証主義

証拠が信用できるかを法律等で定めることはせずに裁判官の合理的な判断にゆだねるという意味である。

かつて証拠の証明力を裁判官に委ねず、例えば有罪と判断するためには自白が必要であるなどと法律で決めていた（これを「法定証拠主義」などと呼んでいる。）ことで、自白を獲得するために拷問が行われるなどしていた。この反省の下で近代社会では自由心証主義が採用されている。なお、裁判官が証拠の評価（事実認定）を勝手に行つてよいというものではなく、経験則や論理法則にしたがった合理的判断によること²が必要となる。

ラオスに自由心証主義を定めた規定はないが法定証拠主義を定めた規定もない。一方で、自由心証主義を制限する規定（ラ刑訴法36条3項, 44条4項）は存在する。また、複数の裁判官は、ラオスには証拠評価を規制するルールはなく、個々の裁判官が証拠を見て自らの経験と知識に基づいて結論を導く旨説明する。このような状況から、ラオスにおいても自由心証主義が妥当するものと思われる³。

5 事実認定の資料

(1) 証拠の意義・種類

「証拠」とは過去の出来事（犯罪）の痕跡で、事実認定の資料となるものである。ラオスにおいてもラ刑訴法27条⁴にその旨規定している。

また、「証拠」の種類について、日本では、証拠の収集方法によって人的証拠・物的証拠、適用される証拠法則によって供述証拠・非供述証拠、証拠調べの方法によって人証・物証・書証、証明対象によって直接証拠・間接証拠（間接証拠を「状況証拠」と言う時もある。）、実質証拠・補助証拠、証明の効果によって積極証拠・消極証拠に分類される。

² 後述する「事実認定の方法」で詳細検討するものであるが、このような考え方をラオス側との間でのように意識共有するかは気を付けて検討する必要がある。

³ 今後も実務の状況等を調査する必要がある。

⁴ 刑事事件における証拠とは、訴訟手続によって収集された真の情報であつて、捜査機関、検察院、裁判所が評価を行い、社会にとって危険な行為かどうか、個人の行為が犯罪かどうか、その他の事情の有無を判断する根拠として使用する、その訴訟事件の公正適正な審理判決に有益なものである（ラ刑訴法27条）。

一方で、ラオスでは、証拠の種類は、刑訴法上、物的証拠⁵・書証⁶・人的証拠⁷に分類され（ラ刑訴法28条1項）⁸、積極証拠・消極証拠（ラ刑訴法28条2項）に分類されているのみである。刑訴法上、供述証拠・非供述証拠、直接証拠・間接証拠、実質証拠・補助証拠という概念は存在しない。JICAプロジェクトにおいて以前作成したラオス刑事訴訟法に関するハンドブックにおいて「直接証拠・間接証拠」、「第一次証拠・第二次証拠」という証拠を定義し、具体例と共に説明をしているが、実務において適切な理解のもとで運用されているかは不明である。間接証拠という考えを理解せずに「間接証拠（状況証拠）による事実認定」という考え方を真に理解することは難しい。適切な事実認定を行う前提として、収集した証拠を適切に分類する理論（証拠法理論）が整理され普及されることが必要となると考える。

(2) 証拠能力（証拠法則）

ラオスには証拠方法を制限しない旨の規定（証拠自由の原則を定めた規定）は存在しない。日本と同様に、裁判で「証拠」として用いることができない証拠を法律で規制している。

日本では裁判で「証拠」として用いることができない証拠を証拠能力が認められない証拠と説明する。日本では、①当該事件と関係のない証拠を事実認定に用いることはできない（自然的関連性）、②当該事件と関係はあるもののその証拠を用いることで誤った判断や正義が失われる恐れのある証拠を事実認定に用いることはできないとされる（法律的関連性）。日本では、法律的関連性が認められない証拠について、違法な取調べにより得られた自白（自白法則。憲法38条2項、刑訴法319条1項）⁹や公判廷での反対尋問を経していない供述証拠（伝聞証拠。刑訴法320条以下）¹⁰、さらには違法な手段で収集された証拠（違法収集証拠排除法則¹¹）などがこれに当たるとされている。

ラオスには、現状、裁判で「証拠」として用いることができない証拠を説明する言葉や理論は存在しない。もっとも、ラ刑訴法199条3項が、合議体は、公判に提出された証拠について、「正しいか」の判断以外に、「一致しているか」、「事件に関連し

⁵ 「物的証拠」とは、物体の痕跡、犯罪の道具として使用された、又は使用されようとした物であり、例えば、拳銃、ナイフ、指紋、血痕その他の事件にとって重要な意味を有するものである（ラ刑訴法30条1項）。

⁶ 「書証」とは、手紙、捜査記録、裁判所の活動記録、勘定書（財務記録）、図（図面）、写真、その他犯罪に関連する書類から得られたものを言う（ラ刑訴法32条）。

⁷ 「人的証拠」とは、犯罪に関連する、被疑者（プートゥクハー、プートゥクソンサイ）、被告人、証人、被害者、民事原告、民事責任者の証言、面割り、確認、専門家、熟練者の意見によって得られた証拠を言う（ラ刑訴法34条）。

⁸ 書証と人的証拠（特に供述録取書）の関係をどのように整理しているかは不明であり（伝聞法則と考えられる規定はない）、今後も調査が必要である。

⁹ 強制、拷問又は強迫による自白、不当に長く拘留又は拘禁された後の自白その他任意になされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

¹⁰ 反対尋問を経していない供述証拠は原則として証拠とすることができない。

¹¹ 「違法な手続によって収集された証拠は裁判における証拠から排除すべき」という理論で、日本では憲法や刑訴法上に規定はないものの確立された判例理論として存在する。

ているか」を調べなければならないと規定し、この要件を満たさない証拠は事実認定に用いることができないとされているようである。また、ラ刑訴法36条3項が自白法則¹²を、ラ刑訴法42条が違法収集証拠排除法則¹³を規定しており、これらに違反して収集された証拠に基づく事実認定も認められないようである。これらのことから、ラオスでも日本と同様の、自然的関連性、法律的関連性という分類で検討する証拠能力に関する考え方は概ね妥当するものと推測される¹⁴。

6 事実認定の結果

(1) 挙証責任

日本もラオスも起訴権限は検察官のみが有する（刑訴法247条，ラ刑訴法154条）。そして、通常、訴訟では、権利の実現を求める者が立証責任を負うため、日本でもラオスでも検察官が立証責任を負うと考えられる。その結果、日本でもラオスでも検察官が訴追した事実について検察官が立証できない場合は、裁判所は当該事件について無罪判決を下すことになる（刑訴法336条¹⁵，ラ刑訴法208条1項2号¹⁶）。

(2) 事実認定に必要な証明の程度

日本では、刑事裁判において「疑わしきは被告人の利益に」との考え（利益原則，無罪推定の原則）が採用されている。そのため、日本では、公判である事実の存否が争われ、検察官・弁護人が立証を尽くした結果、検察官が訴追した事実について真偽不明の場合、その事実は存在しない（訴追した事実は存在しない）と判断されるのである。そして、日本では、事実認定を行う際に必要とされる証明の程度（検察官において事実の立証に成功したと考えられる証明の程度）は、通常、「合理的な疑いを容れない程度」とされる（最高裁判例をもとに確立した実務慣行）。この意味は、自然科学の実験に基づく論理的証明ではなく、反証を許すが、反証によっても合理的な疑いが残らない程度の証明までが求められる。日本には、この証明の程度が合理的であったことを第三者に説得的に説明する手段の一つとして後述する「事実認定の方法」が存在する。

ラオスにも、「刑事訴訟手続において、犯人であるとする裁判所の確定判決がまだない被疑者及び被告人は無罪とみなされる。」との規定が存在する（ラ刑訴法15条）が、この規定がいわゆる利益原則，無罪推定の原則を意味するかは不明である。実務

¹² 嘘，強制，脅迫，暴行，拷問その他適法ではない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は，事件における証拠として使用することができない（ラ刑訴法36条3項）。

¹³ この法律に違反する手段により得られた情報は，刑事事件の証拠とならない（ラ刑訴法42条1項）。刑事事件の証拠とならない情報は，法的効果をもたず，刑事手続の基礎として使用することができない（ラ刑訴法42条2項）。

¹⁴ ラオスの実務における証拠法則の運用状況を踏まえた証拠法理論の整理作業が今後必要となると考える。

¹⁵ 日本では，刑訴法336条において，「被告事件が罪とならないとき，又は被告事件について犯罪の証明がないとき，判決で無罪の言渡をしなければならない」と規定する。

¹⁶ ラオスでは，単に，第一審判決の種類として無罪判決が規定されているだけであり，どのような場合に無罪判決を下すかまでの規定はない。

において利益原則、無罪推定の原則が採用されているかも不明である。そして、ラオスでは、証明の程度について、「審理が完了し、事件の状況がすべて明らかになった場合」「すべての事項が明確かつ完全になるまで」（ラ刑訴法200条）と定めるが、どのような状況になればこの要件を満たすのかを明らかにする規定もなく、実務においても運用基準等はないようである。そのため、ラオスにおける事実の証明の程度について、日本と同様に「合理的な疑いを容れない程度」が妥当するかは不明である。そのため、今後、事実認定理論およびそのトレーニング方法確立作業を行う中で、ラオスにおいて求められる事実証明の程度も調査し整理する必要があると考える。

第2 事実認定の方法

1 「事実認定の方法」の必要性

適切な事実認定を行うことが刑事裁判にとってもっとも重要なことであるが非常に困難であることは既に述べた。しかも、事実認定とは、結局、個々の事件における証拠判断で、個々の事件がそれぞれ違うように、その証拠判断も異なるため、その方法の全てを一般化することはできない。

一方で、事実認定が全くルールに基づかずに個々の個別の判断（感覚）に基づいてなされることは、事実認定が恣意的なものとなる可能性が高まると共に、「適切な事実認定」ということを説明できないことになるために妥当ではない。事実認定とは、第三者が、過去の痕跡（証拠）をもとに事実の存否を推測により判断する作業であることから、結局、この作業を適切に行うということは、第三者による推論の過程を、その他の者に対し、説得的に説明する作業に他ならない。そして、他人に対し自己の推論過程を説得的に説明するにあたり、その他人との間で共通のルールが存在することは、その説明を説得的に行うために非常に有用であることは明らかである。そのため、日本には長年の刑事裁判での経験を踏まえて確立された事実認定に関するルールが存在し、これが法曹関係者の間で共有されている（法科大学院や司法研修所、実務機関の研修所において研修されている）。これに対し、ラオスにおいては刑事裁判の経験を踏まえたこのようなルールがいまだ確立していないと承知している。

適切な事実認定を行うために、事実認定に関する一定のルール（事実認定の方法）が確立され法曹関係者間で共有されることは必須であるといえる。以下は、日本において確立している各種のルールを紹介し、これらがラオスにおいて当てはまるかについて、今後の教育研修改善SWGの活動を通じて検討し、ラオスにおける実務での経験を踏まえてラオスにあった形でアレンジした上で導入し、法曹関係者の間で共有されるようにしたい。

2 供述証拠の信用性判断について

(1) 供述証拠の信用性判断に関する一般的考え方

犯罪の痕跡が人の記憶に残った時、そのことは言葉によって表現され、事実認定者（裁判官等）に認識される。犯行を目撃した人は、その知覚した内容を記憶にとどめ、

後に捜査官（警察官等）にこれを言葉で表現し、それが供述調書にまとめられ、あるいは、法廷で証人として証言することになる。この過程はラオスにおいても同様である（ラ刑訴法34条乃至40条）。

供述証拠が上記過程で収集される以上、知覚・記憶・表現・叙述のすべての過程で誤りが入る可能性がある。そこで供述証拠の信用性については物的証拠とは別の観点でその信用性を慎重に判断する必要がある、日本では概ね以下のような視点からその信用性を判断する。これらの視点が全てラオスの刑事司法現場においても妥当するかは不明であるが、ラオスにおいても導入可能なものは複数あると思われる。

ア 客観的証拠と整合しているか（矛盾しないか）

人が真実の話をしている場合、通常、その供述内容は他の客観的な証拠と一致するはずである。

イ 供述内容が一貫しているか（供述の経過に変遷がないか）

人が真実を述べているのであれば、通常、同じ事柄について時と場所によって供述内容が異なることはないはずである。

ウ 供述内容が具体的で迫真的で臨場感があるものか

人が真に体験していないことを供述する場合は、供述内容に具体性がなく、迫真性や臨場感も乏しくなることが多い。

エ 供述者と事件関係者の利害関係の有無

人は故意に虚偽の供述をすることもある（嘘をつくこともある）。このような危険がないかについては、事件や被告人、被害者と供述者の関係から判断することもできる。

オ まとめ

以上が供述一般における信用性判断の視点であるが、上記視点（ア、イ、ウ、エ）の全てを満たさないと供述を信用することができないという意味ではないことに注意が必要である。

また、供述の種類¹⁷によって、上記以外の視点から信用性を判断する必要があることについて、以下述べていく。

(2) 自白（被告人供述）の信用性判断について

日本では、自白について、「任意になされたものであればその内容が真実である可能性は高い。」と考えられる。その一方で、日本では、例えば、①身代わりや刑務所志願、より重い犯罪を隠すために疑われている犯罪を認めるなどのあえて嘘の供述をする場合や、②事件に多少なりともかかわった場合などに事件の衝撃から責任を感じ

¹⁷ ここでは、信用性検討を特に必要とする供述類型として、「自白」、「共犯者の供述」、「被害者の供述」、「第三者による被告人と犯人の同一性に関する供述（犯人識別供述）」を取り上げることにした。他に「専門家（鑑定人）の供述」についても供述の信用性検討における特殊性を指摘することもあり、ラオスにおいても、鑑定人の供述の信用性が問題となることが考えられるものの（刑訴法40条、刑訴法198条参照）、鑑定技術そのものが未発達なラオスにおいてはこのような問題が顕在化するのはいさ少し先のことになると思われるので、本報告メモでは取り上げることはしていない。

て自らが行っていない犯罪の内容まで認めてしまう場合、などもあることから、信用性の判断については、上記(1)ア乃至エ以外に、以下の視点からも検討を行うべきとされている。

ア 自白の動機が合理的なものか

自白は自らの犯罪を認めることであり、これを認めることは供述者が罪に問われる場合によっては死刑を含む罰則を受けることを意味する。このような自己に不利益となる供述をするには何らかの合理的な動機が存在することが通常である。

イ 秘密の暴露があるか

自白はまさに犯罪を行ったものが犯罪の内容を説明するものであり、真実を語っているのであれば、犯行の体験者でなければ語りえない迫真的なものとなるはずである。とくに、自白した供述内容の一部について、自白を聞いた時点において、捜査関係者が把握していない事実が含まれていて、自白後にその内容が裏付けられた場合には、その自白は信用性が高いと考えることができる。

(3) 共犯者供述の信用性判断について

共犯者が犯罪を認める供述をした場合、その内容は、共犯者自身の自白となると同時に、一緒に犯行を行った者の犯罪を証明する証拠ともなる。共犯者の供述は、その信用性が認められた場合、非常に証拠価値が高いと言える。一方で、共犯者の供述の信用性判断は、例えば、共犯者には自分の刑事責任を免れ軽減させることを願って、関係のない又は関係の薄い仲間を引きずりこむ恐れ（動機）があること、あるいは、共犯者には真の共犯者（組織の上位者等）を隠して責任を別の関係のない者に転嫁する恐れ（動機）があること、さらに、共犯者自身が犯行を体験し、犯行を認めていることが多いため、事実と嘘をまじえた供述をすることが比較的容易であることなどの理由が考えられる。そのため、日本では、共犯者の供述については、上記(1)ア乃至エの観点で信用性判断をする場合においても、より慎重に判断するようにしている。

(4) 被害者の供述の信用性判断について

被害者は、犯人以外で、もっとも間近で犯罪を目撃している者である。そして被害者は犯罪被害という非日常的な体験をしていることからその体験は記憶にも残りやすい。また被害者にとって、自らが犯罪被害にあった体験を第三者である警察官、検察官、裁判官に供述することは大変な負担であり、よほどの理由がない限り、嘘の供述をして無実の人を犯人にする危険も少ない。このような理由から、日本においては、被害者の供述は基本的に信用性が高いと考えられている。

一方で、被害者特有の問題として、例えば、被告人と被害者の間に特別の関係があり（男女関係や金銭消費貸借関係）、被害者が被告人を恨みに思っ嘘の供述をして被告人を犯人としてでっちあげの場合や、被害者が真犯人をかばって全く関係のない人を犯人としてでっちあげの場合などがあるため、こういった特別な関係が認められる場合は、被害者の供述について、逆に信用性判断を慎重に行う必要があるとされる。

(5) 第三者による犯人と被告人の同一性に関する供述の信用性について

ア 基本的視点として

被告人が犯人であるかが争われている事件において、その事件の目撃者（犯人が誰であるかまで特定した内容の供述をする者）がいて、その証明力が認められた場合、その証拠価値が非常に高い（その供述でほぼ全てが決まる）ことは容易に想像がつくことである。

一方で、被告人と犯人の同一性を識別する供述については、通常の被害状況の目撃に関する被害者や第三者の供述に比べて、以下の三点について信用性に疑いが生じる可能性があると考えられる。

① 観察内容を記憶し表現することの難しさ

人が自分の知り合いではない人を観察してその人相や体の特徴等を記憶することは非常に難しいとされる。人の人相や身体的特徴等は、言葉で明確に区別して表現することが非常に難しいためである。

② 記憶を一定期間保つことの難しさ

人の記憶は時間と共に薄れていく。その上、ある人とある人の同一性を区別する体験は、日常生活の中で繰り返し行われるため（「あの時のあの人は誰だったっけ？」）、事件を目撃した際の記憶が後の体験によって変わる可能性は高いためである。

③ 区別段階における暗示や誘導の恐れを取り除くことの難しさ

実際に記憶している犯人像が誰であるかを第三者（警察官や検察官）に識別して供述する段階（警察官や検察官から多数の写真を見せられてその中に犯人がいるかを判断するような場合¹⁸）、わずかな暗示や誘導によって、間違っただけをしかねないと言われている（複数の写真を見せられた際に、この写真の中に犯人がいると告げられると、人は実際に自分が見た記憶の犯人がいなくてもその写真の中の人物を犯人として選ぶ可能性があることが指摘されている。）。人は一度犯人と被告人の同一性を承認すると、これに固執してしまい後での修正が難しくなると言われている。

イ 信用性判断における着眼点として

以上の点を踏まえて、被告人と犯人の同一性を判断するにあたっては、上記(1)ア乃至エの視点以外に、①観察が正確にできる状況であったか（目的物までの距離、視力、明るさ、障害物の有無などに加えて、観察対象となった人の人相や身体的特徴で他人と明確に区別できる点がある場合にその点を目撃しているか）、②記憶を正確に保持できる状況にあったか（記憶してから記憶内容を警察官等に説明するまでの間に、途中で、記憶内容が変わってしまうような状況は存在しなかったか）、

¹⁸ いわゆる「写真面割り」である。ラオス警察関係者への聴き取りによれば、ラオスにおいてもこのような捜査技術自体は存在するが、識別時における暗示や誘導の危険を認識し、これを取り除くための工夫まではなされていないようである。

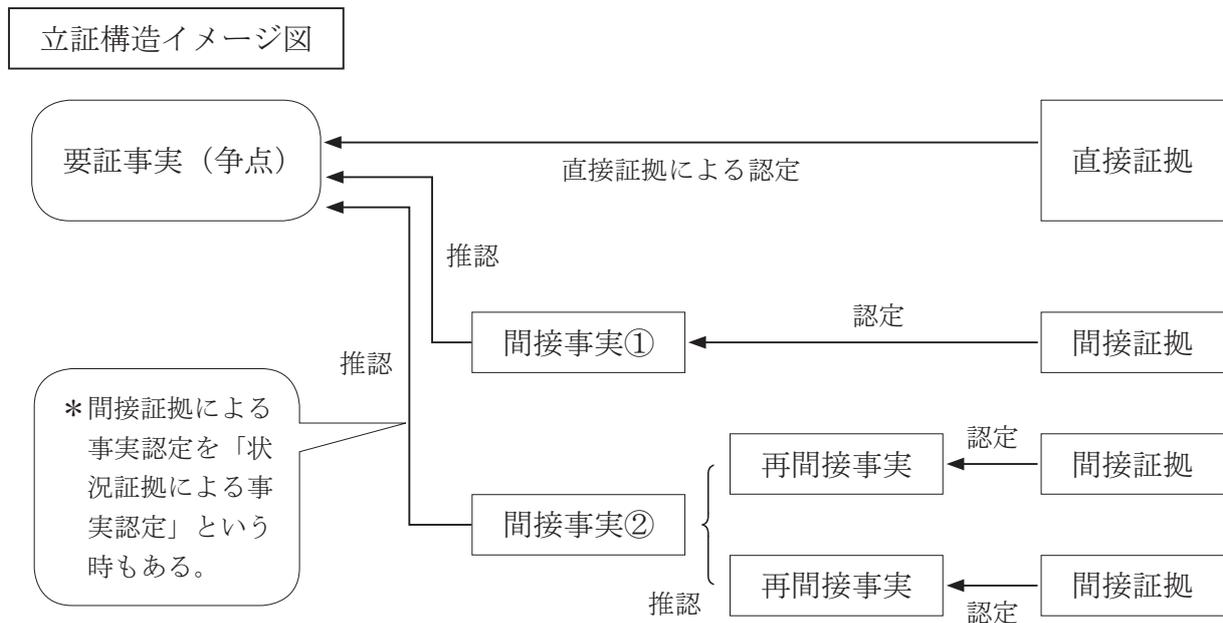
③識別手続が適切に行われたか（暗示や誘導がなかったか）の観点からも，信用性を検討することが求められるとされている。

3 状況証拠による事実の認定について

(1) 状況証拠の意義（定義づけ）

日本では，刑事裁判において，証拠によって必ず証明をしなければならない事実（例えば，被告人と犯人の同一性，被告人による犯行状況等）を「要証事実」という。そして，要証事実を直接証明できる証拠を「直接証拠」（自白，共犯者の供述，被害者の供述，第三者による犯人識別供述等），要証事実を直接証明することはできないが，要証事実の存在を推認させる事実（これを日本では「間接事実」という）を証明する証拠を「間接証拠」（殺人の犯行現場に落ちていたナイフから被告人の指紋を採取したことに関する指紋鑑定等）という。そして，日本では，要証事実について，直接証拠ではなく間接証拠及び間接事実によって認定をする場合を「状況証拠」による事実認定ともいう（間接事実による事実認定と同じ意味である。）。

「状況証拠による事実認定」とは，例えば，目撃者のいない殺人事件において被告人と犯人の同一性について，被告人に恨みをもつものがいるか，被告人を殺害した凶器を所持していたものは誰かなどといった事実から推認していく作業を指す。



(2) 状況証拠による事実認定の重要性

日本では，以下の理由から，状況証拠による事実認定は重要であり，法曹三者がこのような考えに基づく事実認定手法を理解する必要があるとされる。すなわち，①犯罪が巧妙化し秘密裏に行われることが多くなった現代においては，自白や目撃者の供述などの直接証拠を収集できない事件が増えていること，②自白や共犯者の供述などが収集できた直接証拠による立証が可能となる事件においても，仮にその直接証拠の

信用性が争われた場合（供述の信用性が問題となった場合）、これらの供述証拠以外の証拠から認定できる各種の間接事実とこれらの供述証拠を照らし合わせて（供述証拠の信用性検討の視点の一つである他の客観的証拠との整合性〈信用性検討視点ア〉）、要証事実の証明が十分かを検討することができること、などがその理由である。

そして、日本における「状況証拠による事実認定の重要性」と考えられる理由は、ラオスにおいても当てはまるものとする。すなわち、ラオスにおいても、状況証拠による事実認定は重要であり、法曹三者が理解する必要がある。

(3) 状況証拠による事実認定の基本的な考え方

日本において、状況証拠による事実認定がもっとも問題となるのは、被告人と犯人の同一性が争われる場合である。

状況証拠による事実認定作業とは、ある間接証拠からある間接事実を認定し、認定された間接事実から要証事実を推認するという作業を繰り返すことである。一つの間接事実から要証事実が認定されるということは通常あり得ないために、複数の間接事実を総合的に検討し、論理法則や経験則に照らして、結果要証事実を認定することができるかという検討作業をすることになるのである。もっとも、個々の事案ごとに適用すべき論理法則や経験則が一義的に決めることができないために、間接事実を総合判断した結果要証事実を推認できるかを確定させる作業は極めて難しい作業となり、複数の間接事実を検討した結果、要証事実を推認できないと判断する場合もあれば、推認できると判断する場合もある。この判断の分水嶺となるのが、日本では、間接事実による立証の程度が、「合理的な疑いをさしはさむ余地がない程度まで立証されていると言えるか」、すなわち、反対事実（例えば被告人以外が犯人であること等）が存在する疑いを全く残さないというものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があったとしても、健全な社会常識に照らしてその疑いに合理性がないと一般的に判断される場合と言えるか、と考えられている。もっとも、このような一応の基準を持っている日本においても、状況証拠による事実認定が可能な場合と可能でない場合を一義的に決めることができない。各事実認定者は、事実認定に関する基本的な考えを理解した上で、個々の証拠を適切に評価して事実を推認する作業を行う一方で、その作業の際には過去の積み重ね（判例の蓄積）も参考にして、その限界がどこにあるのかも考えながら、最終的な判断（要証事実が認定できるかどうか）を行っている。

そのため、ラオスにおいても、今後、まずはこのような状況証拠による事実認定の意義、重要性、基本的な考え方を浸透させ、個々の事例を積み上げてその限界がどこにあるかを探っていく作業をしていく必要があると考える。このような作業を行うにあたり、日本においては、各種事例の積み上げの結果、状況証拠による事実認定において類型化が可能となったものが存在するので、その一部を紹介する。

(4) 盗品の近接所持による窃盗犯人の認定

窃盗事件（空き巣、すり等）は、日本では、自白や共犯者の供述を除いて、目撃者

などの直接証拠が少ない事件の一つである。

日本では、このような窃盗事件について、①被告人が盗品を犯行と近接した時間・場所で所持していた事実、②所持していた理由について合理的な説明ができない事実によって、被告人と窃盗犯人が同一であることを推認することが可能となる場合がある¹⁹とされている。このような推認が可能となる理由としては、主に、①被害品を犯行場所に近い場所で犯行時間に近い時刻に所持しているのは、所持者が犯人であることを示す大きな事実であること、また、②被告人は現に被害品を所持していたわけであるから、仮に自分が窃盗犯人でないのであれば、被害品を所持していた理由を合理的に説明できるのが普通であるところ、この点を被告人が説明できないということであれば、それは被告人自らが窃盗犯人であることを隠しているがために合理的な説明をしないということが言えることが、その理由とされている。

(5) 主観的要素（殺意、薬物の認識等）の認定

犯罪の主観的要素は、人の内心面のため自白以外に直接証拠は存在しない。そのため、仮に主観的要素が争われた場合（被告人が否認し、自白が存在しない場合）、状況証拠による事実認定を行うことになる。

日本でも、例えば殺人事件（未遂事件を含む）において殺意が争われた場合、薬物事件において薬物の認識が争われた場合が多数存在するが、その際は個々の事案ごとに状況証拠による事実認定を行い、その結果、例えば殺意であれば、①犯行の態様（凶器の種類・形状・用法、傷の部位、程度）、②犯行の背景、動機、③犯行後の被告人の言動などの各種視点から、被告人に犯行当時、殺意があったと認められるかを判断している。同様に、日本では、薬物の認識についても、①薬物の形、②薬物の所持・運搬形態、③犯行の背景、動機、④薬物発見時の被告人の言動などの視点から、被告人に犯行当時、摂取、所持、運搬等している物について薬物であることの認識があったと認められるかを判断している。

日本においてはこれらの事件の判例の蓄積、その分析の結果、上記のような視点が確立していったことから、ラオスにおいても、この種の事案の判例の蓄積、分析が今後必要となると考える。

¹⁹ 例えば、2018年9月7日午後1時にパトゥーサイで発生したAの財布の窃盗事件について、同日午後3時にBがパトゥーサイから1キロメートル程度離れたタラートサオで持っていた事実及びBがAの財布を所持していた理由について嘘をついていたことによって、BがAに対する窃盗事件の犯人であることを推認することである。

直接証拠がない窃盗事件における被告人と犯人の同一性の立証（案）

第1 問題文

Aは、2018年2月5日、ビエンチャン首都のパトゥーサイ近くのB宅内からB所有の腕時計1個（400万キップ相当）を盗んだ疑いで、2018年10月5日、ビエンチャン首都のタートルアン近くにあるAの家で逮捕され、その後、起訴された。

この事件で、検察側が、Aが本件の犯人であることを証明する証拠として主張した証拠は、①Aが自宅（A宅）内で被害品であるBの腕時計を所持していたこと、②Aが腕時計の購入先について裏付けができない弁解をしていること（2018年1月中旬、タラートサオで声をかけてきた見知らぬ男性から、200万キップで購入した）、③Aが、逮捕前に、友人に対し、腕時計の入手先について虚偽の説明をしていること（Aは、2018年8月頃、友人Cに対し、腕時計を示した上で「この腕時計は、2018年7月に、ビエンチャンセンター内の時計屋において400万キップで購入した。」と説明していたが、ビエンチャンセンター内の時計屋では当該時計は販売されていなかった。）、④Aが、逮捕された2018年10月5日、自宅（A宅）内に、ドライバーや手袋を所持しており、犯行現場であるB宅に残っていた手袋の跡がAの所持していた手袋の跡と似ていたこと（手袋の跡の鑑定を行った鑑定人が、現場の手袋の跡について、Aが所持していた手袋を使ったことで残った可能性は70%程度と説明。なお、Aが持っていた手袋自体はミニマートなどで購入できる一般的なもの）、⑤Aには、約20年前に、他人の家から宝石を盗んだ前科があった。

あなたは、本件でAを有罪（Aが窃盗犯人）であると判断できるか。理由と共に説明してください。

第2 解答例

1 身に着けるべき理論（近接所持の理論，theory of proximate possession）

窃盗事件が発生した時点と近接した時点で、盗品を所持していた人について、盗品の入手状況について合理的な弁解をしない限り、窃盗の犯人と推定できる。なぜなら、窃盗被害の発生直後であれば、被害品は窃盗犯人の手元に残っている可能性が高いといえる。また、窃盗被害発生直後の時期であれば、窃盗以外の方法で被害品を入手した者は、自己が窃盗品を入手した経緯を具体的に説明し、容易に立証できるともいえる。

2 本件でAを有罪と判断する場合

Aは、事件発生から8か月後に被害現場から約5キロメートル離れた自宅（A宅）で被害品の時計を所持しており、窃盗品を被害日時と近接した日時に被害場所と近接した場所において所持していた。そして、Aは、被害品である時計の入手経路について、裏付けのとれない説明（自らが窃盗犯人でないことを証明できない説明）をしているだけ

でなく、友人に対し嘘の説明までした。そして、自宅（A宅）からは、Aが本件の窃盗事件の際に利用したと考えると矛盾しない手袋が発見された。また、Aには、過去に、本件窃盗事件と似た内容の前科がある。

これらの事情を全て考慮すると、Aが犯人であるといえる。

3 Aを有罪と判断しない場合（Aを無罪と判断する場合）

まず、Aが自宅（A宅）で被害品の時計を所持していたのは、被害発生から8か月後であり、被害品を近接した日時に所持していたとは言えない。そうである以上、Aが、入手経路について裏付けできない説明（無実を証明する説明）ができなかったとしてもおかしいとまでは言えず、また、そのことでAが窃盗犯人と推認できるなどとも言えない。さらに、Aが、友人Cに被害品の入手経路について虚偽の説明をしていたことについても、そもそもAには友人であるCに真実の入手経路を説明する必要（義務）はない上に、Aが述べるとおりに、実際にAがタラートサオで見知らぬ男から本件被害品の時計を入手したのであれば、その事実を知られたいくないと考え（見栄を張るために）、友人Cに入手経路について嘘の説明をすることは十分に考えられる。また、自宅（A宅）からB宅に残っていた手袋の跡と矛盾しない手袋が発見されたとしても、B宅に残された手袋の跡とAの手袋が一致する可能性自体が7割にとどまるうえに、自宅（A宅）から手袋が発見されたのが窃盗被害の8か月後であり手袋自体も同種のもをA以外の多数が所持していることから、B宅の手袋の跡とAの手袋が矛盾しないことではAを犯人と推認するには弱い。また、Aが、20年前に同種の窃盗事件を犯した前科があるとしても、Aがその後再び同種の犯罪に及ぶことを推認するものではない。

以上の理由から、本件では検察官が有罪の理由と挙げている証拠は、Aを有罪と推認する証拠とならない、又は、推認する証拠としては弱いものである。よって、これらの証拠をもってAを有罪と判断することはできない。つまり、本件では、Aが被害品の時計を所持し、時計の入手経緯について納得しがたい弁解をしていることなどから、Aが犯人である疑いは全くないとはいえないが、被害品の時計は、被害者が盗難にあつてから8か月後に発見されているのであることを考慮すると、Aが所有者であるB以外の誰かから買い受けた（B宅から盗んだのではない）との弁解も全くあり得ないとはいえず、Aを犯人とするには大きな疑いが残る。

中国民法総則の制定について（1）

JICA長期派遣専門家
弁護士 白出博之

I はじめに

1 統一的な民法典編纂への第一段階

2014年6月から開始され、現在も継続中である『市場経済の健全な発展と民生の保障のための法律制度整備プロジェクト』では、中国の立法起草担当機関である全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下「全国人大」「法工委」という。）の弁公室をプラットフォームとして、同委員会の全ての担当室による立法起草研究に対して、法務省法務総合研究所国際協力部をはじめとする国内の関係機関及び専門家各位の多大なるご協力ご尽力により、日本法の知見を多角的・継続的に提供している。

そして2016年度にプロジェクトの対象とされたのが、『中華人民共和国・民法総則』（以下「民法総則」という。）の起草作業である¹。これは『中華人民共和国・民法通則』（以下「民法通則」という。）の1986年4月成立・1987年1月施行から、30年ぶりの全面的な見直しであり、同時に2020年3月を目標とした統一的な民法典編纂作業の第一段階として位置づけられている²。

¹ 当プロジェクトでは以下のように本邦研修・現地セミナーを実施して関連する日本法の知見を法工委に提供している。

- 1) 本邦研修の実施：2016年9月19日～30日、法工委民法室メンバーを中心として、東京、大阪、京都において「民法典編纂（民法総則）」本邦研修を実施した。同研修では、まず民法所管官庁である法務省を訪問し法務省事務次官、法務省民事局長との意見交換、法務省民事局による講義「日本の債権法改正と民法総則等」、同じく法務省の調整により、東京家庭裁判所の見学、京都大学法学部潮見佳男教授、松岡久和教授他による中国民法総則草案への助言と意見交換、大阪弁護士会民法改正特別委員会との意見交換会が実施された。また「後見制度概論」（学習院大学・稲田龍樹教授（当時））、「日本の法人制度」（明治大学・新美育文教授）、「独立行政法人としての国民生活センターの業務等」（国民生活センター・松本恒雄理事長）、「日本の非営利法人と公益法人」（公益法人協会）に加えて、後続する民法典編纂分則起草を視野に入れたテーマとして「日本の債権法改正について」（日本弁護士連合会・深山雅也弁護士）を実施し、多角的な情報提供と意見交換を行った。
- 2) 現地セミナー（研究会）の実施：日本での調査研究をさらに深めるべく、2016年12月21、22日、全国人大常務委員会弁公楼において「中日民法総則研究会」を開催し、①基本原則関連（民法の基本原則、民法の法源）、②訴訟時効、③法人制度関連（法人の住所、寄付法人）、④民事権利関連（バーチャル財産、信用権）、⑤民法総則草案への助言・提言等のテーマについて研究討論を行った。

中国側参加者は、法工委民法室メンバーの他、最高人民法院、最高人民検察院、國務院法制弁公室、中国社会科学院法学研究所の各関係者、及び尹田教授、楊立新教授、崔建遠教授、李永軍教授、趙旭東教授らであり、日本側は本邦研修に引き続いて新美育文先生、松本恒雄先生、深山雅也先生を講師とし、法理論面はもとより司法実務に根ざした充実した意見交換がなされた。本紙面をお借りしてご協力いただいた全ての皆さまに対して、改めて厚く御礼申し上げます。

² 1954年憲法の制定以降から開始された民法典起草作業は、これまで1956年、1964年、1982年及び2002年に草案が作成されており、今回の民法典編纂は新中国成立後5回目のものとなる。中国における民法制定史については、高見澤麿・鈴木賢『中国にとって法とは何か』（岩波書店・2010）180～190頁、高見澤麿・鈴木賢編『要説中国法』（東京大学出版会・2017）123～150頁（第6章「民事財産法」王晨執筆）を参照。

2 民法総則制定の意義等

全国人大常務委員会における「中華人民共和国民法総則（草案）」（草案一審稿）に関する説明³では、民法典編纂の意義と基本的方針等が明らかにされている。

まず民法典編纂の重大な意義として「この任務は、現行の民事法規範を系統だて全面的に統合し、その内容を一致するよう調整し、厳密に結合して科学的法典を編纂することである。民法典編纂は全く新しい民事法律を制定することではなく、別々に規定されている現行の民事法規範を科学的に整理することであり、単純な法律編集ではない。法律編集は法律に対して修正を行わないが、法典編纂は重複した規定を削除し、繁雑な部分を削って簡潔にするだけでなく、現実の状況に適合しなくなった現行規定に対し必要な修正・改善を行い、社会経済生活において生起している新状況、新問題に対して焦点を絞った新规定を作成するものである。改革開放以降、中国では民法通則、相続法、養子法、担保法、契約法、物権法、権利侵害責任法等の一連の民事に関する法律が個別に制定され、婚姻法も改正され、経済社会発展の中で重要な作用を営んでいる⁴。近年、人民大衆と社会の各方面から民法典編纂への要望が高まっており、民法典編纂は既に比較的良好な主観的・客観的条件を具備している。」

また、中国的特色のある社会主義法治体系を構築し、社会主義法治国家の構築過程において民法典編纂を打ち出す意義として、「第1に、民法典編纂は、国家統治管理体系及び統治管理能力の現代化を実現する上での重大な取り組みである。民法は「社会生活の百科事典」と称され、民法典は民族精神、時代精神が立法に体现されたものである。民法は国家のその他分野の法規範とともに、国家の統治管理体系を支えている。法典編纂によって、中国の民事法規範をより一層改善し、国家の統治管理能力の向上面においても重要な意義を有する。第2に、民法典編纂は、最も幅広く人民の根本的利益を擁護するための客観的ニーズである。民法は人身関係と財産関係を規範化し、人民大衆との関係も極めて密接である。民法典編纂を通じて、民事法律秩序を整備し、民事主体の合法的權益保護を強化することは、幅広く人民大衆の切実な利益を擁護するのに役立つ。第3に、民法典編纂は、完全な社会主義市場経済制度体系を形成するための必然的要求である。中国の民事立法は民商事合一の伝統を受け継いでいる。民法典編纂を通じて、中国の民事商事分野における基本的ルールを整備し、また商事活動に基本的準拠を提供することは、市場秩序を整備し、取引安全を保護し、社会主義市場経済の健全な発展の促進に役立つものである。」とする。

³ 草案一審稿に関する2016年6月27日の全国人大常務委員会における説明（以下「草案説明1」という。）については http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2016-07/05/content_1993342.htm

2017年3月8日全国人大審議における「中華人民共和国民法総則（草案）に関する説明」（以下「草案説明2」という。）については全国人大HPの下記URLを参照。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/09/content_2013899.htm

⁴ 民法通則についていえば、その殆どの内容が他の単行法に取って替わられており、民法通則156条中いまだ役割を果たしている条文は十数条しかない指摘されている（中国社会科学院法学研究所孫憲忠教授のコメントにつき2016年7月1日付検察日報）。

さらに民法典編纂における基本原則につき、「第1に、正しい政治の方向性を堅持する。党の民法典編纂業務に対する指導を堅持し、中国の特色のある社会主義法治の道を歩み、編纂業務を党中央委員会の業務の大局と「四つの全面」戦略的配置の調整・推進の中に落とし込んで思考、計画、実施し、国家統治管理体系及び統治管理能力の現代化を推進する。第2に、立法の牽引・推進的作用を発揮させる。鮮明な時代的特徴を反映させ、時とともに前進し、総括・継承を行った上で、中国の民事法規範の発展及び改善を図り、社会的利益のバランスをよりよく保ち、社会関係を調節し、社会行為を規範化し、法律の安定性と予測性の双方に配慮し、改革の発展・安定を法律面から支えるものとする。第3に、社会主義の核心的価値観を体现させる⁵。社会主義の核心的価値観を民法典編纂の全過程に注入し、中華民族の伝統的美徳を発揚し、ルールに対する意識を高め、道徳による拘束を強化し、契約精神を唱導し、公共の秩序と善良な風俗を維持保護しなければならない。第4に、人民の主体としての地位を堅持する。中国の国情に立脚し、民事生活領域の基本的秩序を整え、民事主体の人身権、財産権を十分に保障しなければならない。」と指摘して、基本の方針を明らかにしている。

上述の民法典編纂指針となる考え方と基本原則に従い、「起草過程では以下の点の把握に留意した。第1に問題志向を堅持し、複雑に錯綜した社会生活における各種問題の解決に立脚し、立法の規律性を尊重し、法理・体系を説き、民法典各則編の有機的関連を重視し、立法の質を確保する。第2に民事立法の歴史的連続性を尊重し、あわせて現在の経済社会の発展における客観的要求に適応したものとし、実際の状況に適合しない内容・制度を修正・補充し、社会生活において規範化が急がれている事項に対して規定の創設を行う。第3に中国の実情に立脚し、中国の優れた法律文化の伝統を伝承するとともに、国外立法の有益な経験を参考とする。」

3 民法総則の全体構造

民法総則は、2017年3月15日の第12期全国人民代表大会第5回会議において採択・公布され⁶、同年10月1日から施行されている。民法総則では民法通則を基礎として「共通因子抽出」の方法に従って、その他民事法において普遍的適用性を有する規定が採用されているところ、民法通則が全156条の9章構成であるのに対し、民法総則では全206条を11章、すなわち基本規定、自然人、法人、非法人組織、民事権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、期間計算、附則に再構成されている。

⁵ 中国の特色ある社会主義の価値体系の核となるものとして党の第18期全国大会以来、12の核心的価値観の育成・実践が強く重視・強調されている。すなわち、①国家の価値目標として、富強、民主、文明、和諧（調和）、②社会の価値目標として、自由、平等、公正、法治、③公民個人の価値目標として愛国、敬業（勤勉）、誠信（誠実）、友善（友好）である。

⁶ 2017年3月15日付中華人民共和国主席令第66号。『中華人民共和国民法総則』の全条文につき全人代HPの下記URL参照。http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/15/content_2018907.htm

※図 全体構造の対比

1986年民法通則	2017年民法総則
第一章 基本原則(1-8条)	第一章 基本規定(1-12条)
第二章 公民(自然人)	第二章 自然人
第一節 民事権利能力と行為能力(9-15条)	第一節 同左(13-25条)
第二節 後見(16-19条)	第二節 同左(26-39条)
第三節 失踪宣告と死亡宣告(20-25条)	第三節 同左(40-53条)
第四節 個人商工業者, 農村請負経営者(26-29条)	第四節 同左(54-56条)
第五節 個人パートナーシップ(30-35条)	
第三章 法人	第三章 法人
第一節 一般規定(36-40条)	第一節 同左(57-75条)
第二節 企業法人(41-49条)	第二節 営利法人(76-86条)
	第三節 非営利法人(87-95条)
第三節 機関, 事業単位, 社会団体法人(50条)	第四節 特別法人(96-101条)
第四節 共同経営(51-53条)	
	第四章 非法人組織(102-108条)
第五章 民事権利	第五章 民事権利(109-132条)
第一節 財産所有権と関連財産権(71-83条)	
第二節 債権(84-93条)	
第三節 知的財産権(94-97条)	
第四節 人身権(98-105条)	
第四章 民事法律行為	第六章 民事法律行為
第一節 民事法律行為(54-62条)	第一節 一般規定(133-136条)
	第二節 意思表示(137-142条)
	第三節 効力(143-157条)
	第四節 条件期限付(158-160条)
第二節 代理(63-70条)	第七章 代理
	第一節 一般規定(161-164条)
	第二節 委任代理(165-172条)
	第三節 代理の終了(173-175条)
第六章 民事責任	第八章 民事責任(176-187条)
第一節 一般規定(106-110条)	
第二節 契約違反の民事責任(111-116条)	
第三節 権利侵害の民事責任(117-133条)	
第四節 民事責任の負担方式(134条)	
第七章 訴訟時効(135-141条)	第九章 訴訟時効(188-199条)

	第十章 期間計算(200-204条)
第八章 涉外民事関係の法律適用(142-150条)	
第九章 附則(151-156条)	第十一章 附則(205, 206条)

以下本稿では、民法総則の主な内容等について、全国人大における草案説明及び立法起草を担当した法工委民法室関係者による条文解説等⁷を中心に紹介する。

II 中国民法総則の条文について

第一章 基本規定⁸

【立法目的と根拠】

第1条 民事主体の合法的權益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を守り、中国的特色のある社会主義の発展要求に適応し、社会主義核心価値観を發揚するために、憲法に基づき、本法を制定する。

本条は民法の立法目的と根拠に関する規定である。

1 立法理由・背景

立法目的は、法律を制定する根本的目標及び趣旨であり、法律の第1条において立法の目的・趣旨を規定するのは中国の立法慣例に合致する。この点、民法通則第1条は「公民及び法人の合法的民事權益を保障し、民事関係を正しく調整し、社会主義現代化建設事業發展の要請に適応するため、憲法及び我が国の実情に基づき、民事活動の實踐經驗を總括して、本法を制定する。」と定めるが、新法制定過程では立法目的としてどのような事項を包含すべきかについて異なる見解が対立しており、ある見解は民法の目的は、民事主体の民事權益の保障に限られるとし、別の見解は民事關係の調整、社会秩序の維持をも包括するといひ、さらには人の自由と尊嚴の擁護及び人民福祉の増進等をも含めるべしとの意見等も提起されていた。

2 条文説明

(1) 本条では各方面の意見に基づき、民法通則が定める立法目的を基礎として5つの立法目的を規定している。

1) まず、民事主体の合法的權益(權利利益)を保護することである。民事主体の合法的權益には人身權、財産權、人身及び財産の性質を兼ね備えた知的財産權等の權利、及びその他の合法的權益を含む。公民の各基本的權利の保護は憲法の基

⁷ 引用の基本文献は、①李適時主編、張榮順副主編『中華人民共和國民法總則積義』(法律出版社・2017)、②張榮順主編『中華人民共和國民法總則解説』(中国法制出版社・2017)、③賈東明主編『中華人民共和國民法總則 解釈と適用』(人民法院出版社・2017)、④石宏主編『中華人民共和國民法總則 条文説明、立法理由及び関連規定』(北京大学出版社・2017)、及び⑤杜濤主編『民法總則の誕生—民法總則の重要草稿及び立法過程の紹介』(北京大学出版社・2017)である。

⁸ 民法通則が第一章「基本原則」と規定するのに対して、新法第一章が民法典の立法目的と根拠、調整範圍、基本原則、法律適用規則等を規定していることを反映すべく、「基本規定」に改められている。

本原則及び要求であり、民事主体の合法的權益の保護は民法において最も重要な目的であり、憲法の本質の実現及び具現化を示す。そして、民法総則の全ての規定は民事主体の合法的權益保護を目的としているとすることができる。

2) 次に、民事関係を調整することである。民事上の權益は特定の社会関係中に存在し、民法による民事権利の保護は、民事関係の調整を通じて実現するものである。社会関係を調整する手段には道徳、法律等異なる方式が存在するところ、法律は現代社会において最も重要な社会関係の調整方式である。そして、民法が調整するのは民事関係のみであり、民事関係は平等な主体間の権利及び義務関係である。民事関係は権利義務の内容・性質の違いに基づき、人身関係、財産関係等に分けることができ、民法では各種の具体的な制度、規則を通じて民事主体間の相互関係の調整が図られており、最終的には民事主体の間の生活秩序の調和を促進、実現することを目的とする。

3) 社会及び経済の秩序を維持擁護することである。民法では単独の主体の民事権利を保護し、民事主体間の関係を調整することにより、社会全体の生活秩序を確立・維持している。民法では婚姻、家庭等の社会秩序を確立・維持し、民事主体間の社会関係を安定的で秩序正しい状態に保っている。同様に、民法は民事主体間の財産関係、取引関係の調整を通じて、経済秩序の維持を実現し、民事主体が適法な財産権を有することにより、これに基づいて他人と取引を行うことを可能にし、社会全体の経済が整然と営まれることを確保する。

4) 中国の特色のある社会主義の発展要求に適応することである。法律は上部構造であって経済の基礎を通じて決定されるものであり、かつ経済の基礎に適応するものである。新中国の成立以来、とりわけ改革開放以来、中国の特色のある社会主義の構築は目を見張る成果を収め、中国の特色のある社会主義法律体系も既に構築された。改革開放の推進に伴って市場経済は絶えず発展し、人民大衆の権利保障の法治化レベル向上に対する期待が次第に高まっている。民法典編纂は、人民大衆のこのような法治ニーズを満たすためのものである。社会主義市場経済の本質は法治経済にあり、民法典編纂、民法総則の制定を通じて社会主義法体系を絶えず整備し、市場秩序を完全なものとし、取引安全を維持し、社会主義市場経済の持続的かつ健全な発展を促進する。

5) 社会主義核心的価値観を發揚することである。社会主義核心的価値観⁹は、民族精神及び時代精神が高度に洗練されたもので、中国の特色のある社会主義法治の核心的価値観であり、中国の特色のある社会主義法治を構築するための思想であり、中国の特色のある社会主義法治の発展の道を堅持するための基本的な拠り所である。社会主義核心的価値観を法治構築の全過程に採り入れ、社会主義核心的価値観の基本要求を法律に採り入れ、規範的要求に転化し、法律法規を社会主

⁹ 社会主義核心的価値観の内容については前掲注5、参考文献②3～4頁参照。

義核心的価値観の実践のための制度的担い手とし、法律法規によって国の価値目標、社会の価値志向、公民の価値追求をよりよく具現化しなければならない。民法典を編纂し、民事基本法律制度を整備することによって、社会全体の契約精神を強化できる。社会主義核心的価値観に法治構築を導入することに関する党中央委員会の要求に照らし、民事活動において中華民族の優れた文化を発揚し、社会主義核心的価値観を實踐し、自由、平等、公正、誠信等の社会主義核心的価値観を大いに発揚することを強調する必要がある。

- (2) 本条後段の「憲法に基づいて、本法を制定する」規定において、民法総則の立法根拠が明確にされている。すなわち、憲法は民法の立法根拠であり、民法規定は憲法の精神を具現化し、憲法の要求を実現しなければならない、憲法に反してはならない。民法の実体的内容は、憲法の原則及び要求を実現するものであり、民法制定の立法手続も憲法の定める立法制度及び手続に関する規定に合致しなければならない。

※参考文献 ①6～9頁、②1～4頁、③5～7頁、④4～7頁参照。

【調整範囲】

第2条 民法は、平等な主体たる自然人、法人及び非法人組織との間における人身関係及び財産関係を調整する。

本条は民法の調整範囲に関する規定である。

1 立法理由・背景

法律の調整範囲は、法律が規制する社会関係の種類である。一国の法体系は、しばしば異なる法律部門で構成され、異なる法律部門が異なる社会関係を調整するところ、法律部門間で役割分担・協力することにより、有機的に統一された法体系を構築できる。中国的特色のある社会主義法律体系も同様であり、憲法及び憲法関連法、民法、行政法、経済法、社会法、刑法等の異なる法律部門が共同して構築するものである。そして、民法総則の開始部分で調整範囲を明確に規定することにより、人民大衆に民法の機能と位置付けを直感的に理解させることが可能となる。

2 条文説明

- 1) この点、民法通則第2条は「中華人民共和国民法は平等な主体である公民相互間、法人相互間、公民と法人の間の財産関係及び人身関係を調整する。」と定める。民法総則では民法通則に定める民法の調整範囲が継承されており、本条では、民法は平等な主体たる自然人、法人と非法人組織の間の人身関係及び財産関係を調整する旨を定めており、このような関係の組合せには、自然人の間、法人の間、非法人組織の間、自然人と法人の間、自然人と非法人組織の間、法人と非法人組織の間の人身関係及び財産関係がある。民事主体は民事関係の参加者であり、民事権利の享有者であり、民事義務の履行者であり、民事責任の負担者である。
- 2) 本条ではまず民事主体の具体的類型である自然人、法人、非法人組織の3種類を

列挙している。もっとも、制定過程では民事主体の種類について異なる見解が存在しており、民事主体には自然人と法人のみが含まれるとの意見、民事主体はそれ以外にその他組織、非法人団体・非法人組織が含まれるとの意見等であった。

①自然人は最も重要な民事主体である。民法通則第5条・第二章が「公民（自然人）」概念を採用したのに対し、民法総則第二章では「自然人」と規定されている。自然人とは一般的な意味における人であり、中国公民だけでなく、中国の領域内の外国人及び無国籍者も含まれる。

②法人は法律上、人とみなされる一種の社会組織であり、法律では社会の現実的需要に基づき、一定の要件に適合する組織に法人資格を付与している（民法総則第三章）。

③この点、民法通則は自然人及び法人の2種類の民事主体のみを定めるが、新法制定過程では、自然人、法人以外の第3の民事主体を認めるべきか否か、また認めた場合の第3の民事主体の名称については異なる見解が存在した。自然人、法人以外の第3の民事主体を認めるべしとの意見、民事主体は自然人及び法律上人とみなされる法人の2種類であり、それ以外の第3の主体は存在しないとの意見があった。社会における実践及び多数意見に基づいて、個人独資企業、パートナーシップ企業等の法人資格を有しない組織に民事主体の地位を付与することは、それらの者が民事活動に従事して、経済社会の発展を促進し、その他法律の規定と整合させるうえで有益であることを考慮し、民法総則では第3の民事主体が創設されている（民法総則第四章）。

また、第3の民事主体の名称については、非法人団体、その他組織、非法人組織等の意見が分かれていた。この点、中国現行法で比較的多く用いられている表現としては「その他組織」であるが、その範囲が完全には一致しておらず、内実・外延はいずれも異なっている。制定過程では、関連の法律規定について全面的検討が行われ「その他組織」が適切であると判断されたが、民事主体としては「非法人組織」を統一的に用いるのが好ましいこと、またこれは会社、基金会、協会等の異なる名称について、民法において「法人」が統一的に用いられる道理と同様である。こうして、民法総則における民事主体は、まず自然人及び非自然人（組織）に分けられ、非自然人の組織体は更に法人及び非法人組織に分けられることになる。

3) 自然人、法人、非法人組織の間の社会関係は多種多様であり、必ずしも全ての社会関係が民法で調整されるわけではない。民法はそれらの間の民事関係、つまり平等主体の間、自然人、法人、非法人組織の間に発生する社会関係を調整するだけである（例えば、行政機関が行政管理活動に従事する場合、自然人又は法人との間に行政上の法律関係を構築し、このような行政上の法律関係の双方の地位は不平等であり、民法の調整範囲に属さない）。

4) 民法が調整する民事関係は権利義務に関わる内容の違いに基づき、民事主体間の人身関係と財産関係に分類できる。①人身関係とは民事主体の間で人格及び身分に

基づいて形成され、直接的な物理的利益の要素がない民事上の法律関係である。人身関係には民事主体の人格的利益に関するものや、民事主体の特定身分に関するものが含まれる。②財産関係とは民事主体の間で物理的利益に基づいて形成される民事上の法律関係である。財産関係には所有権関係等の静的な財産の支配関係、債権債務関係等の動的な財産の移動関係がある。財産関係にかかる権利内容としては物権関係（114条以下）、債権関係（118条以下）等が含まれる。本条が、民法通則とは異なって人身関係を財産関係よりも前に規定したのは、「人間本位」理念の現れである¹⁰。

※参考文献 ①9～13頁，②5～8頁，③8～11頁，④7～9頁参照。

【合法的民事権益の法律保護と不可侵の原則】

第3条 民事主体の人身権、財産権及びその他合法的権益は、法律による保護を受け、いかなる組織、個人もこれを侵してはならない。

本条は合法的民事権益の法律保護と不可侵の原則に関する規定である。

「基本原則」は民事主体が民事活動を行い、司法機関が民事司法活動を行う際に従うべき基本準則である。民法総則では民法通則を基礎として30年余の民事司法実務を踏まえて、7つの基本原則を確立している。

1) 合法的な民事権益が法律で保護されることは民法の基本精神であり、民事立法の出発点かつ着地点でもある（憲法第13条1，2項，民法通則第5条，物権法第4条，契約法第8条2項，権利侵害責任法第2条参照）。

この点、民法総則草案一審稿では本条の内容が第9条に規定されていたが、審議過程において、民事権利及びその他合法的権益が法律で保護されることは民法の基本精神であり、民法典全体及び民事・商事特別法を統括するものであることから、民事権利が法律で保護される旨の理念を一層際立たせるため、本条の内容を前段に規定し、権利本位、権利志向の立法目的を十分に具現化すべきとの考えが多数であった。検討の結果、本条の内容が第3条に規定され、民事権利及びその他合法的権益が法律で保護される旨の基本精神及び重要な地位が強調されている。

2) 民法総則では、自然人の人身の自由、人格の尊厳が法律で保護される旨規定しており、更に民事主体の各種の人身権、財産権及びその他合法的権益の保護について規定している。人身権には生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、監護権等が含まれ（110条）、財産権には所有権、用益物権、担保物権、株主権等が含まれる（114条）。民法では人身権及び財産権が保護されるだけでなく、人身及び財産の性質を兼ね備えた知的財産権、相続権等も法的に保護される（123条～127条）。明確に列挙された民事権利だけでなく、民法総則で

¹⁰ 江必新・何東寧編著『民法総則と民法通則・条文対照及び適用提要（全新修訂版）』（法律出版社・2017。以下「参考文献⑥」という。）2頁参照。

は更に「その他合法的権益」の保護についても規定しているが、その理由は、一部の民事上の権利利益は法律上明記されていないが、確実に保護が必要であり、法律が保護を与えるべき場合があるからである。

3) 本条後段は、民事権利及びその他合法的権益が法律で保護されることにつき、いかなる組織・個人も侵してはならないとする。「侵してはならない」とは、いかなる組織・個人も他人の民事権利及びその他合法的権益を不法に占有、制限、剥奪してはならず、他人による民事権利及びその他合法的権益の正常行使に干渉してはならないことである（130条参照）。

もちろんこれは民事主体の民事権利が完全に無制限で絶対的に自由であることを意味せず、民事主体による民事権利行使は法律、公序良俗の制約を受けて、民事主体は民事権利を濫用してはならず（132条）、国は公共利益の必要性に基づいて、法律権限の範囲内で、法定手続を経て、公平で正当な補償を行うことを前提として、民事主体の財産収用等を行うことができる（117条）。

※参考文献 ①13～15頁、②8～11頁、③11～12頁、④9～11頁参照。

【平等原則】

第4条 民事主体の民事活動における法的地位は一律に平等である。

本条は平等原則に関する規定である。

平等原則は民事主体が法人、自然人、非法人組織のいずれであっても、法人の規模の大小、十分な経済力があるか否かに関係なく、自然人の性別、年齢、貧富の如何を問わず、非法人組織がどのような業務を営んでいようとも、民事活動を行う場合、それらは相互に法的地位において全て平等であり、それらの合法的権益は法律の平等な保護を受けることである。平等原則は民事上の法律関係と行政上の法律関係を区別する特有の原則であり、社会主義市場経済の発展のための客観的要求でもある（民法通則第3条、物権法第3条3項、契約法第3条、婚姻法第2条、消費者権益保護法第4条参照）。

1 立法理由・背景

民法総則は民法典各分編及び民事・商事単行法の総括的規定であり、民法通則の規定¹¹を継承したうえ各民事・商事単行法の立法経験が総括、吸収され、本条において平等原則が規定されている。起草過程では、平等原則でいかなる一方も自己の意思を相手に無理に押し付けてはならない旨を明確に規定すべしとの意見があった。また本条に1項を追加して、法律に未成年者、高齢者、障害者、婦人、消費者、労働者等の自然人に対する特別保護に関する規定がある場合、その規定に従う旨を定めるべしとの意見もあった。

基本原則である法律の条文表現を簡潔にし、基本原則の核心になる重要な意味を突

¹¹ 民法通則第3条「当事者の民事活動における地位は、平等である。」

出させて表さなければならないことを踏まえ、本条に定める平等原則とは民事活動における民事主体の法的地位は平等であることとされている。法的地位の平等には民事主体が民事活動を行う場合に意思を相手方に無理に押し付けてはならないこと、及びその他の要求も含まれるが、法律が特別な民事主体の権利に対し特別な保護を行うことは否定しておらず、かかる規定を定めた場合は逆に平等原則の内容を制限することになる。

2 条文説明

1) 民事主体の法的地位が一律平等であることは次の点に現れている。

①自然人の権利能力が一律に平等であること。権利能力とは自然人が民事権利を有し、民事上の義務を負うための法律上の資格であり、かかる法律上の資格は、自然人の出身、身分、職業、性別、年齢、民族、種族等により異なることはなく、全ての自然人は法的人格において全て平等であり差異はない。

②全ての民事主体が民事活動を行う場合に双方の法的地位が平等であること。国の行政機関が行政管理を行う場合には、管理者として、管理される行政客体の地位とは平等ではなく、管理者と被管理者の関係等が存在する。しかし機関法人が自然人、法人、非法人組織を含むその他民事主体と取引を行う場合は、両者の法的地位は平等である。同様に、例えば非常に大きい規模の資産を有する多国籍企業が、資産が非常に少ない会社と取り引きする場合、両者の経済力がかけ離れていても、法律上両者は平等であり、平等な協議の上取引条項を締結しなければならず、いかなる者も自己の優位な地位を利用して相手方に不当な圧力をかけてはならない（いわゆる「霸王条項（相手方に一方的な不利益をもたらす不当な契約条項）」の無効につき契約法40条¹²参照）。

③平等原則の平等は、全ての民事主体の合法的權益が法律による平等保護を受けること。平等な保護とは民事主体の權益が法律で全て同一に扱われ保護されることであり、民事主体の權益が侵害された場合には平等に法律が適用され、同等の法的救済を受けられることを意味する（中国民事訴訟法第8条参照）。

2) 平等原則は民法の前提及び基礎であり、国の立法による民事上の法律関係の規範化における論理的出発点であり、民事主体の法的地位の平等は、民事主体が民事活動に自由意思で参加し、民事活動の権利義務内容を自主的に決定し、意思自治を実現するための前提である。民法総則における平等原則規定は、全ての民事主体の法的地位の平等性を確認し、特権を排除し、民事活動の当事者の一方がある種の地位における優位性を利用して取引相手を威嚇、制限、抑圧することを防止、回避するものである。民事主体間の法的地位が平等でなければ、真の自由意思はあり得ず、公平取引の実現もありえない。当事者間の地位平等は民法がその他の法律部門と一

¹² 契約法第40条「格式条款が本法第52条（無効な契約類型）及び第53条（無効な免責条項）に規定する状況に該当する場合、又は格式条款を提供する一方が自己の責任を免除し、相手方の責任を加重し、相手方の主要な権利を排除している場合には、当該条項は無効とする。」

線を描く最も重要な特徴である。

※参考文献 ①15～17頁，②11～14頁，③13～15頁，④11～13頁参照。

【自由意思原則】

第5条 民事主体は、民事活動を行うに当たり、自由意思原則に従わなければならないが、自己の意思により民事法律関係を設定し、変更し、終了させる。

本条は自由意思原則に関する規定である。

自由意思原則は、意思自治原則とも呼ばれ、民事主体は自己の意思に基づいて、自由意思で民事活動を行い、自己の意思に基づいて法律関係の内容及びその発生、変更、終了を自主的に決定し、関連の法律効果を自覚して受け入れる権利を有することである。自由意思原則は民事活動の最も基本的な特徴を具現化したものである（民法通則第4条¹³、契約法第4条、婚姻法第5条、養子法第2条参照）。

1 立法理由・背景

この点、制定過程では、意思自治は法律行為の実施、法律関係の構築における核心であり、自由意思は意思自治の一内容に過ぎず、意思自治は自由意思原則よりも含まれる意味が多いことから、自由意思原則を意思自治原則に修正すべしとの意見があった。また自由意思原則は既に人々に定着しており、民法通則に定める自由意思原則を引き続き踏襲すべしとの意見もあった。民法通則及びその他民事・商事単行法ではいずれも自由意思原則が規定されており、自由意思原則は既に多くの人民大衆に普遍的に認識され、受け入れられていることを踏まえて、民法総則では自由意思原則を引き続き踏襲されており、自由意思原則は意思自治原則に相当している。このように各方面の意見を踏まえて、本条では民事主体が民事活動を行う場合、形式だけでなく、実質的内容も自由意思によらなければならないことが強調されている。

2 条文説明

自由意思原則は、以下の点から理解できる。

- 1) 民事主体は自由意思で民事活動を行う権利を有すること。民事主体がある民事活動に参加するかどうかは自己が自らの意思及び利益に基づいて自由に決定し、その他民事主体が干渉してはならず、参加を強制することもできない。
- 2) 民事主体は法律関係の内容を自主的に決定する権利を有すること。民事主体は民事活動への参加を決定した後、自己の利益及び需要に基づき、誰と法律関係を構築するのかを決定し、具体的権利義務の内容、及び民事活動の行動方式を決定できる。
- 3) 民事主体は法律関係の変動を自主的に決定する権利を有すること。法律関係の発生、変更、終了は民事主体自身が本人の意思に基づいて自主的に決定しなければならない。

¹³ 民法通則第4条「民事活動においては、自由意思、公平、等価有償及び誠実信用の原則を遵守しなければならない。」

- 4) 民事主体は関連の法律効果を自覚して受け入れなければならないこと。民事主体は民事活動に自由意思で参加し、法律関係を自主的に決定するとともに、関連の法律効果を自覚して受け入れる必要がある。自由意思・意思自治の必然的要求は、一人一人が自己の行為に責任を負うことである。自由意思原則は民事主体に権利を行使するとともに約定又は法定の義務を自覚的に履行し、関連の法律効果を負うことを要求している。
- 5) 自由意思・意思自治は絶対無制約の自由・放任ではない。民事主体が自由意思又は意思自治を実現するための前提とは民事主体間の平等な法的地位である。よって民事主体の自由意思は相互尊重の上に構築されるものであり、その他民事主体の自由意思を尊重しなければならない。民事主体の意思自治は、さらに民法の公平原則、誠実信用原則、法律遵守原則等の基本原則による制約を受け、民事主体が民事活動を行う場合には、公平かつ正当に、信義誠実を重んじなければならず、法律・公序良俗に反してはならないことを要求している。

※参考文献 ①17～20頁、②14～17頁、③15～17頁、④13～15頁参照。

【公平原則】

第6条 民事主体は、民事活動を行うに当たり、公平原則に従わなければならないが、各当事者の権利及び義務を合理的に確定する。

本条は公平原則に関する規定である。

1 立法理由・背景

この点、制定過程では、公平原則は法律の最高の価値目標であり、全ての法律の基本原則であり、公平原則は弾力性が高すぎるため実務において濫用されやすく、民法総則において規定する必要はないとの意見や、公平原則は民事主体間の財産関係にのみ適用し、民事主体間の人身関係には適用しないことから、民法総則の基本原則とすべきではないとの意見もあった。しかしながら、公平・正義は人類が共に追求する基本的価値であり、法律が追求する基本的価値でもあり、公平を民法の基本原則としないといけない。また、民法の各基本原則は相互に補完・促進する関係にあり、公平原則の規定がなければ、民法の基本原則は不周延であること。また民法通則第4条でもこれを基本原則とする旨が規定され、契約法第5条、労働契約法、信託法、反不正競争法等の多くの民事・商事単行法でも公平原則を基本原則として規定されていることを考慮し、各方面の意見を踏まえて、民法総則では引き続き公平原則を民法の基本原則とし、民事主体が民事活動を行う場合、公平原則に従って各当事者の権利及び義務を合理的に確定しなければならない旨を規定している。

2 条文説明

- 1) 公平原則は、民事主体が民事活動を行う場合には、公平の理念を堅持し、公正、公平、正当に各関係者の権利義務を確定し、法に基づき関連の民事責任を負わなけ

ればならないことを要求する。公平原則は民法の社会の公平・正義の促進という基本価値を具現化するものであり、民事主体の行為の規範化に重要な役割を果たしている。

- 2) 公平原則は、まず民事主体が民事活動を行う場合、公平観念に従って権利を行使し、義務を履行することを要求し、特に双方の法律行為について、一方の権利義務は互いに適応しており、双方の権利義務は対等でなければならず、一方が義務を負い、他方が権利のみを有することは許されず、また一方が有する権利と義務の間に著しい格差があってはならないことを要求する。かかる公平原則の要求は、現行契約法に十分に具現化されている（例えば格式条款に関する契約法第39条、第40条参照）。
- 3) また公平原則は更に民事主体に正当に責任を負い、通常の下況下では過失責任主義を適用し、責任と過失の程度が互いに適応することを要求し、特殊な下況下では、公平原則に従って正当に責任を分担することができる（例えば権利侵害責任法第24条は「損害の発生について被害者及び行為者いずれにも過失がない場合は、実際の状況に基づき双方が損失を分担する。」と定める）。
- 4) 公平原則は民法の基本原則として、民事主体が民事活動を行う場合に遵守すべき基本的行為準則であり、かつ人民法院が民事紛争事件を審理する場合に遵守すべき基本的裁判準則でもある。

※参考文献 ①21～23頁、②17～20頁、③17～19頁、④15～17頁参照。

【誠実信用原則】

第7条 民事主体は、民事活動を行うに当たり、誠実信用原則に従わなければならない、誠実を旨とし、約束を遵守する。

本条は誠実信用原則に関する規定である。

誠実信用原則は全ての民事主体に民事権利の行使、民事上の義務の履行、民事責任の負担等、いかなる民事活動を行う場合も、誠実、善意を堅持し、自己の約束を忠実に守ることを要求している。誠実信用原則は民事主体に権利の行使、義務の履行過程において、誠実を重んじ、約束を重んじ、信用を守ることを要求している。これは信義を重んじる社会を構築し、経済秩序を維持し、社会の気風を導くことに重要な意義を有する。

1 立法理由・背景

制定過程では、誠実信用原則を民法の基本原則とすること自体は広く賛同を得ており、誠実信用原則の内容をいかにして規定するかについての異なる意見が存在した。すなわち、「民事活動を行うに当たり」の表現に含まれる範囲が広すぎることから、明確でなく「権利を行使し、義務を履行する」に修正すべしとの意見である。また権利濫用禁止は誠実信用原則における権利行使に対する要求であり、これに関する内容を誠実信用原則で規定するのがより適切であるとして「民事主体は民事活動を行う場

合、誠実信用原則に従わなければならない、権利を濫用し、他人の合法的權益を害してはならない」と規定すべしとの意見があった。誠実信用原則の核心的な意味は誠実であり、人を欺かず、善意であり、約束を忠実に守ることである。各方面の意見を総合して、誠実信用原則の内包的意味をよりよく表すために、本条では、民事主体は民事活動を行う場合は誠実信用原則に従って、誠実を堅持し、約束を遵守すべきことを定めている¹⁴。

2 条文説明

1) 誠実信用原則は民法において最も重要な基本原則として民法の「帝王条項」と称されており、各国の民法で公認されている基本原則である。一般の認識では、誠実信用原則は民事主体に民事活動を行う場合、誠実を重んじ、信用を守り、善意の方式で権利を行使し、義務を履行し、詐欺を行わず、言行を一致させ、約束を忠実に守らなければならないことを要求する。具体的には、民事主体は以下の点について誠実信用原則に従わなければならない。

①民事主体は他人と共に民事活動を行う場合、誠実を重んじ、事実のとおり取引相手に自己の関連情報を告知し、表裏があってはならず、虚偽行為を行ってはならない（例えば契約法第42条に定める契約締結上の過失責任は、契約締結時の不誠実な行為を対象とする）。

②民事主体は他人と法律関係を構築した後に、約束を忠実に守り、信用を厳格に守り、自己が行った約束により権利行使し義務を履行し、約束を遵守すべきこと。

③民事主体は善意原則に従って、相互に協力し、相手方の正当な期待と信頼を保護すべきこと。

④民事主体は他人の合法的權益を尊重し、公共利益を尊重すべきこと。

⑤民事主体は善意で権利を行使し、権利を濫用してはならないこと。

⑥民事主体は法律を回避してはならず、契約条項を故意に曲解してはならないこと。

このように誠実信用原則の内包的意味及び外延の意味はいずれも普遍的かつ抽象的であることから、誠実信用原則は非常に高い適用性を有し、民事主体はいかなる民事活動を行う場合においても当該原則を遵守しなければならない、民事主体自身が権利を行使し、又は他人と法律関係を形成する前、形成過程、形成後も終始一貫して誠実信用原則を徹底し、誠実信用原則の要求に従って善意で事を進めなければならない。

2) 誠実信用原則は高度な抽象性・普遍性を有することから、誠実信用原則は民事主体による民事活動の実施、司法機関による民事裁判活動の実施において重要な作用を果たしている。誠実信用原則は民事主体が民事活動を行うための指針であり、かつ民事主体が民事活動における行為規範であり、民事主体に権利を行使し、義務を

¹⁴ 誠実信用原則に関する草案一審稿第6条2項には取引安全の維持保護に関する規定も含まれていたが、営利法人の活動に関連するものとして最終的には新法第86条に移されている。

履行する場合は善意で行い、人を欺かず、信用を厳格に守ることを要求する。また、誠実信用原則は司法機関による民事紛争の裁判に対しても積極的作用を営んでおり（民事訴訟法第13条1項参照）、当事者間に明確な約定がなく、又は法律に具体的規定がない場合には、司法機関は誠実信用原則に基づいて契約の不備を埋め、法律の盲点を補い、民事主体の間、民事主体と社会との間の利益を均衡させ、更に社会の公平・正義を実現できる。

※参考文献 ①23～27頁、②20～24頁、③19～21頁、④17～19頁参照。

【法律・公序良俗の遵守原則】

第8条 民事主体は、民事活動を行うに当たり、法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならない。

本条は法律及び公序良俗の遵守原則に関する規定である。

法律及び公序良俗の遵守原則は自然人、法人、非法人組織が民事活動を行う場合、各種法律の強行規定に違反してはならず、公の秩序及び善良の風俗に反してはならないことを要求する。

1 立法理由・背景

1) 制定過程では、民法通則の規定¹⁵を引き続き踏襲すべきこと、つまり民事主体が民法活動を行う場合は法律を遵守し、社会道徳を尊重しなければならない、公共利益を害し、社会経済の秩序を乱してはならないことを要求すべしとの意見があった。また数年来、多くの地方立法では法律行為の効力に影響を及ぼさない前提で、民事主体の一部の民事活動に関する管理規定が制定され、民事権利保護と公共利益保護との関係について適切な処理が行われて比較的好ましい効果を収めていることから、「法律に違反してはならない」を「法律法規に違反してはならない」に修正する意見があった。さらに現在の思想・文化が多面的であることから、「良俗」の判断が困難であり、社会においてこれまでは「良俗」であるとされてきた良い慣行につき、現代社会ではその判断が非常に困難になっており、法執行過程でも判断が困難で、特に判断基準を把握することも非常に困難であることから、公序良俗を明確に定義すべしとの意見があった。

2) 各方面から提出された意見を踏まえ、民法の多くの規定が任意規定であり、民事主体は民事活動を行う場合は遵守しなければならないわけではないが、民事主体が民事活動を行う場合は強行規定に違反してはならないことを考慮して、本条では「法律を遵守しなければならない」ではなく、「法律に違反してはならない」と規定し

¹⁵ 民法通則第6条「民事活動においては、必ず法律を遵守し、法律に規定がない場合には、国の政策を遵守しなければならない。」

同第7条「民事活動においては、社会道徳を尊重しなければならない、社会公共利益を害し、社会経済の秩序を乱してはならない。」

ている。

なお民法通則第7条に定める「社会道徳を尊重し，社会公共利益を害し，社会経済の秩序を乱してはならない」という表現について，全国人大常務委員会の関連法律解釈では既により簡潔な「公序良俗」という表現が用いられており，更に公序良俗は民法の基本原則として，高度に抽象的な法規範であり，普遍的適用性を有する。善良な風俗に関する具体的な内包的意味と外延的意味について，この規定は一種の包括的条項であり，その目的は法律規定の不備を補うことであることを考慮して，司法機関が個別事件において実際状況を踏まえて具体的に判断することがより科学的かつ正当である。こうして各方面の意見を総合し，本条では，民事主体が民事活動を行う場合，法律に違反してはならず，公序良俗に反してはならない旨を定めている。

2 条文説明

法律及び公序良俗の遵守原則は2つの具体的要求に細分化できる。

- 1) 民事主体が民事活動を行う場合，法律に違反してはならないこと。違反してはならない法律には民事法だけでなく，その他の部門法も含まれる。「法律に違反してはならない」とは，法律の強行規定（強制性規定）に違反してはならないことである。民事主体が民事活動を行う場合，法律で明確に禁止されておらず，公序良俗に反していなければ，自己の利益と需要に基づいて権利義務内容を設定することができる。民法の基本原則の1つが意思自治であることから，民法は通常の状態では民事主体の行為の自由に干渉することはなく，民法の大部分は任意規定である。任意規定につき，民事主体は自己の利益需要を踏まえて，自己の意思自治の範囲に取り入れるか否かを決定できる。しかし，いかなる者の自由も全く無制限ではなく，民法は同様に社会の基本的な生産，生活秩序を維持し，国の基本的価値の追求を維持する必要があり，法律の強行規定はかかる目的を実現するためのものであるから，民事主体が民事活動を行う場合，法律の強行規定を遵守しなければならない。
- 2) 民事主体が民事活動を行う場合，公序良俗に反してはならないこと。「公序良俗に反してはならない」とは，公の秩序及び善良の風俗に反してはならないことである。公の秩序とは，政治，経済，文化等の分野における基本的秩序及び根本的理念であり，国及び社会全体の利益に関する基礎的な原則，価値，秩序であり，これまでの民事・商事立法では社会公共利益と呼ばれ，英米法系では公共政策とも呼ばれる。善良の風俗とは社会の主流の道徳観念に基づく習俗をいい，社会公共道徳とも呼ばれ，社会の構成員全体が普遍的に認めて従う道徳準則である。善良の風俗は一定の時代性・地域性を有しており，社会構成員の普遍的な道徳観念の変化に伴って変化する。公の秩序が強調するものは国及び社会レベルの価値理念であり，善良の風俗が強調するものは民間の道徳観念であり，両者は相互に補完する関係にある。
- 3) 法律及び公序良俗の遵守原則という2つの異なる要求の間において，本条はまず民事主体が民事活動を行う場合，法律に違反してはならないことを要求している。

民事主体はいかなる民事活動を行う場合でも、法律の強行規定を遵守する必要があるが、民法の任意規定については民事主体が任意規定に従って民事活動を行うか否かを法律は強制しておらず、民事主体は自己の選択に基づいて関連の選択・判断をすることができる。民事活動は複雑多岐であることから、法律で社会公共利益、公共道德秩序を侵害する全ての行為を予見し、禁止規定を詳細に定めることは不可能である。よって、公序良俗の遵守原則で補足して公序良俗に反する法律行為を無効とする旨を明確に規定し、法律の禁止規定の不備を補って民事主体の意思自治に対する必要な制限を実現し、社会公共道德を発揚し、公の秩序を維持し、民事主体の個人利益と社会公共利益との均衡を実現する必要がある。

※参考文献 ①27～31頁、②24～28頁、③22～24頁、④19～22頁参照。

【環境配慮原則】

第9条 民事主体は、民事活動を行うに当たり、資源を節約し、生態環境の保護に有益でなければならない。

本条は環境配慮原則に関する規定である。

- 1) 資源節約と生態環境保護の要求については、既に中国の憲法及び多くの法律において関連する規定が置かれているところである（憲法第9条2項、民法通則第124条¹⁶、権利侵害責任法第8章、環境保護法第6条、消費者權益保護法第5条参照）。
- 2) 環境配慮原則（グリーン原則）は憲法の環境保護に関する要求を徹底するものであるとともに、生態文明（人間、自然、社会が調和し発展・繁栄するという思想を中心とした環境保護を重視する文明）の構築、持続可能な発展理念の実現に関する党中央委員会の要求を実現するものであり、環境資源保護を民法の基本原則の地位まで高め、鮮明な時代的特徴を有し、環境資源保護のための民法を全面的に実現するものであり、環境に配慮する時代における人と自然の新たな関係を構築し、環境配慮型立法の潮流に順応するうえで有用である。草案一審稿の説明が指摘するように、民法総則では環境配慮原則を基本原則として確立し、民事主体が民事活動を行う場合には、資源節約、生態環境の保護に有益でなければならない旨を定め、本条では、人と自然の調和・共生という中国の伝統文化理念を継承するだけでなく、党第18回全国代表大会以来の新発展理念が具現化されており、中国が人口大国であり、人と環境資源との間の矛盾を長期的に適切に処理する必要があるという国情に適応するものである¹⁷。
- 3) 本条に定める環境配慮原則は、その他原則の表現とは少し異なっている。すなわち、

¹⁶ 民法通則第124条「国の環境保護及び汚染防止規定に違反して、環境を汚染し、他人に損害を与えた者は、民事責任を負わなければならない。損害が被害者の故意によるものであることを証明できる場合には、民事責任を負わない。」

¹⁷ 草案説明2三（一）参照。近似の法改正では消費者權益保護法第5条3項、環境保護法第5条、6条4項等に同旨規定が置かれているが、さらに新法はこれを民事法上の基本原則として位置づける。

その他原則では「従わなければならない」「違反してはならない」等と表現されているのに対して、本条では「有益でなければならない」[应当有利于]との表現が用いられている。このような違いはあるものの、民法の基本原則として、なお重要な役割を有する。つまり、①国の立法により民事活動を規範化するための基本的方向性、つまり資源節約、生態環境の保護を重要な判断要素とする状況を確立する。②民事主体に資源節約、生態環境の保護に有益である旨の理念に基づいて民事活動を行い、持続可能な発展理念を確立することを要求する。③司法機関が民事事件裁判を行い、民事法規定を適用する場合に、資源節約、生態環境の保護のための法律行為に対する保護を強化する。このように、本条には民法典の権利侵害責任編規定及び環境侵權行為の民事責任追及法理に基礎と立法根拠を提供する意義が認められる。

※参考文献 ①31～32頁、②28～30頁、③24～26頁、④22～23頁参照。

【民事紛争処理の根拠】

第10条 民事紛争の処理に当たっては、法律に依拠しなければならない。法律に規定がない場合、慣習を適用することができる。但し、公序良俗に反してはならない。

本条は民事紛争処理の根拠に関する規定である。

1 立法理由・背景

1) 民事紛争処理の根拠とは、人民法院、仲裁機構が民事紛争を処理する場合に判決等を下すための拠りどころとする規則をどこに求めるかということである。

この点、制定過程では、民事紛争を処理するための根拠について如何に規定すべきかに関する意見が集中し、主に民事紛争処理の根拠内容をどうするか、如何に規定すべきか等の点をめぐって議論が行われた。その主な内容は「法律」の範囲、つまり法律に法解釈、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例、規章等を含めるか、慣習を民法の法源とする旨を規定すべきか、法理を判決の根拠とする旨を規定すべきか、民法通則第6条の国の政策に関する規定を保留するか¹⁸等である。検討の結果、各方面の意見を総合して、本条では、民事紛争を処理する場合、法律に従わなければならないが、法律に規定がない場合は慣習を適用できるが公序良俗に反してはならない旨を規定している。

2) 本条の趣旨は法律適用ルールの明確化を図る点にある。起草過程では、「民事紛争」が「民事関係の処理」に修正されたこともあったが、最終的に条文は再び「民事紛争」に戻されている。これは本条の目的が人民法院、仲裁機構等による民事紛争の処理のため適用する法律適用ルールを提供することが考慮されたものである。

¹⁸ 民法通則第6条では民事活動における法律及び国家政策の遵守原則を定めて国家政策に法源性を認めていたが、新法ではこれを定めていない（法律・行政法規の強行規定違反の契約だけを無効とし、政策違反を除外する契約法第52条5号参照）。

2 条文説明

- 1) 本条は、人民法院、仲裁機構等が民事紛争を処理する場合、まず法律に依拠しなければならない旨を定める。ここに「法律」とは広義の法律をいい、全国人民代表大会及びその常務委員会が制定した法律及び国務院が制定した行政法規が含まれるだけでなく、地方性法規、自治条例及び単行条例等も含まれる。
- 2) 本条はさらに法律に規定がない場合、公序良俗に反しない慣習を適用することができる旨を定める。慣習とは一定の地域、業界の範囲内で長期にわたって一般人が固く信じ、普遍的に遵守する民間の慣習・商慣習をいう。慣習の適用は2つの点で制限を受ける。すなわち、①慣習を適用する前提は法律に規定がないことである。いわゆる法律に規定がないとは、関連の法律、行政法規、地方性法規に特定の民事紛争に関する規定がないことである。②適用する慣習は公序良俗に反してはならない。したがって、全ての慣習を、民事紛争を処理するための根拠にできるわけではなく、公序良俗に反していない慣習だけが適用可能であり、当然、慣習適用についても法律の基本原則に反してはならない。
- 3) 本条では慣習を法源とすることが確認されているが、これは主に次の点が考慮されたものである。①慣習の法源としての地位を認めることは、中国の現行立法と一致している（契約法、物権法等の法律では既に慣習を当事者の権利義務を判断する場合の根拠とできる旨が明確に規定されている）。②慣習の法源としての地位を認めることは、現実の必要にも合致する。日常生活の民事関係は複雑に入り組んでいるため、法律でその全てに配慮することは困難だが、慣習によって一定程度法律の不備を補うことができ、また商事分野及び社会の基層では、慣習を法源とする需要が比較的高いこと。③慣習に基づく判断の方がより社会生活に則しており、白黒を明確にして争いを収めるうえで有用であり、司法実務でも慣習に基づき民事紛争を処理する必要のあることである。

※参考文献 ①32～36頁、②30～33頁、③26～28頁、④23～25頁参照。

【特別法の優先適用】

第11条 その他の法律に民事関係について特別規定がある場合、その規定による。

本条は特別法の優先適用に関する規定である。

この点、特別法と一般法、新法と旧法の優先関係については、立法法が既に特別法と一般法との関係について規定している以上¹⁹、本条は不要との意見も制定過程では提起されていた。しかし、中国では民商合一主義を採用しつつ、既に多くの民事・商事単行

¹⁹ 立法法第92条「同一機関が制定した法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規章の特別規定と一般規定が一致しない場合、特別規定を適用し、新たな規定と古い規定が一致しない場合は新たな規定を適用する。」

法が制定されており、特定分野の民事法律関係に関する規範が形成されているところ²⁰、特に民法典完成後にはこれを一般法とし、民事・商事単行法を特別法として、立法法の関連規定を根拠として特別法の規定を優先適用することを考慮し、本条では、特別法が優先適用される法律適用ルールを明確に強調しており、さらに法の適用関係に関する認識の不一致を減少させる点でも有用である。

※参考文献 ①36頁、②34頁、③28頁、④25～26頁参照。

【民法の適用範囲】

第12条 中華人民共和国の領域内の民事活動について、中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

本条は民法の適用範囲に関する規定である。

- 1) この点、現行法の関連規定として、民法通則第8条「1項 中華人民共和国内における民事活動は、法律に別段の定めがある場合を除き、中華人民共和国の法律を適用する。」「2項 本法の公民に関する規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、中華人民共和国内の外国人及び無国籍者にも適用する。」、涉外民事関係法律適用法第3条「当事者は、法律の規定により、涉外民事関係に適用する法律を明示的に選択することができる。」、契約法第126条1項「涉外契約の当事者は、契約紛争の処理に適用する法律を選択することができる。但し、法律に特別の規定がある場合を除く。涉外契約の当事者が選択をしなかったとき、契約に最も密接な関係を有する国家の法律を適用する。」等の規定がある。
- 2) 民法の地域的効力の範囲とは、民法がどの空間・領域内で適用されるかをいう。本条では、中華人民共和国の領域内の民事活動には、中華人民共和国の法律を適用する旨を規定している²¹。「中華人民共和国の領域内」には、中華人民共和国の領土、領空、領海、及び国際法に基づいて中国の領域であるとみなされる中国の在外大使館、中国籍の船舶、航空機等を含む。
- 3) 本条後段では、法律に別段の定めがある場合、その定めに従う旨を規定する。このうち最も重要なものが涉外民事関係における法律適用に関する問題であり、涉外民事関係における法律の適用については、『涉外民事関係法律適用法』に専門の規定があり、これ以外に一部の単行法でも涉外民事関係における法律の適用に関する規定がある。これらの涉外民事関係に適用する特別規定によると、中華人民共和国の領域内の涉外民事活動につき、法律適用は特定の法律関係の類型の違いに基づいてそれに対応する

²⁰ 例えば著作権法、専利法、保険法等の民事商事特別法では、民事法律関係に限らず、行政法律関係や特殊商事規則に及ぶものが存在しており、これら全てを民法典に組み込むのは困難かつ不適當であるため、民法総則と民商事特別法の優先適用関係の明確化が図られている（草案説明2三（一）参照）。

²¹ 民法通則第8条とは異なり、本条では空間上の適用範囲だけを規定しているが、これは民事主体を「公民」から「自然人」に変更した結果、国籍などによる影響を受けないことに基づくものである（参考文献⑥7頁参照）。

法規範を具体的に適用しなければならず、一律に中国の法律を適用する必要はない。この点、新法制定過程では、中華人民共和国の領域外の民事活動にも中華人民共和国の法律を適用することができる旨を規定すべしとの意見もあった。しかし、中華人民共和国の領域外の民事活動に中華人民共和国の法律を適用するか否かについては、国際私法の法律適用に関する問題に関わることから、各国の国際私法に関連規定があり、異なる法律関係に適用される法律には異なる規定があり、法律の適用状況は相当複雑である。

本条ではこの点に関して規定していないが、これは中華人民共和国の領域外の民事活動には、中華人民共和国の法律を適用することができないことを意味してはならず、具体的状況及び所在国の法律の具体的規定に基づいて確定する必要がある。

※参考文献 ①36～38頁, ②35～36頁, ③29～30頁, ④26～27頁参照。

(つづく)

活動報告

【シンポジウム】

国際知財司法シンポジウム ASEAN+3アドバンストセミナー2018

国際協力部教官

小谷 ゆかり

第1 はじめに

2018年11月30日（金）、弁護士会館2階講堂クレオ（東京都千代田区霞ヶ関）において、「国際知財司法シンポジウムASEAN+3アドバンストセミナー2018」が開催された。

本セミナーは、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの主催により実施され、日中韓・ASEAN諸国¹という、いわゆる「ASEAN+3」と同じ枠組みにおいて、各国の知的財産関係紛争等処理している裁判官等の専門家が集い、知的財産関係紛争につき司法分野を中心に討議を行う公開セミナーである。

前年に開催された「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」²は、ASEANの裁判官や弁護士が一堂に会して、知的財産紛争につき公開討議を行った初めての国際シンポジウムであったところ、同シンポジウムの成果を定着・発展させることにより、ASEAN地域の知的財産関係紛争の処理能力向上に貢献することを目的として、本セミナーを開催することとした。

なお、本稿中意見にわたる部分については、いずれも私見であることを申し添える。

¹ フィリピン、シンガポール及びベトナムは、スケジュールの都合等により不参加となったため、本セミナーへのASEANからの参加国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー及びタイの7か国となった。

² 詳細については、「特集：国際知財司法シンポジウム2017」（ICD NEWS第74号2018年3月号、<http://www.moj.go.jp/content/001254370.pdf>）を参照されたい。

第2 プログラムの概要



【登壇者のフォトセッション】

プログラムの詳細については別添資料1，海外パネリストについては別添資料2をそれぞれ参照されたい。

1 基調講演等

アドバンストセミナー2018は，山下貴司法務大臣による挨拶で開会した。山下大臣からは，本セミナーのような多国間のセミナーは近隣国と共に学ぶ貴重な機会であるなど，本セミナーの開催意義についてお話しいただいた。当初予定されていなかった山下大臣による力強い挨拶の言葉は，会場の雰囲気を活気付かせた。

基調講演では，まず，高部眞規子知的財産高等裁判所長による講演が行われた。高部所長からは，我が国の訴訟制度と知財訴訟の特徴，知財訴訟の専門的処理体制，専門的知見を活用する制度等について，ご講演いただいた。



【高部所長による基調講演の様子】

続いて，今村玲英子特許庁審判部長からは，特許庁における審判の現状，適時性と信

頼性のある審決に向けた取組，最近のトピックスとして標準必須特許に係る判定等についてご説明いただいた。



【今村審判部長による基調講演の様子】

高部所長及び今村審判部長の各基調講演は，我が国の知財訴訟制度や特許審判の手続等が分かりやすく示されたことにより，引き続き行われるパネルディスカッションの基礎知識となる有用な情報提供となった。

2 パネルディスカッション

パネルディスカッションでは，パネリストを，日中韓の裁判官とASEAN諸国の裁判官等に分けた上で，城山康文弁護士（日弁連知的財産センター委員長）及び相良由里子弁護士（同センター委員）をモデレータとして，特許権及び営業秘密のライセンス契約の事例を扱い，ディスカッションを行った。

(1) パネルディスカッションの事例と設問

パネルディスカッションの事例と設問は，以下のとおりである。

<事例>

A社は自動車部品の製造販売を業とする外国企業である。B社は，自動車部品の製造販売を業とする貴国の企業である。A社とB社とは，2010年4月1日付けで，A社が貴国にて登録する特許権 α 及び営業秘密 β （以下，併せて「A社知財」という。）のB社へのライセンス供与につき，以下の条件でライセンス契約（以下，「本契約」という。）を締結した。

対象製品：X（注：特許権 α の権利範囲に属し，その生産には営業秘密 β が用いられる）

許諾行為：生産，譲渡，輸出（ASEAN域内向けに限る）

禁止行為：製品X以外に関するA社知財の使用

製品XのASEAN域外向けの輸出

営業秘密 β の第三者への開示又は目的外使用

期間：10年

実施料：契約締結時に10万USD

特許権 α の存続期間中は売上の5%，特許権 α の終了後は売上の2%

契約終了後の措置：営業秘密 β の返還

特許権 α に係る発明（以下、「発明 α 」という。）の使用禁止（特許権 α の存続期間中に限る）

契約解除事由：B社による本契約の違反

準拠法：貴国法

紛争解決：B社所在地を管轄する貴国の裁判所

<設問>

問1 A社及び／又はB社は、本契約を貴国において登録する義務があるか、又は希望する場合に登録することができるか。登録する義務がある場合、登録を怠ると本契約の効力に影響するか、また罰則はあるか。希望する場合に登録できるのであれば、登録の効果は何か。登録が義務又は可能である場合、登録機関はどこか。また登録機関は本契約の条件について審査を行うか。

問2 B社が実施料の支払いを理由なく停止したので、A社はB社から実施料（又は損害賠償金）を徴収したい。A社は、いかなる機関（例えば、裁判所、行政機関）において、いかなる法的手続（例えば、民事訴訟、刑事訴訟、行政取締、ADR）をとることができ、当該機関はどのように判断すると考えられるか。A社が本契約を解除せずに契約に基づき実施料を請求する場合と、A社が本契約を解除した後には損害賠償請求をする場合とで、手続又は実施料等の算出方法に差異はあるか。

問3 A社はB社による以下の行為を発見したので、それを止めさせたい。

- ①製品Y（特許権 α の権利範囲に属するが製品Xとは異なるもの）の生産
- ②製品Xの北米向け輸出

A社は、いかなる機関（例えば、裁判所、行政機関）において、いかなる法的手続（例えば、民事訴訟、刑事訴訟、行政取締、ADR）をとることができ、当該機関はどのように判断すると考えられるか。A社が本契約を解除せずに本契約に基づき上記①②の行為の停止を請求する場合と、A社が本契約を解除した後には特許権 α に基づき上記①②の行為の停止を請求する場合とで、手続又は効果に差異はあるか。

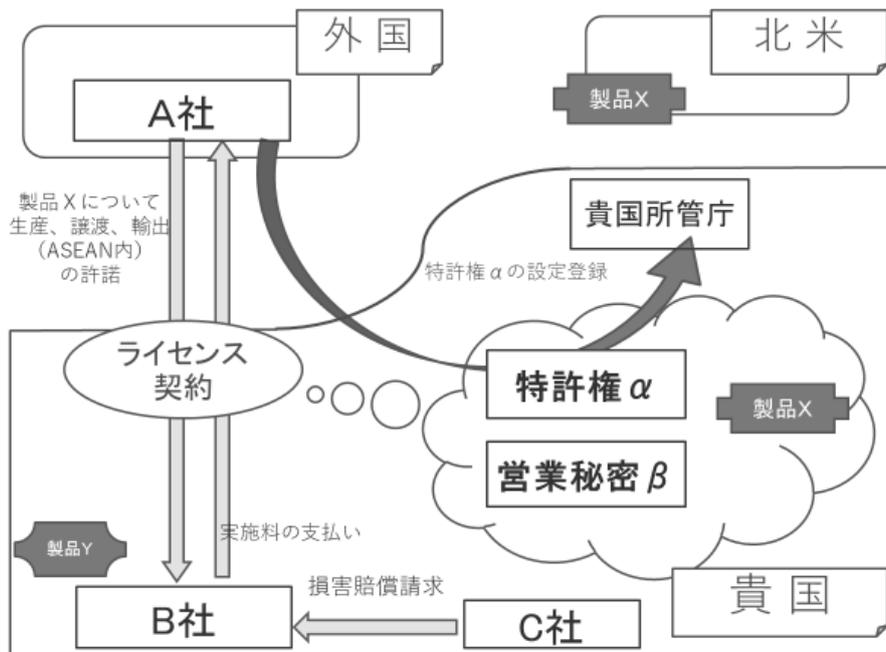
問4 2018年12月1日に特許権 α の有効期間が終了し、2020年3月31日の経過により本契約が終了した。2020年4月1日以降もA社は製品Xの生産及び輸出を継続しているが、実施料の支払いは停止した。A社は、B社による製品Xの生産（営業秘密 β の使用）を止めさせたい。A社は、いかなる機関（例え

ば、裁判所、行政機関)において、いかなる法的手続(例えば、民事訴訟、刑事訴訟、行政取締、ADR)をとることができるか、当該機関はどのように判断すると考えられるか。(なお、貴国において現行法が変更されていないものと仮定する。)

問5 B社は、特許権αは無効であると確信するに至った。そこで、B社は、実施料を低減させるために、特許権αを無効にしたい。B社は、いかなる機関(例えば、裁判所、行政機関)において、いかなる法的手続(例えば、民事訴訟、刑事訴訟、行政取締、ADR)をとることができるか。なお、仮に、B社が特許権αの有効性を争うことが本契約で禁止されていたら、影響するか。また、当該機関の判断に対して、A社又はB社は不服申し立てをすることはできるか。

問6 B社は、その顧客C社から製品Xが不良品であるとして損害賠償請求をされ、裁判の結果、5万USDを賠償金として支払った。B社は、製品Xが不良品であったのはA社知財が不完全なものであったからであると考えており、A社に対して、C社に支払った5万USDの求償と、B社からA社に支払済みの実施料の返還を請求したい。B社は、いかなる機関(例えば、裁判所、行政機関)において、いかなる法的手続(例えば、民事訴訟、刑事訴訟、行政取締、ADR)をとることができるか、当該機関はどのように判断すると考えられるか。

<事例説明図>



(2) 日中韓のパネルディスカッション



【日中韓のパネルディスカッションの様子】

設問に従い、モデレータが日中韓の裁判官に問いを発する形で進められた。

ア 第1問（実施権の登録について）

実施権の登録については、パネリストの古河謙一知的財産高等裁判所裁判官から、我が国の制度として、専用実施権は特許庁への登録が効力発生要件であること、専用実施権の設定については、特許権者が同意したのであれば、特許権者に登録義務があること、特許庁は契約内容の審査を行わないことなどが説明された。韓国の裁判官からも、専用実施権は韓国知的財産庁（K I P O）への登録が効力発生要件ではあるが、契約書に登録義務を明記しない限り、特許権者には登録への協力義務はないこと、K I P Oは契約内容の審査をしないことなど、我が国と類似した制度の説明がなされた。

これに対し、中国の裁判官は、実施権は中国知識産権局（S I P O）に登録することが可能ではあるものの、義務ではなく、S I P Oは契約の形式面を審査するのみである旨説明を行った。これを受けてモデレータが、同裁判官に対し、登録のメリットについて質問を行ったところ、同裁判官は、登録は訴訟や通関の際に権限を立証するための証拠になる旨回答した。



【パネルディスカッションにおける古河裁判官】



【パネルディスカッションにおける韓国の裁判官】



【パネルディスカッションにおける中国の裁判官】

イ 第2問（未払い実施料の請求について）

未払い実施料の請求については、日中韓いずれの国においても、民事訴訟以外に、調停や仲裁などの裁判外紛争解決手続（ADR）も選択可能であるが、解決には当事者間の合意が必要となる点で、民事訴訟の方が適しているとの回答であった。契約を解除して損害賠償請求を行うことが可能か、というモデレータからの追加質問に対して、韓国は、可能であり、その場合に追加の損害があれば、解除せずに損害賠償請求をする場合とで金額が変わる場合があり得るとの回答であった。中国においても、契約は解除可能であること、契約を解除するか否かにかかわらず損害賠償を請求することができるが、損害額は変わらないので、解除をせずに実施料を請求するほうが良いと回答した。日本においても、契約を解除して不法行為に基づく損害賠償請求を行うことは可能であり、その場合には特許法による過失の推定規定（特許法103条）や損害額の推定規定（同102条）が適用され、特許法102条3項の適用により実施料相当額が認められることから、損害額は解除の有無にかかわらず同じになるのではないかと回答であった。

ウ 第3問（ライセンス契約違反について）

本設問におけるライセンス契約違反について、韓国は、製品Yの生産と製品Xの北米への輸出はいずれも特許権侵害ではなく、契約違反にすぎないため、契約

を解除しない限り差止請求はできず、損害賠償請求のみである旨回答した。また、中国は、製品Yの生産は特許権侵害となるのに対し、製品Xの北米への輸出は特許権侵害とならず、契約違反にすぎないため、契約を解除しない限り差止請求は認められないと回答した。これらに対し、日本は、製品Yの生産が特許権侵害となることに加え、輸出が特許権の実施行為に含まれているため、製品Xの北米への輸出も特許侵害となること、そのため契約を解除しなくとも差止請求が可能であり、税関における水際規制も認められ得ると回答するなど、日中韓それぞれにおいて、救済措置のアプローチが大きく異なった。

エ 第4問（営業秘密のライセンス契約に基づく差止請求について）

日中韓いずれの国においても、営業秘密に基づく差止請求を認める法律が存在し、主観的な要件を立証できれば、刑事責任の追及も可能であるとの回答となった。また、中国と日本においては、契約条項に基づく営業秘密の返還請求も可能であるとの回答であった。

オ 第5問（ライセンシーの不爭義務について）

韓国からは、無効審判の請求権者は、利害関係人又は韓国知的財産庁（K I P O）の審査官であり、IP Trial and Appeal Board（I P T A B）の審決に不服があれば、請求人または特許権者が特許裁判所に提訴すること、I P T A Bは訴訟の当事者にはならないこと、特許の有効性を侵害訴訟の手続きの中で争うことも可能であるとの回答であった。日本においても、無効審判の請求権者は利害関係人に限定されており、特許庁の審決に不服があれば知財高裁への審決取消訴訟の提起が可能であること、特許権侵害訴訟の中で特許の有効性を争うことは条文上明白であること、不爭条項自体は有効であり、この場合ライセンシーは無効審判請求人としての適格性を失うというのが多数説であるとの説明がなされた。中国からは、請求権者に制限はなく、誰でも中国知識産権局（S I P O）の特許復審委員会に無効審判を請求することができること（したがって、ライセンシーも当然請求が可能）、審決に不服があれば、特許復審委員会を被告として、北京知的財産裁判所に行政訴訟を提起することができること、2019年1月1日以降、北京知的財産裁判所の判決に不服があれば、高級人民法院ではなく最高人民法院に上訴できるとの回答であった。

カ 第6問（ライセンサーの担保義務について）

韓国からは、そもそも製品の不具合が知財の不完全性のみ起因するという場面は想定し難いという前提の上で、特許権者が意図的に隠してライセンス契約を締結した場合には、ライセンシーが第三者に対して支払った賠償金相当額についての損害賠償及び実施料の返還請求が認められ得るとの回答であった。中国からは、因果関係を立証できれば、損害賠償請求及び実施料の返還請求も可能であると思われるが、金額等は契約の内容次第であり、担保責任を負わない旨の条項があった場合には、何ら請求できないのではないかと、との意見が出された。日本か

らは、知財の不完全性が「隠れた瑕疵」に当たるのであれば契約の解除と損害賠償も可能であるが、担保責任を負わない旨の特約があれば有効であり、韓国と同様、意図的に隠した場合でない限り担保責任を負わないことになるとの説明がなされた。

(3) ASEAN各国のパネルディスカッション

ASEAN各国のパネルディスカッションにおいても、日中韓と同様、モデレータが裁判官等に問いを発する形で進められた。



【ASEAN各国のパネルディスカッションの様子】



【モデレータの城山弁護士及び相良弁護士の様子】

ア 第1問（実施権の登録について）

マレーシア、ブルネイ、ラオス及びカンボジアは、いずれも登録義務がなく、任意で登録を行うことは可能であるが、実際に登録される例はごく稀であるか、一件もないとの回答であった。これに対して、タイ、ミャンマー、インドネシアは、登録義務があるとの回答であった。



【ASEAN各国のパネルディスカッションの様子】

タイの発表では、すべての書類についてタイ語翻訳が必要であること、契約の法令適合性に関する実体審査（ガイドラインあり）を Legal Officer が行うこと、登録をしないと特許が無効になる可能性もある、という点が特徴的であった。



【タイの裁判官による発表の様子】

ミャンマーからは、技術移転契約の登録が効力発生要件だが罰則はなく、登録官は、ミャンマーの現行法及び Council of Myanmar Science, Technology and Innovation が発する指令に適合しているか否かの実体審査（ガイドライン等はない）を行うこと、現在立法作業中の特許法案においても登録義務があり（効力発生要件）、Intellectual Property Office は実体審査を行うとの回答であった。

インドネシアからは、すべての書類のインドネシア語翻訳が必要であり、特許権のライセンスについては登録が効力発生要件だが罰則はなく、契約の法令適合性についての実体審査があるが、営業秘密のライセンスについての登録は任意であるとの回答であった。

イ 第2問（未払い実施料の請求について）

いずれの国も、民事訴訟が一次的な選択肢になるという点では共通していたが

(ラオス、ミャンマー、ブルネイの3か国については、ADRによる解決も可能との回答)、管轄する裁判所に違いがみられた。

ブルネイ、カンボジア及びミャンマーでは、特別の裁判所は設置されておらず、通常の裁判所で取り扱われ、ラオスでは、通常の裁判所の中にある商事部という特別部において取り扱われるとの回答であった。

これに対し、インドネシアでは、全国に5か所ある Commercial Court において、マレーシアでは、クアラルンプール所在の知的財産権に関する事件を扱う裁判所である IP High Court において、タイでは、通常の裁判官の中から特別に任命された裁判官により構成された、知的財産に関する事件を取り扱う裁判所である Central Intellectual Property and International Trade Court (C I P I C) において、それぞれ取り扱われるとの回答であった。



【インドネシアの裁判官による発表の様子】

ウ 第3問 (ライセンス契約違反について)

北米への輸出行為が特許権侵害に該当するという国はなく(ただし、ミャンマーは特許法案を検討中)、いずれの国においても、契約に基づいて差止請求が可能であるとの回答であった。なお、カンボジアでは、契約違反についても行為者の意図によっては刑事訴訟を提起することも可能であるとの回答であった。



【パネルディスカッションにおけるカンボジアの検察官】

タイにおいても、CIPICに民事訴訟を提起する以外に、刑事訴訟を提起することも可能であるが、北米への輸出を禁止する条項が不当に競争制限的であると判断されれば（競争制限的であるか否かについてはガイドラインあり。輸出制限は原則不可だが、他国にライセンサーがいる場合には輸出制限も可能とのこと。）刑事手続が認められない可能性もあるとの回答であった。

マレーシアからは、IP High Court に民事訴訟を提起することが可能であるが、輸出行為の禁止が非競争的行為に該当する場合もあり得る旨説明がなされた。

エ 第4問（営業秘密のライセンス契約に基づく差止請求について）

いずれの国も、契約に基づいて実施料の支払請求が可能であるとの回答であったが、営業秘密を保護するための特別法がある国は限られていた。

営業秘密を保護するための特別な法律を有しているのはタイのみであり、営業秘密法に基づき、秘密保護手段により保護されている営業上の秘密は保護され、差止請求が認められるとともに、刑事的な保護もあるとのことであった。

マレーシアからは、特別法ではなく、コモンローに基づいて営業秘密の保護の有無が決められ、原則として民事的な保護のみである旨説明がなされた。これに対して、ブルネイは、契約において保護を規定しない限り、営業秘密を保護することは出来ないとの回答であった。

なお、カンボジアでは、現在、営業秘密の保護法制を検討中であるとのことであった。

オ 第5問（ライセンサーの不爭義務について）

特許権の有効性を争う手続として、裁判所における裁判手続か、それとも特許庁における審判手続かにより、各国の回答が分かれた。

ブルネイからは、まず、特許庁の登録官が有効性を判断するが、その後、裁判所における裁判手続も可能である旨説明がなされた。



【パネルディスカッションにおけるブルネイの裁判官】

ラオスにおいても、まずは知的財産庁が判断し、その後、裁判所において判断されるとの説明がなされた。

その他の国では、裁判所における手続が基本であるとの回答であった。

具体的には、タイの場合、C I P I Cに提訴することにより特許権を無効とすることが可能であること、特許庁の関与はなく、日本のような調査官の制度もないこと、当事者の申請する専門家証人の証言をもとに特許権の有効性を判断するが、その際、技術的な知識のある者が2名、裁判官として加わることもあるとのことであった。

マレーシアからは、IP High Courtにおいて、権利者を被告として提訴することにより特許権を無効とすることが可能であり、特許庁は一切関与しない旨の説明がなされた。

インドネシアからも、Commercial Courtにおいて、権利者を被告として提訴することにより特許権を無効とすることが可能であるとの回答であった。

また、不爭義務を規定する条項の有効性について回答のあった国のうち、マレーシアからは、有効ではあるものの、主張の仕方や条項の解釈によって、同条項の有効性を争うことが認められる場合もあるとの回答であった。これに対して、タイ及びミャンマーからは、不爭条項は認められないとの回答であった。特にタイにおいては、不当に競争制限的な条項であるとして、強制不能の可能性が高まるだけでなく、ライセンス登録の段階で、当該条項を理由として登録が拒絶される可能性があるとのことであった。

カ 第6問（ライセンサーの担保義務について）

いずれの国においても、ライセンサーが支払った賠償金相当額の損害賠償請求と、実施料返還を請求する民事訴訟を提起し、特許の不完全性を立証できれば、いずれも請求が認められるであろうとの回答であった。

タイからは、特許権者が予見することのできない不完全性である場合には、責任が限定される場合もあるとの補足説明がなされた。また、マレーシアからは、

特許に欠陥があることがわかれば、特許自体を無効にすることも可能との意見が出された。

第3 おわりに

アドバンスセミナー2018では、外国語で行うパネルディスカッションの進め方の難しさに加え、ASEAN各国の裁判官等による発言の格差等、まだまだ課題があると感じさせられた。しかしながら、特許及び営業秘密のライセンス契約という、実務のニーズに即した事例を通じて、日中韓とASEAN各国の裁判官等が議論を重ね、相互にそれぞれの制度を学び合ったことで、日本も含めて自国の制度を見つめなおす貴重な機会となったことは確かである。

ASEAN各国のパネルディスカッションについては、前年の経験を踏まえ、本セミナー開催前に、全員が集まり事前検討会を開催するなどし、その結果、パネリスト間の相互理解が図れただけでなく、一体感が芽生え、それは本番のパネルディスカッションにおいても、発言の順番や内容に生かされていたと思われる。

前年のフォローアップとして開催された本セミナーによる取組が、今後、ASEAN各国の知的財産分野における情報共有の場として各国に認知され、更なる活発な意見交換へと発展することにより、ASEAN諸国における知財紛争解決の連携を深める支援につなげていきたいと考えている。

国際知財司法シンポジウム
ASEAN+3アドバンスセミナー2018
2018年11月30日(金)

9:00～9:30	受付
9:30～9:40	フォトセッション
9:30～9:45	開会挨拶 山下貴司 法務大臣
9:45～10:15	基調講演「日本における知的財産権訴訟」 高部真規子 知的財産高等裁判所長
10:15～10:30	基調講演「特許庁審判部(TAD)の取組」 今村玲英子 特許庁審判部長
10:30～10:45	休憩
10:45～12:30	パネルディスカッション(日中韓) 「特許権及び営業秘密のライセンス契約に係る紛争解決について」
13:45～15:30	パネルディスカッション(ASEAN 各国) 「特許権及び営業秘密のライセンス契約に係る紛争解決について」
15:30～15:45	休憩
15:45～17:15	パネルディスカッション(ASEAN 各国) 「特許権及び営業秘密のライセンス契約に係る紛争解決について」
17:15～17:30	閉会挨拶 末吉瓦 弁護士知財ネット理事長

**国際知財司法シンポジウム
ASEAN+3アドバンスセミナー2018
海外登壇者リスト**

	国名	敬称	氏名	役職	所属
1	ブルネイ	Ms.	PG DP Rostaina Duraman	Justice	Supreme Court of Brunei Darussalam
2		Ms.	Harnita Zelda Skinner	Senior Registrar	Supreme Court of Brunei Darussalam
3	カンボジア	Mr.	LY Sophana	Deputy Prosecutor	Prosecution office to Phnom Penh Court of First Instance
4	中国	Mr.	Ma Yunpeng	Judge	Supreme People's Court of China
5	インドネシア	Mr.	Tito Suhud, S.M., M.H.	Chief Judge	Makassar District Court
6	韓国	Mr.	Lee Jejeong	Presiding Judge	Patent Court of Korea
7	ラオス	Mr.	Somsack Taybounlack	President	People's Central High Court
8	マレーシア	Mr.	Mohd Aizuddin Bin Zolkeply	Research Judge	Chief Justice's Chamber, Federal Court of Malaysia
9	ミャンマー	Mr.	Tha Htay	Justice	Supreme Court of the Union
10	タイ	Mr.	Watchara Neitivanich	Judge	Office of the President of the Supreme Court
11		Mr.	Worrawong Atcharawongchai	Judge	Central Intellectual Property and International Trade Court

【国際研修・共同研究】

第10回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要

JICA長期派遣専門家
弁護士 枝川 充志

第1 はじめに¹

1 概要

「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」は、ベトナム弁護士連合会（以下、「VBF」という。）を協力相手機関の一つとしている²。

例年、VBFに対する本邦研修は日本弁護士連合会（日弁連）の協力を得て実施しており今回が10回目となる。これはVBFが2009年に設立されてからちょうど10年間、本邦研修を継続してきたことを意味する。

今回の研修は、東京と大阪訪問を中心に、2019年1月15日（火）から同月22日（火）まで実施された。構成メンバーは、ド・ンゴック・ティンVBF会長他、各地方弁護士会の会長・副会長等からなる総勢14名であった。

2 目的

対VBF協力の枠組みを定める本プロジェクトのPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）では、期待される成果の一つとして「ベトナム弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させること」を規定している。

今回の研修では、この規定を念頭に現地で協力してきた「ベトナム弁護士職務倫理規定」（以下、単に「倫理規定」という。）の改正、及びVBF定款改正、これと関連する組織再編について、これまでの協力を踏まえVBF側の関心事項・質問を整理し、日弁連及び単位弁護士会の取組に学ぶとともに、前記関心事項について協議することを目的に本邦研修が実施された。

第2 研修内容

1 ベトナム弁護士職務倫理規定³について

(1) はじめに

2009年にVBFが設立された後⁴、最初の倫理規定が2011年に制定され

¹ 本稿のうち、意見にわたる部分は筆者の見解であり、講師等の当該関係者、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添えます。

² 他に、首相府、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院がある。

³ 原文は「Quy tắc Đạo đức và Ứng xử nghề nghiệp luật sư Việt Nam」であり、直訳すると「ベトナム弁護士職の道徳及び適切対応規定」となる。

⁴ VBFの設立経緯及び概要については、拙稿「ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要」（ICDNEWS第76号）46頁以下参照。

た。制定後、弁護士人口の増加や法的ニーズの増大に比例するかのようにより多様な懲戒相当事例が発生している。VBFはこのような弁護士による問題行為に対応すべく、弁護士の倫理及び職務を効果的に規律する措置を講じるため、倫理規定の修正・補正を必要としていた。

またVBFは、日弁連において弁護士倫理を規律する「弁護士職務基本規程」を参考にしつつ改定ドラフトを作成するとともに、ハノイ・ホーチミンなどでこれまで弁護士による公聴会を開催してきた。

このような経緯の中、改めて日弁連の上記規程について理解を深めるとともに、改定ドラフトで議論されている論点について検討するため、以下のような二つの講義が設定された。

(2) 日弁連の弁護士職務基本規程（高中正彦弁護士（東京弁護士会⁵））

VBF倫理規定の改正案が第三次ドラフトまで準備されている中、今回の本邦研修の機会に改めて日弁連「弁護士職務基本規程」の内容を講義していただき、併せて質疑応答がなされた。

具体的には、2004年に制定された日弁連「弁護士職務基本規程」について、その制定背景、法的性質、各規定の趣旨・概要・事例、研修概要、解説本の概要、懲戒の動向、今後の課題についての説明がなされた。

注目を集めたのは日弁連の弁護士倫理委員会が作成した「解説 弁護士職務基本規程」（第三版）である。これは前記職務基本規程の解説本として約200頁あり、全会員弁護士に無料で配布されている。

講義中、講師から「倫理研修を実施しつつ同解説本を会員弁護士に配布し、実務で悩んだ際、紐解いてもらうことで倫理規程が守られる」という趣旨の指摘を受け、どのような体制で執筆したのか、どのような内容なのかという点に質問が集中した。

他に、日弁連の「弁護士職務基本規程」にはなぜ「倫理」という言葉が含まれていないのか、日弁連が委任契約書のひな形を作成している点の紹介、法律を守れという規定がないのはなぜか等の質問がなされた。

(3) VBF倫理規定（谷真人弁護士（東京））

ここでは、VBFから倫理規定の第三次ドラフトについてあらかじめ質問が提出されていたため、これに答える形で講義をしていただき、併せて質疑応答がなされた。

講師からはVBFの第三次ドラフトを分析していただいた上で、倫理規定の構成、依頼者との関係で留意すべきこと、依頼者との関係で弁護士が行ってはいけないこと、弁護士同士の関係等について詳細なコメントをいただいた。

本講義の講師もまた前記解説本の作成に第一版から一貫して関わっておられたことから、作成意義、作成方法、構成、活用方法について説明していただいた。また、

⁵ 所属弁護士会を指す。以下、「東京」というように簡略化して記載する。

報酬をめぐる懲戒事例にはどのようなものがあるのか、解説本の拘束力等について質問がなされた。

(4) 今後

上記倫理規定は、今回の研修を受け更に検討が重ねられ、2019年6月に開催予定の全国弁護士評議会での承認を目指している。その後（あるいは並行して）、従前よりその必要性が指摘されていた解説書（コンメンタール）の作成・普及について、今回講義いただいた解説書作成にかかる日弁連の経験を踏まえ検討していく予定である。

2 定款改正・組織再編について

(1) はじめに

VBFの定款は、弁護士法67条に基づき、設立と同時期の2009年5月に制定された。その後、2015年8月に改訂されている。

VBFの総会に当たる全国弁護士代表大会は5年ごとに開催され、会長・副会長の任期も5年となっている。これにあわせ各地方弁護士会の会長任期も5年となっている。このようにいわゆる執行部の任期が5年と長期にわたることが、成り手不足をもたらす問題となっている。その他、弁護士会費の未納問題を始めとする懲戒事案への対応、社会に生起する各種課題への対応に向けた組織体制の確立、VBFと地方弁護士会の関係、地方弁護士会の運営等が課題・問題として指摘されている。定款の改定案がドラフトされ、本邦研修前の2018年12月にハノイにて開催された弁護士による公聴会においても上記のような問題が改めて指摘された。

このような中、日弁連の執行部体制の概要・運営体制、日弁連と単位弁護士会との関係、単位弁護士会の運営、弁護士の能力向上の方法等について質問が取りまとめられ、これらを踏まえ下記のとおり講義等が実施された。

(2) 日弁連の概要（出井直樹弁護士（第二東京））

ここでは、VBFからの質問を踏まえ、第一に日弁連の「役員」（会長、副会長、理事、監事）の概要、「機関」（総会、代議員会、理事会、正副会長会、各種委員会）の概要、「会長の選出過程」、「事務局」について、第二に日弁連と各单位会との関係、第三に日弁連と法務省、裁判所との関係、第四に日弁連の活動について講義をしていただいた。

VBFの関心事である日弁連と単位弁護士会の関係について、日弁連が単位弁護士会に指示したり、これに従うという関係にはないことが紹介された。

その上で、日弁連と単位弁護士会の関係は全国の弁護士会の会長が全てメンバーとなっている理事会での意思決定により規律される、単位弁護士会の会長である理事が日弁連執行部の考えや理事会での議論状況を単位弁護士会に伝え、また逆に各会長が単位弁護士会の意見を理事会に反映するという形で意思形成を図っていることが紹介された。

また質問として、日弁連会長の任期が2年、副会長の任期が1年になっているこ

との理由及びその長所短所，主たる財源やその使途等についてのやり取りがなされた。

(3) 日本司法書士会連合会と法務省の関係（加藤政也司法書士）

VBFがベトナム司法省の監督下にあることから，同様の構造にある日本司法書士会連合会から，どのような関係を保っているかについて，VBFの問題意識に基づいて講義をしていただいた。

具体的には，司法書士という職種の概要からはじまり，国の機関が司法書士及び司法書士会を監督する制度はないこと，法務省との関係では，司法書士登録における審査請求，法務省の機関（法務局）が懲戒権限を有していること，会則の認可権限について講義をしていただき，その上で司法書士と弁護士の違いについて質問がなされた。

(4) 単位弁護士会の概要（田邊護弁護士（山梨））

ここでは，主として小規模弁護士会がどのように会を運営し，日弁連との関係を築いているかを紹介することを目的としていた。

具体的には，会の組織構成，執行部の活動状況，日弁連との関係（理事を出すことによる意思疎通），公益活動の重要性，委員会活動が活発になされている点などが紹介された。

また，弁護士会費の概要・内訳，裁判所・検察庁との関係，各委員会の活動内容，弁護士のスキル向上のための取組について質問がなされた。

(5) 単位弁護士会の概要と日弁連との関係（パネルディスカッション）（木村圭二郎弁護士（大阪），幸寺覚弁護士（兵庫），佐々木育子弁護士（奈良））

ここでは，単位弁護士会から，大規模弁護士会として大阪弁護士会，中規模弁護士会として兵庫県弁護士会，小規模弁護士会として奈良弁護士会，それぞれから会長・副会長に就任経験のある講師をお招きし，各弁護士会の概要，運営状況，役職員の業務概要，課題などについてお話いただくことを目的とした。

はじめに，各弁護士会の概要・特徴をお話いただいた後，VBFの組織概要と課題について説明がなされた。

続いてのパネルディスカッションでは，「弁護士会の会長・副会長の任期，その良い点・悪い点（任期1年のメリット・デメリット），選定方法，業務内容，弁護士業との両立」「委員会活動及びその設置の方法，参加動機」「懲戒処分における会長・副会長の関与」「日弁連と単位会の関係及び協力関係」「弁護士会・裁判所・検察庁との関係（第一審強化方策地方協議会（一審協）の概要），その他交流状況」について，説明及び質疑のやり取りがなされた。

任期についてはベトナムでは前述のとおり5年であるが，人民委員会との関係もあり手続上任期1年とするのは非現実的であること，弁護士業との両立を考えると3年が妥当であるとの意見があった。また，いずれの弁護士会でも委員会活動が盛んであることに注目が集まり，その権限や予算，会員弁護士の参加動機について質

問がなされた。

さらに、中央と地方、つまり、日弁連と単位弁護士会の関係については、基本規程の改正がなされればそれには拘束されるが、日弁連のとり政策に反対する弁護士会もあることや、日弁連が単位弁護士会の研修に講師を派遣したり、法律相談の日当を負担していること等の説明があった。

また法曹三者の交流について、前記一審協のみならず、法曹三者が様々なテーマ・課題について主体的に協議の場を設け、交流を深めている旨の説明がなされた。



(写真：大阪弁護士会でのパネルディスカッションの様子)

(6) 今後

定款の改正については、2020年4月あるいは5月に開催予定の全国弁護士代表大会にて承認する予定となっている。それまで今次研修で得られた知見を踏まえ、引き続き検討を重ねていく予定である。

3 問題分析

(1) 今回、VBFが倫理規定や定款の改定を企図しているのは、弁護士及び弁護士会がベトナム社会・市民からの信頼を確固たるものにしたいという目的があるからにほかならない。

そこで、JICAが開発援助プロジェクト形成において導入しているプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）の問題分析の手法を用いて、「弁護士及び弁護士会が、ベトナム社会・市民の確固たる信頼を得てない」という問題を中心問題として設定し、その原因分析を行った。

14名のメンバーを7名ずつに分け、日弁連の講師（村上幸隆弁護士（大阪）、佐藤直史弁護士（第二東京））、JICA国際協力専門員（磯井美葉弁護士（第一東京）、小松健太弁護士（第二東京））の協力を得て参加型ワークショップ形式で実施した。



(写真：問題分析の様子)

(2) 時間の制約のため深い原因分析までは至らなかったものの、①国や政策に起因する問題、②弁護士の問題（弁護士個人、VBF及び各弁護士会）、③社会や市民に関連する問題という内容で整理された。

①については自治の確立が不十分、他訴訟機関との関係で弁護士の弁護活動が妨害を受ける等、②弁護士個人の問題としてはスキルの不足、経験不足、向上心の欠如、倫理意識の欠如等、弁護士会の問題としては、自治の確立が不十分、専従者の不足、他機関との連携の不足等、③については弁護士の役割・意義についての理解不足等が列挙された。

これを受け、②の問題、なかでも弁護士個人の問題を中心にどのような対処方法があり得るか全員参加で議論した。具体的には、大きく（ア）知識・スキルの向上の必要性（法律相談・訴訟スキル、弁護士マニュアル⁶の普及）、（イ）倫理規定の理解・意識の向上、制裁の強化、（ウ）訴訟機関による弁護士業務の妨害を防ぐための法令の整備があげられた。

その上でその方法について、（ア）（イ）を中心に、経験ある弁護士からの経験の共有を図る、能力・スキルが低い弁護士をターゲットにした研修、VBFによる研修プログラムへの提案及び地方弁護士会での実施（単位弁護士会における担当者・研修委員の選定、単位弁護士会の代表者が研修を受けその代表者が広げる、いくつかの単位弁護士会が合同で研修を行う等。）、e-learning教材の作成とウェブ掲載等があげられた。

(3) 上記内容のうち、VBFと協議の上、実施可能なものについては2019年度内に取り上げ必要な協力を行っていききたい。その上で2019年度本邦研修においてその進捗について報告ができればと考えている。

⁶ 弁護士マニュアルは、本プロジェクトもその作成に関与しており、1巻「弁護士及び弁護士業」、2巻「刑事、行政、民事訴訟における弁護士職のスキル」、3巻「投資、経済、商業の領域における相談の弁護士職のスキル」の3巻構成となっている。

4 刑事裁判傍聴（大阪地裁）

現在、本プロジェクトでは2015年改正刑事訴訟法の施行（2018年1月1日施行）を受け、刑事裁判手続改善のための法曹三者による共同活動を行っている。この中でVBFは既にベトナム刑事訴訟法上の問題点（法定されているが、その運用に問題があるもの等）の取りまとめを行っている。これを共同活動の中で優先順位付けをし改善させていくことが課題となっている。

刑事裁判傍聴はほぼ毎年行っているものの、今回の傍聴は上記観点から実施された。そのため、担当裁判官の熱心なご説明とあいまって、参加者からは、証拠の採否の手続、裁判員裁判での評議方法、裁判官と検察官、裁判官と弁護士、それぞれの関係について、予定時間いっぱいの中で熱心な質問がなされた。

5 表敬等

研修期間中、日弁連（会長）、東京弁護士会（会長）、大阪弁護士会（副会長）、JICA（理事）にそれぞれ表敬訪問がなされた。

第3 最後に

- 1 今回、VBF側から事前に質問事項を提出してもらい、これを基に委託先である日弁連の国際交流委員会ベトナムプロジェクトチーム（以下、「ベトナムPT」）が中心となって研修プログラムが形成された。

上記のとおりVBF側が検討している論点に応える内容となり、倫理規定の改正、定款の改正及び組織再編の検討に直結するものになった。のみならず倫理規定に至っては、日弁連の解説本を参考にベトナムにおける解説本（コンメンタール）の作成も検討されているところである。

また、問題分析を行うことで、参加したベトナム弁護士からも多様な視点から原因分析が行えたとの評価を得た。この手法自体を活用してほしいというのも主催者側の狙いであり、手法自体についても好意的な評価が得られた。

今後、今回の研修で得られた知見等を、既述のとおり本プロジェクト期間内の協力活動に活かしていきたいと考える。

- 2 なお本研修は、実施の半年前頃から、日程及びプログラムの内容について調整を始めた。まずはVBFから冒頭に述べたPDMを踏まえ大まかなテーマ・目的を設定していただき、その上で、ベトナムPT内でその趣旨や内容について議論を重ねた。その後、研修実施2～3か月前の段階で、ベトナムPT側の準備及び各講師への依頼の便宜のため、VBF側より日弁連に対し、倫理規定及び定款・組織再編に関し、対日弁連向けのみならず、VBF自身が抱える論点・疑問点それぞれについて詳細な質問事項を提出していただいた。

その際、質問事項だけではその趣旨が判然としないものがあった。そのため、当職が聞き取りを重ね、日本側が答えられるもの答えられないものを想定し、準備を進めていった。VBF側も本邦研修の手法に慣れていたため、これら準備に迅速に対応し

ていただいたという背景がある。

- 3 最後に改めて、今回の研修が充実したものとなったのはご協力・ご尽力いただいた講師の先生方，訪問先の皆様，研修監理員の皆様，日弁連のプロジェクトチームの皆様，JICA関係者の皆様のお陰である。この場をお借りして深く御礼申し上げます。引き続きご支援いただければ幸いです。

第61回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

小谷 ゆかり

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2018年10月22日（月）から同年11月3日（土）までの日程（移動日を含む。）で、ベトナム司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局局长ダン・タイン・ソン氏を团长とする研修員10名を対象として、法務省法務総合研究所及びJICA東京において、第61回ベトナム法整備支援研修を実施した。詳細な日程等については、別紙一覧表（別紙1は研修員名簿、別紙2は日程表）を参照されたい。

第2 研修の背景等

1 ベトナム法整備支援の経緯等

法務総合研究所は、1994年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、1996年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は、同プロジェクトの支援枠組み等を通じて同国に対する支援を継続してきた¹。

現行の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」²（以下「本プロジェクト」という。）では、これまでのプロジェクトの成果を踏まえ、実務改善支援等を行っているほか、新たな取組として、法令の整合性確保等のための能力強化支援を実施している。

この新たな取組は、ベトナムにおける法令の事前審査、事後監査、整備運用状況の監督を実施する人材の能力向上を目指すものであり、本研修は、その一環として、これら事前審査、事後監査、整備運用状況の監督権限を有するベトナム司法省を対象として実施したものである。

¹ ベトナムにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、法務省ウェブサイト法務総合研究所国際協力部ページ（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html）、既刊のICD NEWS各号（左記ウェブサイトにも掲示）及びJICAウェブサイト内のJICA法整備支援に関するポータルサイト等を参照されたい。

² JICA「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（協力期間：2015年4月から2020年3月）は、これまでのカウンターパート機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会のほか、新たに首相府をカウンターパート機関に加え、新憲法及びベトナムにおける司法改革戦略に従い、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力向上を目標として実施されている。詳細については、ICD NEWS第64号「ベトナム特集①ベトナム新プロジェクトがスタート～2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」（2015年9月号）を参照されたい。

2 研修の目的

現在、ベトナムにおいては、多数の法規範文書³が制定されているが、法規範文書の整合性及び実効性の検討が十分でない、関係者及び関係機関との調整がとれていない、法規範文書の確実な施行のための体制等が整備されないなどの事情から、法規範文書の規定の適正な実施に支障が生じており、また、法規範文書施行後、内容の見直し、施行状況の評価等が十分に行われないなどの事情から、新しい法規範文書の制定、改正等の適正な立案に結びついていないといった状況も認められる。

ベトナム司法省は、法規範文書の事前審査、事後監査、整備運用状況の監督等を担当しており、前記状況について現状の把握、問題点の分析等を実施しているが、これらの分析等が十分ではなく、今後、どのような取組を実施すべきかなどについて、検討中の段階である。

そこで、本研修では、我が国における法令の整合性及び実効性の確保のための主な取組、考え方等について、講義、討議等を実施することを通じて、ベトナムにおける法規範文書の整合性及び実効性の確保に向けて、参考となる範囲で知見を提供し、我が国の専門家等と議論することにより、取組の検討、体制の整備、議定等の立案等に役立ててもらふことを目的として実施した。

第3 本研修の内容

本研修日程の詳細については、別紙2のとおりであるが、以下、実施したプログラムのうちの幾つかを紹介する。

1 講義

(1) 政策立案の方法及び政策の法令立案における反映

水野紀子経済産業省経済産業政策局知的財産推進室室長補佐から、不正競争防止法を題材として、経済産業省における政策立案のための調査、検討等の仕組み、法令立案における調査及び検討の結果の反映の方法、考え方等について講義をしていただいた。講義では、ベトナムにおける法令の事後監査や法令施行監査に資すると思われる制度・取組として、経済産業省が行う法令の施行状況の調査、それら調査結果を政策立案に役立てる方策・検討方法等が示された。研修員は、改正を繰り返す不正競争防止法の政策立案過程や方法等について真剣に耳を傾け、質問をするなどして興味や関心を示していた。

(2) 法令立案における他の法令と整合性、施行のための体制等の確保

宇野直紀法務省民事局参事官室局付から、法令の立案過程における、他の関連法令の調査、他府省庁との調整、作業の仕組み、また、法令の確実な施行に必要な予算、組織の要求、下位法令の検討、法令施行機関に対する周知方法等について丁寧に講義をしていただいた。同講義を通じて、研修員は、我が国の緻密な立案過程の

³ 我が国における広義の法令のこと。

システムにより、法令間の整合性、法令施行の実効性等の問題がほぼ生じていないことなどを理解するとともに、ベトナムにおける立案過程⁴との大きな違いを実感している様子であった。研修員からは、我が国の法令立案システムがどのような経緯で確立されたのかという点について質問や発言が重なるなど、ベトナムにおける実現可能性を検討する前提として、法令立案システムの確立経緯について大きな関心を寄せていた。

(3) 法制執務業務支援システム

谷淵見介総務省行政管理局行政情報システム企画課課長補佐から、法令の立案において活用されている情報システムである法制執務業務支援システム、e-Gov 法令検索の要件、仕組み、法令立案における活用の仕方等について講義をしていただいた。ベトナムにおいても同様のシステム導入に向けてインフラ整備等が進められていることもあり、研修員は、具体的な検索キーワード等の入力方法や、関連法令の抽出結果等について、メモを取るなどして熱心に聞き入っていた。

(4) 行政評価・監視，政策評価，行政相談等

榊康晴総務省行政評価局企画課課長補佐から、政策評価，規制評価等の概要，行政に対する意見等を市民から受ける行政相談の意義，それらの政策を反映させる仕組み等について御講義いただいた。研修員は，自国と比較しながら，行政評価等を担当する部署や職員の数，予算等について質問をするなど，行政評価，政策評価の体制等に興味・関心を示していた。

(5) 見直し規定

栗田理史法務省刑事局刑事法制管理官室局付から，裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の見直しを題材として，法律の附則に規定される見直し規定の意義，実際の法令の見直しにおける経緯，方法，新しい法令立案に対する反映の方法等について御講義いただいた。研修員からは，5年という見直し期間の長さの根拠や，裁判官，検察官，弁護士，国民から意見を集約する方法，意見集約について法曹三者が協力する理由等について質問が出されており，各質問からは，ベトナムにおける施行監視の手法や関係者間の協力の難しさが感じられた。

(6) 行政立法，行政手続法，行政救済法，行政組織法

市橋克哉名古屋大学教授から，我が国における行政立法の在り方，法律の適正な執行を確保するための行政手続，行政救済，法律を実施する行政機関の組織，人材等の体制の整備等について御講義いただいた。市橋教授からは，ベトナムにおける法規範文書発行法⁵の起草支援に携わるなど，長年にわたりベトナム法整備支援に関わってきた経験等から，研修員側のニーズを特に意識して，具体的な裁判例・運

⁴ ベトナムにおける立案過程の詳細については、「ベトナムにおける立法制度とその限界について（ICD NEWS第8号2003年3月号）」、「ベトナム特集②ベトナムにおける立法過程の概要とその特徴（ICD NEWS第64号2015年9月号）」を参照されたい。

⁵ 法規範文書発行法については，JICAプロジェクトの成果物として，法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイトに掲載されている。ベトナム司法省のウェブサイトに英訳版が掲載されている。

用例を数多く示しつつ、詳細な説明がなされた。

質疑応答の時間では、研修員から、判例の法的拘束力から法律と条例の関係、法令を執行する公務員のスキルアップ方法等、幅広い範囲に質問が及ぶなどして活気溢れる議論が繰り広げられたことにより、研修員の理解が深まった様子だった。



【講義，質疑応答の様子】

(7) 地方公共団体における法令施行の実効性確保

石井隆法務総合研究所総務企画部長（当時）⁶、法務省民事局第一課戸籍企画係所属の安沢智志氏及び京谷哲志氏により、戸籍事務を題材として、法定受託事務に係る法令の制定に当たり、地方公共団体にどのような形で周知・調整等がなされ、また、地方公共団体はどのようにして実施の体制を確保するかなどについて、御講義いただいた。初めに石井総務企画部長から、総論として、中央と地方の役割分担等について説明がなされた後、安沢氏及び京谷氏から、それぞれ各論として、戸籍事務の実際の流れや運用等について説明がなされたことにより、研修員は、スムーズに、法令の統一的執行について具体的なイメージを持つことができた様子だった。その上で、研修員は、自国と比較しつつ、我が国の精緻な通達システムやその管理方法、地方公務員の教育等に関して質問するなど、積極的に本講義に取り組んでいた。

⁶ 現在は法務省大臣官房審議官として勤務されている。



【石井部長による全体講義風景】



【京谷氏及び安沢氏による各論講義風景】

(8) 改正民法の起草過程における消費関連法の改正整備

松本恒雄一橋大学名誉教授（兼独立行政法人国民センター理事長）から、我が国の立法時における関連法令の整備として、考慮すべき事項、検討の在り方、諮問機関等の意義、関係機関の役割分担等について、民法改正時の消費者関連法の整備を題材として講義が行われた。松本教授は、ベトナムにおける民法の起草支援等、長年にわたりベトナム法整備支援に関わってきた経験等を踏まえ、ベトナム側の現状・問題点等に理解を示しながら、法令の整合性確保に向けた我が国の取組等について、詳細な講義を行った。研修員は、我が国の厳格な立案プロセスにより、法令の整合性や実効性が保たれていることを深く理解した様子で、法制審議会や法令協議について特に関心を示す質問を行っていた。



【松本教授の講義風景】

2 発表，討議及び意見交換

(1) 研修員による発表

研修員による発表として，ベトナムにおける法規範文書の施行及び施行監視に係る現状及びその問題点等について報告がなされた。

ベトナムにおける法規範文書の施行及び施行監視に係る現状及び問題点としては，法規範文書を一括して管理する部署が存在しないため，膨大な数の法規範文書を把握・分析し，これらの整合性・実効性を確保することが困難となっていること，縦割り行政の弊害が酷く，関係各機関による協力や調整，情報共有が行われていないこと，施行監視や事後監査を行うに当たって，担当者の人数や活動予算が足りておらず，体制としても整っていないことなどが報告された。また，同報告の中では，法制執務担当者の能力が不十分であることから，法規範文書の適切な運用がなされていないことなども，問題点として挙げられた。



【研修員による発表の様子】

(2) 討議及び意見交換

これまでの講義が研修員に役立つものとするため，講義の枠とは別に，講義に関する質疑応答の時間を設け，日越の制度上における位置付けをその都度確認しながら，研修スケジュールを進めた。その上で，ベトナムにおける法規範文書の政策合

理性及び法令整合性の現状や問題点について、複数回にわたり、討議や意見交換を行った。

討議や意見交換では、塚部貴子長期専門家の発案により、プロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）⁷手法が取り入れられた。PCM手法には、「自分の考えを自分で付箋に書き入れる。」「1枚の付箋には1つのアイデアを書く。」「具体的な内容を書く。」「事実を書き、抽象論や一般論を避ける。」「原則として、議論の前にまず付箋を書く。」などの幾つかのルールがあり、これらのルールを踏まえながら、研修員それぞれが自らの考えを付箋に書き出し、その付箋をボード等に貼りながら、討議が進められた。

研修員の多くがPCM手法になじみがなかったため、当初は、付箋を使った討議に戸惑う様子を見せる研修員も認められたが、塚部専門家による丁寧な説明や説得が繰り返され、日本側専門家等との討議が深まるにつれて、研修員は、積極的に付箋に問題点を書き出すなどしてPCM手法を取り入れ、付箋にすることで各問題点の関係性や位置付けが一覧できること、原因を探ることが対応策につながることを視覚的に実感し、議論が整理されていることを実感した様子だった。その上で、研修員は、これまで混沌としていた議論については、法令自体が抱える問題と、法令を施行する段階で生じる問題に分けられ、それぞれにおいて対応措置も異なってくることなどを理解した様子だった。



【PCM手法による討議の様子】

総括質疑では、本研修を踏まえ、①ベトナムにおいて特に問題だと思われる事項、②我が国の制度でベトナムに取り入れられると思うものとそうでないもの、また、それぞれの理由、③今後、我が国に協力を望む事項・分野について、研修員から率直な意見が出された。①については、立案過程の中での検討時間や準備が短いため、

⁷ プロジェクト・サイクル・マネジメント手法とは、開発援助プロジェクトの計画立案・実施・評価という一連のサイクルを「プロジェクト・デザイン・マトリックス」（PDM）と呼ばれるプロジェクト概要表を用いて運営管理する手法のこと。詳細については、一般財団法人国際開発機構（FASID）のウェブサイト等を参照されたい。

他の法令との整合性等について十分な精査が行われていないこと、また、立案過程の中で関係各機関との協議・調整がほとんど実施されていないことなどが挙げられ、②については、法制審議会や法令協議の導入、公務員の研修制度等が挙げられた。③については、法令を効果的に実施するための体制・組織作りや、公務員の研修、国民の遵法意識の醸成等に関して要望が出された。



【総括質疑の様子】

第4 おわりに

本研修期間を通じて、研修員からは、日本が有する知見・経験を積極的に学び取ろうとする強い意欲が伺えたことに照らすと、本研修を実施した意義は大きかったものと思われる。

本研修は、多岐に渡る問題点やその分析について、集中的な議論・意見交換が中心となり、特に松本教授、市橋教授には、講義の準備や長時間の討論等、多大な御協力を頂いた。その結果が、ベトナム側からの本研修に対する高い評価に表れているのを感じる次第である。本研修の実施に当たっては、講師の皆様、JICA東京の皆様、そして、大量の資料の翻訳と長時間の通訳に加え、常にユーモアで研修の場を和ませていた故大貫錦氏など多数の関係機関・個人に協力していただいた。

関係各位に対し、この場を借りて、改めて御礼を申し上げたい。



【研修最終日の全体写真】

第61回ベトナム法整備支援研修(司法省)

1	ダン・タイン・ソン
	Mr. Dang Thanh Son
	司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局局长
2	フィン・バン・ハイン
	Mr. Huynh Van Hanh
	ホーチミン市司法局局长
3	ホアン・トウイ・ズエン
	Ms. Hoang Thuy Duyen
	ランソン省司法局局长
4	ホー・ゴック・ドウック
	Mr. Ho Ngoc Duoc
	ビントゥアン省司法局局长
5	ホアン・スアン・ホアン
	Mr. Hoang Xuan Hoan
	司法省法規範文書事後監査局副局長
6	ウオン・ゴック・トゥアン
	Mr. Uong Ngoc Thuan
	司法省法令普及教育局副局長
7	ファム・ゴック・タン
	Mr. Pham Ngoc Thang
	司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局法令施行監視課副課長
8	グエン・ティ・タイン・ホア
	Ms. Nguyen Thi Thanh Hoa
	司法省法整備総務局専門員
9	チャン・フォン・タオ
	Ms. Tran Phuong Thao
	司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局法令施行監視課専門員
10	レ・ティ・ヒエン
	Ms. Le Thi Hien
	司法省国際協力局専門員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 小谷 ゆかり(KOTANI Yukari)

国際協力専門官 / Administrative Officer 松波宏幸(MATSUNAMI Hiroyuki)

第61回ベトナム法整備支援研修(司法省)日程表
(整合性・実効性が保たれた法令施行の確保)
【担当教官 小谷ゆかり 担当専門員 松波宏幸】

月日	10:00	12:00	14:00	17:00	備考
10月22日	入国		JICAオリエンテーション	TIC	
10月23日	10:30 ICDオリエンテーション		12:15-13:30 法務総合研究所長主催 意見交換会 写真撮影	14:00 16:00 講義「ベトナムとの比較的な観点からみた日本における法令の立法過程及び施行後の対応について」 国際協力部教官 小谷ゆかり	法務省赤れんが棟
10月24日	10:00 ベトナム側発表「ベトナムにおける法規範文書の施行及び施行監視に係る現状及びその問題点」	12:00 BLEM	14:00 国際協力部教官、JICA専門家ほか	16:50 TIC	
10月25日	10:00 講義「政策立案の方法及び政策の法令立案における反映について～不正競争防止法の改正を題材として～」	12:30 経済産業省経済産業政策局知的財産政策室室長補佐 水野紀子	14:00 講義「法令立案における他の法令との整合性、施行のための体制等の確保について」	17:00	法務省赤れんが棟
10月26日	10:00 講義「法制執務業務支援システム等について」	12:00 総務省行政管理局行政情報システム企画課課長補佐 谷淵見介	14:00 講義「行政の制度及び運営の改善(行政評価・監視、政策評価、行政相談等)について」	17:00	法務省赤れんが棟
10月27日					
10月28日					
10月29日	10:05 意見交換「これまでの講義を踏まえ日越比較による論点整理」	12:10 国際協力部教官、JICA専門員ほか	14:30 講義「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の見直しの経緯について」	17:00	法務省赤れんが棟
10月30日	10:00 講義「行政立法、行政手続法、行政救済法、行政組織法等について」	12:30 名古屋大学教授 市橋克哉	14:45 17:05 討議「ベトナムにおける行政通則法の在り方、行政組織及び人材の整備等について」 市橋教授、国際協力部教官、JICA専門員ほか	TIC	
10月31日	9:30 講義「戸籍法の改正と市町村窓口における実効性の確保について」	12:30 法務省民事局民事第一課	14:00 17:00 講義「改正民法の起草過程における消費者関連法の改正整備について」 一橋大学名誉教授 松本恒雄	TIC	
11月1日	10:00 討議「ベトナムにおける法規範文書の政策合理性及び法令整合性の検討について」	12:15 松本教授、国際協力部教官、JICA専門員ほか	14:05 17:10 討議「ベトナムにおける法規範文書の施行及び施行監視を効果的に行うための今後の在り方について」 松本教授、国際協力部教官、JICA専門員ほか	TIC	
11月2日	10:00 統括質疑・意見交換	12:40 国際協力部教官、JICA専門員ほか	13:00 評価会、修了式		
11月3日	帰国				

バングラデシュ第2回本邦研修

国際協力部教官

高梨未央

第1 バングラデシュへの支援に至る経緯等

1 法務総合研究所国際協力部（ICD）では、1990年代から、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーなどの東南アジア諸国を中心に、主に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを通じて、法制度整備支援を行ってきた。

平成25年に外務省が「法制度整備支援に関する基本方針」を改訂し、その際、支援の観点として、「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備等」が追加されるとともに、支援の重点対象国として、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュの8ヶ国が具体的に示され、バングラデシュが新たに法制度整備支援の重点対象国の一つとなった。

バングラデシュが重点対象国となった背景には、近年同国が安定的で高い経済成長率を保ち、BRICSに続く新興経済国（ネクストイレブン）の一つと目され、バングラデシュへの日系企業の進出が急激に増加していることがあった。

進出する企業の増加に伴って、法的紛争も増加することが見込まれるところ、バングラデシュ司法の実務改善を図ることは日系企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備につながるものと判断されたのである。

平成25年の基本方針改訂以降、バングラデシュへの具体的な支援の開始に向けて、司法制度等に関する外部調査委託、動向の情勢に関する勉強会、ICD教官による現地調査、同国の法務・司法・議会担当大臣ら同省関係者らを日本に招へいした共同研究等が実施された。

その後、バングラデシュ法務・司法・議会担当省から、平成28年7月、法・司法機関関係者が円滑な紛争解決に必要な技術を取得することなどを目的とした国別研修実施の要請が出され、JICAにおいて、平成29年度から3年間、同国に対する国別研修を実施することを決定した。

ICDは、同研修の実施において、JICAに全面的に協力している。

第2 第2回本邦研修について

1 目的

バングラデシュの法・司法分野においては、裁判所における多量の未済事件が深刻な問題となっており、訴訟外紛争解決手続（ADR）が有力な解消策の一つと目されているものの、種々の要因により現状は同手続が有効に機能していない。

バングラデシュに対しては、昨年度からJICAの3年間の国別研修として、法務・司法・議会担当省を実施機関とした年1回の本邦研修が実施されているところ、

第1回本邦研修及び平成30年7月に実施された現地セミナーでは、ADRに関して、中京大学の稲葉一人教授を迎え、調停人養成講座を実施し、いずれも大変好評であった。

今回の第2回本邦研修（以下「本研修」という。）については、バングラデシュ側から、引き続き調停人養成講座を実施すると共に、日本における事件管理に関する知見の提供を求められた。

特に、調停人養成講座については、今後同様の講座をバングラデシュの裁判官に対して実施する指導者を育成したいというバングラデシュ側の強い要望があった。

そこで、本研修では、同国の法・司法機関関係者の能力向上を図ることは勿論、同国の裁判官の研修カリキュラムに調停人養成のカリキュラムを導入すること目標として、同国のバングラデシュ県・セッション判事ら15名の研修員に対し、実演を交えた講義、見学及び意見交換を通じて、調停、民事・刑事手続の事件管理等について知見を提供するとともに、最高裁判所を訪問し、その施設や業務状況を直接見聞きしてもらうことなどした。

また、バングラデシュ側の裁判所の未済事件滞留の現状と改善策、調停の現状と問題点等について研修員らと協議し、今後の本邦研修の内容等を検討する材料等として、バングラデシュ側の問題点に関する詳細かつ具体的な情報を収集した。

2 期 間

平成30年11月12日（月）から同月23日（金）までの12日間

3 場 所

JICA東京及び国際法務総合センター国際棟等

4 研修参加者

バングラデシュ県・セッション判事ら15名

5 研修日程

別添研修日程表のとおり

6 研修内容

本研修の主要なテーマはADRであり、調停人養成については、中京大学稲葉一人教授が主導する調停人養成のカリキュラムに基づき、稲葉教授を始め担当者らが調停人養成に関する講義等を実施し、さらに、模擬調停等研修員らの実演も実施した。

また、ADRにおけるジェンダーの平等というテーマで、静岡大学池田恵子教授がADRにおいて配慮すべきジェンダーの問題について講義を実施した。

さらに、大阪大学大学院吉野孝義客員教授による民事裁判における争点整理と和解についての講義を実施後、研修員の発表を踏まえて、バングラデシュにおける民事事件管理の現状や、未済事件解消に向けた課題について意見交換を行った。

事件管理に関して、最高裁判所と東京家庭裁判所を訪問し、最高裁判所では裁判の迅速化に関する法律及びその検証状況についての講義、東京家庭裁判所では家庭裁判所における事件管理の状況等についての講義をそれぞれ受講した。

研修員らは非常に熱心に研修を受講し、また、アンケートにおいても、研修員らが今回の研修について満足しているという結果を得ており、全体として、本研修は、研修目的を十分に達成するものであったといえる。

バングラデシュ側の目的は、調停人養成プログラムをバングラデシュ側のみで実施できる体制を構築することにあるところ、平成30年12月に実施された第2回本邦研修では、バングラデシュ国内向けの調停人養成カリキュラムの作成等プログラム導入に向けた具体的な準備も始まっており、国別研修の最終年度を迎え、一定の成果を得られるよう今後も担当者一同尽力する所存である。

第2回バングラデシュ法整備支援研修 研修員

1	モハンマド・アニスル・ラーマン
	Mr. Mohammad Anisur Rahman District & Sessions Judge, District & Sessions Judge Court, Narayanganj ナラヤンガンジ県・セッション判事裁判所判事 (県・セッション判事)
2	モハンマド・ショリフ・ウッディーン
	Mr. Md Shorif Uddin District & Sessions Judge, Nari-O-Shishu Nirjaton Daman Tribunal-9, Dhaka ダッカ県女性子ども虐待根絶第9審判所判事 (県・セッション判事)
3	アムラン・クスム・ジシュヌ
	Mr. Amlan Kusum Jishnu District & Sessions Judge, Nari O Shishu Nirjaton Daman Tribunal, Kurigram クリグラム県女性子ども虐待根絶審判所判事 (県・セッション判事)
4	フセイン・モハンマド・ファスルル・バリ
	Mr. Hussain Mohmmad Fazlul Bari Deputy Secretary, Law & Justice Division, Ministry of Law, Justice & Paliamentary Affairs 法務・司法・議会担当省法務・司法局審議官 (追加県・セッション判事)
5	モハンマド・モニルツザマン
	Mr. Md Moniruzzaman Deputy Solicitor, Law & Justice Division, Ministry of Law, Justice & Paliamentary Affairs 法務・司法・議会担当省法務・司法局副法務官 (追加県・セッション判事)
6	メヘディ・アル・マスド
	Mr. Mehedi Al Masud Chief Judicial Magistrate, Chief Judicial Magistrate Court, Narail ナライル県マジストレイト裁判所司法マジストレイト長 (追加県・セッション判事)
7	サイド・マッシュフィク・イスラム
	Mr. Syed Mashfiqul Islam Senior Assistant Secretary, Law & Justice Division, Ministry of Law, Justice & Paliamentary Affairs 法務・司法・議会担当省法務・司法局上席補佐官 (共同県・セッション判事)
8	シャーリア・マフムド・アドナン
	Mr. Shahriar Mahmud Adnan Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Paliamentary Affairs 法務・司法・議会担当省法務・司法局上席補佐官 (共同県・セッション判事)
9	F M アサヌル・ハク
	Mr. F M Ahsanul Haque Deputy Director, Judicial Administration Training Institute 司法行政研修機構研修副部長 (共同県・セッション判事)
10	サイド・ウマル・ファルク・スジャン
	Mr. Syed Omar Faruque Sujan Joint District & Sessions Judge, Joint District & Sessions Judge Court, Brahmanbaria ブラモンバリア共同県判事・セッション判事裁判所判事 (共同県・セッション判事)
11	カジ・ムシュフィク・マハブブ・ロビン
	Mr. Kazi Mushfiq Mahbub Robin Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Paliamentary Affairs 法務・司法・議会担当省法務・司法局上席補佐官 (上級判事補)
12	モハンマド・サウワー・アラム
	Mr. Mohammad Sarwar Alam District Legal Aid Officer, Narayanganj, National Legal Aid Services Organization ナラヤンガンジ県法律扶助官 (上級判事補)
13	ラジェシ・チョウドリー
	Mr. Rajesh Chowdhury District Legal Aid Officer, National Legal Aid Services Organization ダッカ県法律扶助官 (判事補)
14	ファルハナ・ロクマン
	Ms. Farhana Lokman District Legal Aid Officer, Cumila, National Legal Aid Organisation クミラ県法律扶助官 (判事補)
15	マリア・バサク
	Ms. Mallika Basak Judicial Magistrate, Chief Judicial Magistrate Court, Shirajganj シラジガンジ県マジストレイト裁判所司法マジストレイト (判事補)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 高梨 未央(TAKANASHI, Mio), Professor 梅本 友美(UMEMOTO Yumi)

国際協力専門官 / Staff Officer 遠藤 裕貴(ENDO Yuki)

第2回 Bangladesh 法整備支援研修日程表

【担当教官: 高梨未央, 梅本友美 担当専門官: 遠藤裕貴】

2019/1/23

月日					備考		
11/11	入国						
11/11	9:30	11:00	11:00	12:30	14:00	17:00	
11/12	JICAオリエンテーション JICA東京		国際協力部オリエンテーション JICA東京		【講義・演習】調停人養成研修 ①アイスブレイキング、目的意識の確認 小松健太氏(JICA国際協力専門員), 国際協力部教官 JICA東京		
11/13	10:00	12:30		14:00	17:00		
11/13	【講義・研修員発表】調停人養成研修 ②ADR総論(Bangladeshの調停, 日本の司法型ADR, JICAのアジア諸国に対する調停支援) 小松健太氏, 国際協力部教官		JICA東京	【講義・演習】調停人養成研修 ③調停プロセスの流れ, 調停の準備と冒頭手続 稲葉一人氏(中京大学大学院法務研究科教授) JICA東京			
11/14	10:00	12:30		14:00	17:00		
11/14	【講義・演習】調停人養成研修 ④聴く技法 小松健太氏		JICA東京	【講義・演習】調停人養成研修 ⑤困難な状況への対応 稲葉一人氏, 国際協力部教官 JICA東京			
11/15	10:00	12:30		14:00	17:00		
11/15	【講義・演習】調停人養成研修 ⑥調停人倫理 稲葉一人氏		JICA東京	【講義】ADRIにおけるジェンダーの平等 池田恵子氏(静岡大学教育学部教授) JICA東京			
11/16	10:00	12:30		14:00	15:30	17:00	
11/16	【講義・演習】調停人養成研修 ⑦課題の特定 稲葉一人氏		JICA東京	移動	入寮・施設利用案内	国際法務総合センター	
11/17							
11/18							
11/19	10:00	12:30		14:00	17:00		
11/19	【講義・演習】調停人養成研修 ⑧模擬調停(ロールプレイ) 稲葉一人氏, 国際協力部教官		国際法務総合センター	【講義・演習】調停人養成研修 ⑧模擬調停(事例教材の検討) 稲葉一人氏, 国際協力部教官		国際法務総合センター	
11/20	10:00	12:20		14:10	17:05		
11/20	【意見交換】調停人養成研修モジュールの検討 稲葉一人氏, 国際協力部教官		国際法務総合センター	【意見交換】調停人養成研修導入にあたっての課題と今後の取組み 荒井真希子氏(JICA主任調査役), 国際協力部教官 国際法務総合センター			
11/21	10:30	12:00	12:30	14:00	14:30	16:30	
11/21	【訪問】最高裁判所		所長主催意見交換会 KKRホテル東京 記念撮影 法務省サンクン広場	【訪問】東京家庭裁判所			
11/22	10:00	12:30		14:00	17:15		
11/22	【講義】民事裁判における争点整理と和解 吉野孝義氏(弁護士・大阪大学大学院客員教授)		国際法務総合センター	【研修員発表・意見交換】民事事件管理の現状、バックログ解消に向けた課題 吉野孝義氏, 国際協力部教官		国際法務総合センター	
11/23	10:00	11:30	11:30	12:30			
11/23	総括質疑・意見交換 国際協力部教官		国際法務総合センター	評議会・修了式 国際法務総合センター			
11/24	出国						

平成30年度東ティモール共同法制研究（不動産登記制度について）

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、平成14年（2002年）の独立回復後、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法分野戦略計画2011－2030」（以下「戦略計画」という。）等に基づき、東ティモール司法省を中心として、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいる。

しかしながら、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの関与による立法作業、外国人専門家の講義による法曹養成、諸外国、国際機関等の支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等を委ねている状況にある。

我が国としても、平成21年（2009年）頃から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みによる支援又は当部の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきた。支援の内容としては、東ティモール司法省法律諮問立法局（以下「立法局」という。）の幹部職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、法案起草能力の向上を目指すものであり、これまで、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取引取締法、少年法、調停法等を採り上げてきた。その結果として、起草の対象とした法令の一部が成立するとともに、東ティモール司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっている。現在も、当部による支援が継続され、平成30年（2018年）3月の現地出張においては、東ティモール前司法大臣から、引き続き我が国の支援を実施してほしい旨の要望が示された。

第2 趣旨

東ティモールにおいては、ポルトガル植民地時代、インドネシア占領時代、国連統治時代及び独立回復後の複雑な事情が絡み、土地の権利関係が不透明な状況にあり、全国的に土地紛争が発生している。戦略計画は、全ての土地の法的地位を定義し、全国において利用可能性を保証することを掲げ、土地の登記、収用等に関する土地関連法の整備が目指されている。我が国により継続して支援してきた調停法の目的の一つも、土地紛争の解決手段の整備にある。

このような状況の中、数回にわたり制定を試みて成立に至っていなかった、国民に土地の所有権を認証又は付与する基本的な手続を定める「不動産所有権の定義のための特別措置法」が、平成29年（2017年）6月に成立し、同年9月に施行された。また、土地収用に関する基本的な手続を定める「公共事業のための土地収用法」及び国土計画に關す

る基本を定める「空間計画に関する基本法」(以下、3つの法を併せて「土地法」という。)も、同時期に成立し、施行された。現在、東ティモール政府としては、土地に関する様々な法制度に関する整備が喫緊の課題となっている。

その一環として、立法局は、司法省土地財産地籍局(以下「土地財産局」という。)と共に、不動産の登録に関する法令の整備を急いでいる。他の省庁、他の支援機関、NGO等を含む関係機関からも、不動産の登記等に関する法令の整備について、要望が出されている。今回、東ティモール司法省からは、具体的に、不動産登記法、特に、不動産の権利関係に係る登記に関する法令等を題材とした共同法制研究を実施してほしい旨の要望が示された。立法局及び土地財産局は、現在、不動産の物理的状況に係る登録として地籍整備を進めているところ、権利関係に係る登記についても可能な限り早く整備したいと考えている。また、不動産取引の公証を所管する司法省登録公証局としては、実体法的な観点で踏まえた権利関係に係る登記制度を整備することに重要性を感じている。

これまで継続的に行ってきた支援に一定の成果が上がりつつある中で、東ティモール側から、不動産登記法に係る支援を実施してほしい旨の要望が示されている。そして、東ティモールにとって、不動産登記法が、国家の基礎的な基盤に当たり、経済発展及び開発を推進するためにも重要な法制度であり、土地法が施行されたことを踏まえ、その関連法の整備が喫緊の課題となっている。また、不動産登記法は、民法等の実体法、執行等の他の法制度との関係を考慮しながら立案する必要があるため、法案起草能力向上のための支援の題材として適切である。さらに、当部にとっても、不動産登記法は法務省が所管しており、東ティモールの法令及び司法制度の状況を把握し、東ティモール司法省関係者と意見交換することは、利益があると思われる。このようなことから、今回、不動産登記法に係る共同法制研究を実施することは、東ティモール及び我が国双方にとって、有意義である。

以上より、東ティモール司法省の要望に応じることとし、本共同法制研究を実施した。
以下、本共同法制研究の概要を簡単に報告する。

第3 概要

1 全体の概要

本共同法制研究は、平成30年(2018年)12月10日(月)から同月19日(水)までの間、東ティモール司法省の職員7名を我が国に招へいし、東京において、東ティモールにおける喫緊の立法課題である不動産登記法について、我が国の法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、同機関職員との意見交換等を実施するとともに、東ティモールの法令及び司法制度に係る情報を収集するものである。

2 東ティモール側研究員による発表

研究員から、現在、東ティモールにおいて検討している不動産登記法令案の概要等について発表を受け、研究員と当部教官らとで意見交換を実施し、東ティモールにおける不動産登記法令の立案の経緯、状況、今後の方向性等について共有した。

3 講義

(1) 「ドイツ及びフランスの不動産登記法制とそれらの観点からみた日本の不動産登記法制の特徴について（比較不動産登記制度論）」

金沢大学の舟橋秀明准教授により、フランス法及びドイツ法の理論的な仕組みと我が国の不動産登記法の特徴を理解するため、フランスとドイツの不動産登記法の概要、両国の観点からみた我が国の不動産登記法の特徴、それぞれの法制の考え方に照らして生じる具体的な事例における相違等について講義した。

(2) 「日本の所有権と不動産登記の歴史について」

元法務局職員で都城市代表監査委員の新井克美氏により、東ティモールにおいて土地の権利主体の認定に対する考え方を検討している状況を踏まえ、我が国の近代的不動産登記制度開始当初の整備の経緯、第二次世界大戦後の沖縄の土地所有者の認定の歴史等について講義した。

(3) 「紛争影響国としての東ティモールにおける土地・不動産問題」

東京女子大学の古沢希代子教授により、紛争影響国における土地等の権利関係の問題、弱者保護の観点から考えるべきこと等について講義するとともに、古沢教授と研究員とで東ティモールにおいて具体的に発生している土地問題等について意見交換を実施した。

(4) その他

その他、法務省法務総合研究所国際協力部の担当官により、我が国の不動産登記法の構造、不動産登記制度と関連する民事執行、刑事罰等について講義した。

4 訪問・見学

(1) 「不動産登記と税制の関係について」昭島市

固定資産税の事務の関係機関として、昭島市を訪問し、不動産登記が関係する範囲において、税制に関し、特に、法務局とも情報を連携している固定資産税の概要、事務処理、法務局との情報の連携の仕組み等について、職員から講義を受けるとともに、事務室を見学した。

(2) 「日本の不動産取引及び金融取引からみた不動産登記等について」日本司法書士会連合会

権利に関する登記の関係機関として、日本司法書士会連合会を訪問し、不動産登記法制が、取引の安全及び権利の保護、ひいては経済活動の発展にとって重要な法制度であることを理解するため、我が国における不動産取引、金融取引の実態、方法、それらの取引における不動産登記の意義、役割等について、同団体役員から講義を受けるとともに、同団体役員等と研究員とで意見交換を実施した。

(3) 「日本の権利関係に係る不動産登記手続について」東京法務局

不動産登記の事務に関する関係機関として、東京法務局を訪問し、法務局の業務概要、不動産登記に係る法務局の役割、権利に関する登記の一連の手続の概要の説明を受け、登記の処理の現場を見学するとともに、法務局職員と研究員とで意見交換を实

施した。

5 意見交換

東ティモールにおいて権利関係に係る不動産登記法令の立案が進められていることから、不動産登記法令の立案に当たっての立法事実、条文の構成等の検討に役立てるため、東ティモール側が、条文案を提供、報告等しながら、慶應義塾大学大学院の松尾弘教授と研究員らとで、比較法的及び実体法的な観点を踏まえ、不動産登記法令の立案に当たっての考え方、方法、留意点等について議論した。

第4 おわりに

本共同法制研究において、東ティモールの不動産登記法令を所管する司法省職員である研究員は、我が国の権利に関する登記等に関する講義、市役所、司法書士の団体及び法務局の訪問及び見学、意見交換等を実施することにより、法制度の具体的な仕組みについて知見を得るとともに、法令立案に当たって検討すべきことが把握でき、法案起草能力の向上が図られ、我が国も、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができた。

具体的には、実際に東ティモール司法省が策定している法令案を題材として、多く協議を実施することにより、研究員にとって、法令立案に当たって、どのような議論をすべきで、どのような事項を検討すべきで、どのような作業をすべきか等について参考になったと思われる。また、実体法的及び比較法的な観点から不動産登記制度の在り方について研究することにより、今後の制度設計の方針について示唆を得ることができたようである。

東ティモールに対する法制度整備支援の在り方として、東ティモールの持続的かつ効果的な発展を確保し、東ティモール及び我が国双方にとって継続的かつ緊密的で有意義な協力関係を構築するためには、基本的で重要な基盤となる法令について、計画の段階から共同法制研究、現地セミナー等で取り扱い、長期的視野に立った活動を実施することが重要であると考えられる。また、法令が成立した後においても、その運用が適切に行われるよう支援することが重要である。

不動産登記法令は、民法等の基本法の実施のための基本的で重要な法令に当たり、経済発展及び開発を推進するためにも重要な基盤となる法制度である。また、東ティモールにおいて、土地紛争が深刻な問題であり、新たな議会により承認された国家活動計画において、土地関連法の整備が項目として挙げられているとのことである。

また、不動産登記法令は、成立した後も、実際に公務員等がそれを運用する必要がある、その運用の在り方まで考慮して立案し、成立した後も引き続き検討しなければならない。

さらに、司法省を始めとする東ティモールの各方面から、この不動産登記法令の立案を支援してほしい旨の要望が示されている。我が国にとっても、他の支援の実施にとっても、土地の権利関係の明確化が必要である上、法務省が不動産登記法令を所管しており、他の土地関連法と比較すると、当部として、運用の関係も含めて効果的な支援をすることができる可能性が高い。

ところで、土地に関する問題は、政治的、歴史的、社会的、文化的、慣習的な事情が深く絡むものであり、現地に専門家が常駐せず、情報の収集、現地の密接な活動が困難な当部にとって、不動産登記法令案の起草そのものを具体的に支援することには限界があることも事実である。司法省に対しては、権利関係に係る登記制度の性急な整備は避けるよう働きかけるとともに、当部としても可能な限り速やかかつ確実な知見及び技術の提供を実施する必要がある。

現在、立法局は、ポルトガル関係国から提供された素案を基に、不動産登記法令案の内容を検討しているようである。ただし、ポルトガル関係国の法令をそのまま採用する方針ではなく、我が国の不動産登記法を参考としたい意向を示している。

そこで、引き続き、この素案を材料として、規定の内容を具体的に確認しながら、我が国及び他国の比較法的な観点から意見を述べていくこととしたい。

本共同法制研究は、全体を通じて、内容は充実し、研究員からの評価も高く、東ティモール司法省の法案起草能力の向上が図られ、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができことから、有意義なものとなった。引き続き、不動産登記法令を対象として、東ティモールに対する法整備支援を拡大してまいりたい。

最後に、御多忙の中、本共同法制研究に協力していただいた松尾教授、舟橋准教授、古沢教授、新井代表監査委員その他の各講師及び各訪問先関係者の方々、通訳の呼子紀子氏、在日本東ティモール大使館その他の関係者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げたい。

平成30年度東ティモール共同法制研究 研究員

シダリア・ド・ロサリオ・ダ・クルス 1 Ms. Cidalia do Rosario da Cruz 司法省法律諮問立法局法律翻訳課長
オラシオ・ダ・シルバ 2 Mr. Horacio da Silva 司法省土地財産地籍局長
ジョアン・フェルナンド・マルティンス・ボージェズ 3 Mr. Joao Fernando Martins Borges 司法省登録公証局長
オノリオ・アウレリアノ・ソアレス・マガリャエス 4 Mr. Honorio Aureliano Soares Magalhaes 司法省法律諮問立法局法律顧問立法政策課長
パスカル・ダ・コスタ・ソアレス 5 Mr. Pascoal da Costa Soares 司法省上級リーガルドラフター
ジャコブ・ソアレス・マルティンズ 6 Mr. Jacob Soares Martins 司法省法律諮問立法局文書課長
ナポレオン・ボナパルテ・シメネス 7 Mr. Napoleon Bonaparte Ximenes 司法省リーガルアドバイザー

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 大西 宏道 (ONISHI Hiromichi)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 近藤 友宏 (KONDO Tomohiro)

平成30年度東ティモール共同法制研究日程表

(土地関連法、特に不動産登記制度について)

【平成30年12月9日(日)～12月21日(金)(移動日を含む。)]

[担当教官:大西国際協力部教官, 前田教官, 梅本教官, 担当専門官:近藤専門官]

月日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
12/9	日	【移動】 (H15453 デイリ13:20発—デンバサール14:10着)				
12/10	月	【入国】 (GA880 デンバサール00:45発—成田8:40着)		【入寮手続, オリエンテーション】		
12/11	火	9:30	12:00	14:00	16:30	
12/12	水	【講義・協議・意見交換】 「不動産登記法の立案について」 東ティモール側研究員		【講義・意見交換】 「権利関係に係る不動産登記法の意義について」 国際協力部教官 大西宏道		
12/13	木	【講義・協議・意見交換】 「不動産登記法の立案について」 慶應義塾大学大学院 松尾弘教授		【協議・意見交換】 「不動産登記法の立案に当たって」 松尾教授, 大西教官		
12/14	金	【講義】 「不動産に対する権利について(所有権, 担保権, 用益権等)」 松尾教授		【講義】 「ドイツ及びフランスの不動産登記法制とそれらの観点からみた日本の不動産登記法制の特徴について(比較不動産登記制度論)」 金沢大学 舟橋秀明准教授		
12/15	土	【講義】 「日本の所有権と不動産登記の歴史について」 都城市 新井克美代表監査人		【訪問・講義】 昭島市 「不動産登記と税制の関係について」 昭島市役所		
12/16	日					
12/17	月	10:00		15:00		
12/18	火	【訪問】 東京法務局 「日本の権利関係に係る不動産登記手続について」 東京法務局		【訪問】 日本司法書士会連合会 「日本の不動産取引及び金融取引からみた不動産登記等について」 司法書士会館		
12/19	水	10:00		12:30	14:00	17:00
12/20	木	【協議・意見交換】 「今後の土地関連法の検討について」 国際協力部教官		【所長主催意見交換会】 【写真撮影】	【意見交換】 「今後の法整備支援活動について」 国際協力部教官	
12/21	金	【出国】 (GA881 成田11:00発—デンバサール17:40着)				
12/21	金	【移動】 (H15452 デンバサール09:25発—デイリ12:20着)				

【国際協力人材育成研修】

平成30年度国際協力人材育成研修実施報告

国際協力部教官

福岡文恵

第1 はじめに

平成31年は、法務省がアジアの国々に対して法制度整備支援を行ってから25年となる。その間、支援対象国は年々増加し、支援内容も拡大、複雑化している。そのため、今後、法制度整備支援を適切に推進していくため、支援に携わる人材を幅広く集めていく必要がある。

そこで、当部では、平成21年から、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、支援への理解を深めさせるとともに、将来支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、毎年度1回「国際協力人材育成研修」を実施しており、今回が10回目となる。

以下、今回の研修の概要、結果等につき、研修員2名（本稿末尾）と併せて報告する。

第2 研修の概要

1 研修期間

平成30年11月4日ないし同月15日（移動日含む。）

2 研修場所

(1) 国内研修

当部（東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号 国際法務総合センター）

(2) 国外研修

ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国

3 研修員

(1) 福永宏（法務省民事局付）

(2) 太田裕介（法務省民事局総務課登記情報第8係長）

(3) 市川聖（東京法務局人権擁護部第2課調査救済第3係長）

(4) 後藤圭介（東京地方検察庁検事）

(5) 濱田修（大阪地方検察庁堺支部検事）

(6) 松井あゆみ（宇都宮地方検察庁検事）

(7) 北島亮太郎（さいたま地方検察庁検察事務官）

4 研修内容（概要）

(1) 国内研修（平成30年11月5日、6日、14日及び15日）

ア 「法務省の法整備支援」の講義

イ 「各国法整備支援の概要」の講義

- ウ 国際協力部長による講話
- エ 国際協力部副部長による「長期派遣専門家の仕事」の講義
- オ 国際協力専門官の業務に関する講義
- カ 海外研修オリエンテーション
- キ 資料整理, 研修レポート作成
- ク 課題発表・総括質疑応答

(2) 国外研修(平成30年11月7日ないし13日)

ア ベトナム

- (ア) 長期派遣専門家との意見交換
- (イ) バクニン省人民裁判所訪問
- (ウ) 最高人民検察院表敬
- (エ) ハノイ法科大学日本法教育研究センター訪問・講義
- (オ) JICAベトナム事務所表敬

イ ラオス

- (ア) 長期派遣専門家との意見交換
- (イ) 司法省表敬
- (ウ) サブワーキンググループ活動見学
- (エ) ラオス国立大学日本法教育研究センター訪問・意見交換
- (オ) ルクセンブルクプロジェクトオフィス訪問
- (カ) 国立司法研修所訪問・講義
- (キ) ラオス国立大学法政治学部表敬
- (ク) JICAラオス事務所表敬

第3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 平成30年11月5日(月)

ア 講義「法務省の法整備支援」(当職)

法務省の法整備支援の概要等について講義を実施した。

イ 講義「各国法整備支援の概要①」(小谷ゆかり, 前田澄子, 鈴木一子各教官及び当職)

ベトナム, ネパール, カンボジア, インドネシア(法務人権省法規総局案件), ラオス及び中国における法整備支援の概要並びに支援内容, 裁判官教官としての各国の活動等について, 講義を実施した。

ウ 国際協力部長講話(森永太郎部長)

我が国とベトナム及びラオスの訴訟制度の違いなどについて講話を実施した。

(2) 同月6日(火)

ア 講義「国際協力専門官の業務」(執行優里国際協力専門官)

研修員の一部は、将来的に国際協力専門官として業務をする可能性もあることなどから、国際協力専門官の業務について講義を実施した。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」(伊藤浩之副部長)

元ラオス長期派遣専門家の経験を踏まえ、長期派遣専門家に必要な能力や役割等について講義を実施した。

ウ 講義「各国法整備支援の概要②」(小島麻友子、岩井具之、梅本友美及び大西宏道各教官)

ミャンマー、ウズベキスタン、モンゴル、インドネシア(最高裁判所案件)、バングラデシュ、東ティモール及び韓国における法整備支援の概要、支援内容等について、講義を実施した。

エ 海外研修オリエンテーション(執行国際協力専門官及び当職)

国外研修の予定の説明や、注意事項等についての説明を行った。



国内研修の様子

2 国外研修

(1) 平成30年11月7日(水)

ベトナム長期派遣専門家との意見交換

松尾宣宏長期派遣専門家から、ベトナムにおけるプロジェクトの歴史、平成30年1月の中間評価を踏まえて修正された現行プロジェクトの目標と成果等に関する説明を受けたほか、翌日傍聴予定のバクニン省人民裁判所における刑事事件(麻薬物質を違法に輸送する罪)に関する事前説明及び質疑応答がなされた。



ベトナムJICAプロジェクトオフィスでの様子

(2) 同月8日(木)

ア バクニン省人民裁判所訪問

ベトナムにおける刑事訴訟の運用の実態、実務家養成の現状等につき、同所長官から説明を受けた後、麻薬の違法輸送罪(法定刑：15年以上20年以下の懲役)に関する第一審の開始手続から判決宣告までを傍聴した。事案は、被告人が、ナイロン袋在中のメタンフェタミンの粉及び錠剤をズボンの左ポケットに入れて運搬したというもので、公安警察官が現認して発覚した事件であった。各研修員は事前に受領していたベトナム刑法の該当条文を参照しながら、熱心に傍聴していた。その後、前記事件を担当した長官及び研修員との間で、事件に関する質疑応答が実施された。

イ 最高人民検察院訪問

国際協力局副局長、法制科学管理局副局長等から、研修員の質問に対する回答が行われた。

先方からは、JICAプロジェクトや歴代専門家に対する感謝の気持ちや、引き続き日本の法務省及び検察庁と協力していきたい旨述べられたほか、改正刑法・刑事訴訟法により検察官に新たな権限が与えられたことを受け、検察官が捜査により深く関わるとともに、積極的に意見を述べ、争訟原則を実現すること、検察官の能力向上のためのセミナー実施や、インフラ整備にも投資していく必要があることなどが述べられた。



ベトナム最高人民検察院での様子



バクニン省裁判所での様子

(3) 同月9日(金)

ア ハノイ法科大学日本法教育センター訪問・講義

同センターに所属する3、4年生の学生約20名を対象に、「日本の刑事訴訟と民事訴訟の違い」と、「不動産登記法」について、それぞれ講義を行った。

各研修員は、学生らに理解してもらうため、通常よりもゆっくりした口調で、難しい表現を分かりやすい日本語に言い換えるなどしながら説明していた。

イ JICAベトナム事務所表敬

岩間望次長により、ベトナムにおけるJICAの活動の歴史や現在実施してい

る支援の概要等について詳細な説明がされた後、研修員らの質問に対する回答がされた。岩間次長からは、ベトナムは賃金が安く、勤勉な国民性から、日本企業の進出が加速している一方で、賃金が上がってくればすぐに他国に目を向けられてしまうことから、岐路に差し掛かっているといえること、JICAの活動としてガバナンス強化に力を入れており、国会能力向上、公務員制度改革、国家幹部を日本に招いて研修を実施していることなどについて説明がされ、研修員は興味を持って意見交換を行っていた。

(4) 同月12日(月)

ア ラオス長期派遣専門家との意見交換

伊藤淳長期派遣専門家から、2003年以降のラオス法整備支援プロジェクトの概要、現行プロジェクトの特色等について説明がされた上、入江克典長期派遣専門家及び佐竹亮長期派遣専門家を交えて研修員との質疑応答が行われた。

イ 司法省表敬

法務審査評価局長から、ラオス司法省の歴史及び司法省と日本の法務省の協力関係について説明を受けた。印象的だったのは、なぜラオスは日本に支援を求めているかという局長自身が設定した問いに対する答えであった。局長によると、「人を育てることの大切さを教えてくれたのが日本であるから」であり、ラオス国内において日本の支援を受けたことにより、直接的には少なくとも200人以上の人材が育成され、深い議論ができるようになっただけでなく、同人らが教官として教えることなどにより間接的には2000人以上が育ったとのことであった。また、他国による支援で見られる押し付け型ではなく、ラオス人の考え方、習慣、文化等を踏まえた上での寄り添い型の日本の支援がいかに重要であるかが述べられた。



プロジェクトオフィスでの様子



司法省での様子

ウ 教育改善サブワーキンググループ会合(第1回)見学

ワーキンググループメンバー9名が参加し、今後の活動の進め方、活動で扱う内容、必要な活動内容について、意見交換や質疑応答がされた。メンバーの一人からは、主要メンバーが出席していないため、今後の活動等について本会合で決

定することは難しく、各機関に持ち帰る必要があるとの意見が出され、研修員はワーキンググループ活動を実施する上での難しさについても理解を深めることができた。

エ ラオス国立大学日本法教育センター訪問・意見交換

同センターに所属する学生4名のほか、同大学に所属する多数の学生に参加いただき、研修員との質疑応答を実施した。学生らとの質疑応答を通じて、現在行われている教育内容、使用している教材等（JICAプロジェクトで作成したハンドブック等も使用）について知ることができ、JICAプロジェクトの成果物が普及していることの一部を窺うことができた。

オ ルクセンブルクプロジェクトオフィス訪問

ラオス国立大学の一室にオフィスを構えるルクセンブルクのプロジェクトの専門家から、ルクセンブルクプロジェクト（2017年から2022年までの5年間、ラオス国立大学法政治学部や国立司法研修所をカウンターパート機関として実施。大学カリキュラムや司法アクセスに力を入れている。）について説明を受け、オフィスを訪問した。



サブワーキンググループ会合の様子



日本法教育センターでの様子

(5) 同月13日（火）

ア 国立司法研修所訪問・講義

同所の法科大学院生及び講師約100名が参加し、研修員による講義が実施された。「日本とラオスの司法機関の比較」と、「日本とラオスの刑事訴訟法（捜索）の比較」をそれぞれテーマとして講義を行い、その後質疑応答が実施された。

研修員は、双方向型の講義を意識してそれぞれが伝え方を工夫しながら講義を進め、講師及び学生からは、①日本の裁判官や検察官には汚職がない理由、②事件が不起訴となった場合の審査機関の有無、③地位が高い役人が起訴される場合の優先権の有無等について、多数の質問がされた。

イ ラオス国立大学法政治学部訪問

ラオス国立大学法政治学部長及び法政治学科長から、ラオス国立大学法政治学部の概要説明及び同部とJICAプロジェクトとの関係について説明を受けた。学部長からは、同学部は10年以上法整備支援に関わり、これまでに同学部の多

くの教官がJICAプロジェクトに参加して知識を高め、人材育成を行うことができたとして、プロジェクト活動に対する感謝の気持ちが述べられた。それと同時に、解決すべき課題として、①プロジェクトに参加する教官が本業とプロジェクト活動を両立させることの難しさ、②役職を持っている教官のプロジェクト活動への出席率の低下、③カウンターパート機関4機関の調整の難しさ、④若すぎるメンバーがプロジェクト活動に参加しても効率性が上がらないこと等があり、どのようなメンバーであっても、プロジェクト目標を達成できるよう覚悟を持って臨むべきであるとの学部長の熱い思いが述べられた。



国立司法研修所での講義の様子



ラオス国立大学法政治学部での様子

ウ JICAラオス事務所表敬

海外研修の締めくくりに当たり、米山芳春所長からご挨拶いただくとともに、押切康志次長からラオスの概況及びJICAラオス事務所の概要につき説明を受けた。押切次長によると、ラオスの人口は1000万人台に満たないものの、人口構造はピラミッド型（25歳未満の人口53パーセント）であり、これからの国である一方、ラオスに進出している企業は現在140社と少なく、その理由としては、人口が少ないために労働者を集められないこと、内陸国であり輸送コストが高いことが挙げられるとのことであった。

3 国内研修後半

(1) 平成30年11月14日（水）

資料整理及び発表準備

(2) 同月15日（木）

ア 課題発表・総括質疑応答（森永部長、伊藤副部長、当職ら当部教官）

研修員が自ら設定したテーマに基づき発表を行い、森永部長を始めとする当部職員と質疑応答を実施した。

研修員が設定したテーマは以下のとおりである。

(ア) 福永研修員「法整備支援で得た知見を日本にどういかせるか」

(イ) 太田研修員「法整備支援の意義」

(ウ) 市川研修員「日本的法整備支援を可能にする現地専門家とカウンターパート

機関との関係構築」

(エ) 後藤研修員「ベトナムとラオスの法整備支援の今後」

(オ) 濱田研修員「法整備支援の実効性向上のために」

(カ) 松井研修員「検事が法整備支援を行う意義」

(キ) 北島研修員「法整備支援の今後」

イ 閉講式

第4 所感

研修員は、国内研修での講義の中で、日本の支援の特徴を学び、ある程度理解はできていたと思われるものの、まさに百聞は一見に如かずであった。カウンターパート機関との意見交換等を通じて、寄り添い型といわれる日本の法整備支援活動が、現地にどのように受け入れられているか、身をもって知ることができた。また、カウンターパート機関や現地専門家との意見交換により、歴代の現地専門家がどのようにして対象国のカウンターパート機関との間で信頼関係を築いてきたかを知ることができ、その信頼関係を継続していくために今後の現地専門家に求められることについて、それぞれが真剣に考えていた。

各研修員は、国内研修前半が終了して海外研修に臨むに当たり、研究テーマを設定し、帰国後に同テーマについて発表することになっていたところ、ベトナムとラオスの各訪問先では、研究テーマを意識しながら積極的に質問し、研修員同士でも活発に議論して研究を進めていた（研究の成果については、本稿末尾に掲載されている研修員2名の記事を参照されたい。）。

また、研修員からは、支援の終わりが見えつつあるベトナムと、ベトナムに追いつこうと成長途上にあるラオスの2か国を訪問することにより、両者を比較して法整備支援について考えることができた上、今後の法整備支援活動を実施していく上での課題について、より深く考えることができたとのコメントがあった。移動時間が増えて研修員に負担をかけることにはなるものの、訪問先として2か国を選択したことの意味は大きかったといえる。

これまで9回実施した国際人材育成研修の研修員は、その後当部に合計7名配属されている。本研修員の中から、将来法整備支援に携わる人材が一人でも多く輩出され、活躍されることを願っている。

平成30年度国際協力人材育成研修

宇都宮地方検察庁検事

松井 あゆみ

第1 はじめに

今回、念願叶って国際協力部の国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。

本研修は、平成30年11月5日（月）から同月15日（木）までの11日間の研修であり、同月7日（水）から同月11日（日）はベトナム、同日から同月13日（火）はラオスにて研修し、国外での研修の前後に国内での研修プログラムが組まれていた。国内研修は、東京都昭島市にある国際法務総合センターで実施された。

研修員は、検事4名（うち1名は法務省民事局に出向中）、検察事務官1名、法務省職員1名、東京法務局職員1名という構成だった。

この度、検察庁内部で働いているのでは到底経験できないような貴重な経験をさせていただいたので、本研修の概要や感想等を報告する。

第2 国内研修（出国前）

- 1 私が本研修に参加できたのは、武田典文元宇都宮地方検察庁検事正のご厚意によるところが大きい。

ある日、始業直後頃、突然武田元検事正から呼び出しを受けた。武田元検事正は、「君、以前、法整備支援に興味があると言っていたよね。研修の声がかかっているけれど、どうする。小さなお子さんもいるし、ご家庭のこともあるから、即断はできないかもしれないけれど。」とおっしゃった。有り難いことに、武田元検事正は、随分前の宴席で、私が、「法整備支援や国外での仕事に興味がある。」旨申し上げたのを覚えておられたようだった。

私が是非参加したい旨即答すると、武田元検事正は、執務机に広げられた朝刊に目を落とし、研修期間を述べられた。武田元検事正は、研修応募の電話を受け、とっさにお手元の朝刊に研修期間をメモし、直ちに私をお呼びになったのだと思い、募集が打ち切られる前に私にチャンスを与えようと動いてくださった武田元検事正のお心遣いを、本当に有り難く感じた。

- 2 私は、当時、6歳と4歳の子どもを抱えていたが、同居の夫や近くに住む実家の両親の理解と支援が得られ、家族総出で本研修に送り出してくれた。

- 3 入寮日は研修前日であったが、早速買い出しをして、研修員顔合わせをした。研修員は、皆、経験豊かで魅力的な人物ばかりであり、また、民事局に出向中であつた福永局付とは2年前に東京地検でお世話になったご縁もあり、初日から楽しいひとときであった。

4 国内研修では、本研修の担当教官である福岡教官から法務省の法整備支援に関する概括的なご講義をいただいたのに始まり、各教官から各支援対象国の情勢と支援の現状等について講義をいただいた。

いずれの教官にも共通して感じられたのが(福岡教官は明言されておられたが)、「法整備支援」という言葉は使いながらも、実態としては「国際協力」という意識でおられるのだなということであった。単なる言葉のニュアンスかもしれないが、「力のあ
る者が力のない者を支え援助する」ような発想ではなく、「背景の違う2者がお互い
対等な関係で、互いの知識を共有しよりよい制度を構築する」という意識でおられる
ように感じられた。

伊藤国際協力部副部長からは、長期専門家としてラオスの法整備支援に携わられた
体験談等をいただき、「現地での支援活動」というキーワードが、にわかに現実味を
帯びてくるような感じがあった。特に、「法律を学ぶ学生のために講義をしに行った
ラオスの裁判官が、講義前に、学生の前でマイクを持って熱唱し、学生は学生で手拍
子し、さらに、返礼で学生がまた歌う」という写真を見たときは、心底文化というも
のを感じた。伊藤副部長は「ラオスの人は歌が好きなんですよ。」とさらりと流され
ていたが、どうせ教えられるなら親近感を持ってもらった方が意思疎通レベルが向上
し互いに有益である、そういったところはむしろ日本が学ばねばならないのでは、と
感じた。その後国外研修に出て、「むしろ日本も学ぶべき」と感じた点は多々あったが、
国内研修でもそのような気づきに恵まれた。

森永国際協力部長は、約2時間という長時間の講義を、完全にノンペーパーで行わ
れた。ノンペーパーであるにもかかわらず、平易明快な語り口で、ベトナムとラオス
の両国についてその歴史から紐解かれ、最新のベトナム情勢までを一気にご講義され
た。内容の充実度もさることながら、正に当事者としてベトナムの法整備支援に携わ
れ、ベトナムの国会議員に対して直接制度趣旨を説明するという修羅場までくぐられ
てきた経験値と迫りに圧倒される思いであり、部長の、ベトナムと心中しそうな勢い
に、法整備支援に携わる者の覚悟のようなものを感じた。

研修初日には、研修後にアジア極東犯罪防止研修所の所長及び教官にもご参加いた
だき、楽しい宴席を設けていただいた。本研修には、平成30年10月から国際協力
部教官に着任し、平成31年4月から長期派遣専門家として現地に派遣される予定の
教官3名(裁判官出身。うち1名は国外研修中に合流)も参加されたのだが、執行専
門官イチオシの、冷凍レモンが丸ごと入った酎ハイを飲み交わすうち、期が近いこと
もあり、忌憚なくやりとりできる関係になれたのが有り難かった。

5 出国前の国内研修では、想像していたよりも、支援対象国の状況が国ごとに違うこ
とに驚いた。例えば、ベトナムは、日本の法整備支援対象国第1号であり、約四半世
紀にわたる支援の結果、大方の法制度は整備され、残すは法令相互の矛盾解消や人材
育成制度の実効的運営等であり、日本の支援も集大成を迎えようとしているようだっ
た。一方、東ティモールは交通網情報網の発達未了ゆえ、紛争解決が、部落の首長に

よる伝統的な手法にのっとった判断等によっているところも少なからずある上、旧宗主国を同じくする他国の法律を丸ごと写して自国法としたために、混乱や法機能不全を招いているとのことであり、支援もまだまだこれからという様子だった。

そして、今一番ホットな話題は「不動産登記」なのだと知った。確かに、海外からの投資を呼び込むには民事法制度の整備は不可欠であり、投資等となれば担保法整備は極めて重要である。

ここで、「主に刑事分野で働いている検事に法整備支援をする適格はあるのか。民事に強い弁護士、民事局職員、裁判官などが主力になった方が直截的でいいのではないか。」という疑問が生じた。「法整備支援をしたいぞ」と思いながら本研修に臨んだ私は、ある意味、出鼻をくじかれた形になった。

福岡教官が、研修員各自が研究テーマをもって国外研修に臨み、帰国後、研究テーマについて発表をするよう指示されたことから、前記疑問を研究テーマにすることとした。

第3 国外研修（ベトナム）

国外研修では、支援の現場を実際に見学し、カウンターパートの方々から貴重なお話をいただいた。訪問先も多数に上り、教えを受けた相手も多数に上るため、ここで全てを報告することは叶わないので、特に印象に残った点に絞って報告したい。

1 松尾専門家との講義及び懇親会

ベトナム入国初日に、ベトナム JICA プロジェクト事務所において、検事出身の松尾長期派遣専門家から、ベトナムに対する法整備支援の歴史、現状及び現状の課題等についてご講義いただいた。

直近の問題として、日本に対して支援を求める主体と支援内容が多様化し過ぎ、取扱い領域が過度に広がってしまっていること、個々の支援活動が場当たりのになっていること、縦割り行政から来るプレーヤー（ベトナムの最高裁、最高人民検察院、司法省）の共通理解の不存在等が問題になっていることなどを学び、「求められるままに支援すればよい」というものでもないということがよく分かった。

法整備が難航する場面について講義いただき、一党独裁制を取っていることや、公務員の給料が極めて低額であることなどによる根深い汚職文化等の問題が、よりよいベトナムの法制度の成立を阻んでいると感じた。松尾専門家やその後に訪れた JICA 事務所の方々には、そのことを、我が事のように不満に感じておられるようで、それが逆に、「よその国の話なのに、こんなに親身になって我が事のように向き合っておられるのだな。」と感じさせられ、頭の下がる思いだった。

同日夜は、松尾専門家が懇親会を設けてくださり、本研修グループに加え、松尾専門家、オフィススタッフの寺本さん、若手検察事務官在外研究（一斉考試で優秀な成績を収められた検察事務官の研修）の4名も一緒に楽しんだ。

2 バクニン省人民裁判所での法廷傍聴

バクニン省人民裁判所では、実際の刑事裁判を傍聴した。

ベトナムの刑事訴訟は職権主義を採用しており、また、起訴状一本主義ではない（裁判官は公判前に全事件記録に目を通していている。）ことから、訴訟進行のみならず被告人質問も裁判官が主導していたが、これはこれでスムーズであると思った。

加えて、ベトナムでは、弁護士適格が弁護士に限られておらず、弁護士資格の取得制度も統一されていないことから、こと地方では弁護士の地位が高くないとのことであった。弁護人に一定のレベルが求められない現状では、職権主義はよく機能していると思った。

なお、ベトナムでは、法曹三者の実力の底上げ及び共通教育を施すことにより共通の基盤を構築することを目指し、法曹三者の養成制度の整備を進めているところであるとのことであった。

法廷後に裁判長が質疑応答の時間を設けてくださったが、そのときお話になった事実認定プロセスは、日本の検事として全く違和感のないものであり、「真実を発見しようとする人間は、皆考えることが同じなのだ。」と思い、嬉しくなった。そればかりか、裁判長の認定はとても簡にして要を得たものであり、いささか頭でっかちになりがちな日本の裁判所は、少し見習ってもいいのではないかと感じた。

3 ハノイ法科大学日本法教育研究センターにおける研修員講義

ハノイ法科大学日本法教育研究センターは、名古屋大学のサテライト校であり、学部の勉強に加えて、日本語教育を受けると共に、日本の法制度について勉強する場である。教員には日本の弁護士もおり、高密度でハイレベルな日本法制度教育が行われていた。

研修員にとって、前日のバクニン省での法廷傍聴が、正に「百聞は一見に如かず」であり、大変よくベトナムの刑事裁判が理解できたため、講義当日の朝、研修員で相談し、日本の刑事裁判を理解してもらうべく、急遽、模擬裁判を演じることにした。

事案は、コンビニエンスストアにおける万引きで、犯行を目撃した店員に現行犯人逮捕されるも、「よその店で買ってきた物であって、盗んでいない。」として犯行否認するというシナリオにした。被告人、目撃者、検察官、弁護士役を研修員で分担し、裁判官役を裁判官出身の教官にお願いした。

模擬裁判では、冒頭手続から判決宣告までを演じたが、検察官役、被告人役及び弁護士役の熱演もあり、結審した時点で学生に対し有罪か無罪か意思表示をしてもらったところ、ちょうど半々くらいに分かれるに至った（判決は有罪であった。）。学生は、皆とても熱心で、目をきらきらさせながら真剣に模擬裁判を見てくれた。

その後、研修員が、日本の民事訴訟と刑事訴訟の違いについての講義と、日本の不動産登記制度について講義を行ったが、司法試験に出るようなハイレベルな質問も飛び出し、学生の能力の高さに舌を巻いた。

その後、学生を交えて昼食を取った。そこで私は、JICAオフィスでアルバイトをしながら前記センターで勉強しているという学生と話をした。彼女はハノイ出身で、明るくて配慮のある、聡明な女性だった。彼女に「あなたたちは、将来この国のリー

ダー的な役職に就くのでしょうか。」と言ったところ、彼女は「公務員になるつもりはありません。お給料が安いから。私の知っている裁判官は、20年以上裁判官をしている立派な人だけれど、未だに家も買えず賃貸の家に住んでいます。公務員は、コネクションかお金（賄賂）がないと偉くなれません。私は弁護士になってベトナムにある外国の弁護士事務所に入り、対外的な仕事をしたいです。」と話した。能力ある人材が持つ展望の現実を、目の当たりにする思いだった。私は、かつて、検察庁で指導係検事として司法修習生の育成と検察任官適格者の選定に携わったことがあったが、「民間への人材の流出」という問題は、ベトナムにもあるのだなと感じた。

しかし、ベトナムは、「我が国を良くしよう」という志のある優秀な人材を継続的に確保できるのだろうか。我が事のように心配になった。

4 JICAベトナム事務所訪問

JICAベトナム事務所では、次長より、ご講義をいただき、ベトナムが、若い人口を多く抱えることによる豊富な労働力、長いシーレーン等の強みをいかし、海外からの投資も多く、順調に経済成長を続けていること、日本が多岐にわたって支援をしており、最大のドナーであること、法整備支援は多岐にわたる支援の中の「ガバナンス支援」の一つであることなどを学んだ。

やはりここでも共産党の意思決定という壁があるほか、それ以外にも文化の違いを背景とする様々な問題があるようで、講義をしてくださった次長は『「ああ、(ベトナム人の考えが) 分からない!』と叫びながら仕事をしていますよ。それでも理解する努力を怠っちゃいけないんですけどね。』と冗談めかしておっしゃっていたのがとても印象に残った。

第4 国外研修（ラオス）

1 ラオス長期派遣専門家との意見交換

ラオスでは、検事出身の長期派遣専門家である伊藤専門家に大変お世話になった。

ラオスに対するJICAのプロジェクトは2003年からフェーズを更新しながら現在まで続いている。その中で、基本法の整備（本研修後の平成30年12月6日、同プロジェクトで起草支援をした民法典が国会で承認され、めでたく成立に至った。）と現場のためのチャート作成や人材育成のための教材作成を達成し、現在は、主に、人材育成に重点を置いた支援をしているとのことであった。「法律を扱うラオスの人々が、自分で考える力を身につけることが大切だ。」というお話があったが、またしても指導係のときの経験を思い出した。どこでも、人が人を育てるときに重視する点は同じなのだなと思い、嬉しくなった。

その中で、現地のメンバーで構成されるサブワーキンググループ会合を見学させていただいた。同会合では、現在の裁判所の事実認定がどうなっているかを調査し、問題点を顕出し、それを踏まえて教材を作成するための具体的な手順を詰めていた。見学していて、長期派遣専門家が、通訳を介して多様な職種のラオスのメンバーと議論

し統括するのは、相当なご苦勞があるのだろうと察した。他機関と連携しながら問題を解決していく、普段の仕事を思い出した。

こうしてみると、法整備支援の現場では、法律の知識もさることながら、現状把握、問題抽出、解決方法の模索と工夫、関係機関との連携といった要素が重要であり、それらの要素は、全て、検事が日々の業務で行っていることであるから、検事に法整備支援の適格はあるではないかと考えるに至った。

日本の総理大臣も訪れたラオス料理店における宴席で、伊藤専門家が「検事の仕事では、『被疑者はどうしてこういうこと言うのかな〜』とかいろいろ考えていろいろ工夫してみる。法整備支援でもやってることは同じ。そうやっていろいろ考えるのが好きだから、法整備支援、おもしろいんだよね〜。」とコメントされたが、密かに「我が意を得たり」と思った次第である。

2 国立司法研修所における研修員講義

国立司法研修所は、法務省の職員を育成する施設であり、この度、研修員が、同所の学生に対して、日本とラオスの司法機関の違いというテーマと、日本とラオスの捜索差押手続の比較というテーマについて、講義することとなっていた。

講義が始まってから学生に聞いてみたところ、受講生は、法学を学ぶ学生ではあるものの、学んでいる法律も人によって異なり（経済法を学ぶ者が多かった。）、刑事法について学んでいる者は全体の3分の1にも満たなかった。

私は、後半のテーマの主任だったが、このことを知り、焦った。事前に用意してきた資料は、可能な限りシンプルで分かりやすいものにしたつもりだったが、それでも刑事法を全く知らない学生には難易度が高すぎると思ったからであった。

そこで、「詳細な制度の説明や条文解釈に時間を割くより、まず比較法に興味を持ってもらおう。日本とラオスは違うんだ、でも同じ所もあるんだ、ということを知ってもらおう。そして、同じ所があるのはそれが本質だからだ、ということを知ってもらおう。」と考えた。

そして、グループメンバーのサポートを受けながら、時間が許す範囲で学生の見解を聞き、それに答える双方向の講義を心がけ、何とか講義を終えた。

双方向講義ではぐれたのか、質疑応答の時間は、たくさんの質問が出てきたが、「どうして日本の裁判官や検事は賄賂をもらわないのか。」といった汚職関連の質問が多く、文化や国家の現状の違いをしみじみと感じた。

3 JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所では、事務所長より、支援の概要の講義をいただいた。その中で、「ラオスでは、『周回遅れのトップランナー』を売り出し文句にしています。『1周回って、ラオスが最先端じゃない?』というのを狙っている。例えば、最近になってスターバックスはプラスチックのストローを廃止したけど、ラオスなんか(貧乏だったのもあるけど)100年前から竹のストローだ。」と笑いながらおっしゃっており、頼もしく感じた。

しかし、言われてみればそのとおりなのである。これから法制度を整備するということは、現在までの人類の叡智を反映させた法制度からスタートできるということに他ならない。人類最高の法制度を整備すれば、ラオスは法制度において世界のトップランナーである。第一次産業に従事する人口が多い現在のラオスでは、必ずしも直ちに必要とはならない制度もあるかもしれないが、今後ラオスが発展していき、海外からの投資が増えてくる前に、ラオスに不当な不利益がないようにしておくことは、ラオスにとって間違いなく有益である。

長い人類の歴史を踏まえた最高の法制度を、既存の法制度というしがらみが比較的少ない中で構築できるということも、法整備支援の大きな魅力の一つではないかと思った。

第5 国内研修（帰国後）

帰国翌日に、各研修員がそれぞれの研究テーマについて発表を行った。

最後に、部長から大変立派な研修修了証書を頂戴し、皆で記念撮影をし、とても良い思い出になった。

第6 最後に

一法曹として、遅ればせながら、国際的な視野が身の内に芽生えたような感覚を得ることができた。有り難い機会を与えていただいたと思っている。

支援対象国は、文化も歴史も現状も、各国全く日本と異なり、「日本の法制度を押しつけて何とかなるものでは到底ない」ということが肌身で分かった。だからこそその相互理解、寄り添い型支援なのだと分かり、日本の法整備支援は、手間も時間もかかるが、素直に、とても良いものだと感じた。

ただ、これだけバックグラウンドが違うのに、真実発見のための事実認定や、人材育成の現場で重視されていることは、驚くほど共通していて、「結局同じ人間なのだ」という当たり前のことにも気づかされた。この共通性は人間の根本的なものだと思うので、根本で共通しているということは、相互理解に苦しむ中で救いになるのではないかとも思った。

教官、長期派遣専門家及び専門官を見ていると、正にその存在が、日本と相手国との架け橋であり、相互理解であり、将来の日本の力となっていると感じた。

最後に、入寮から退寮まで、全行程をひたすら研修員のサポートに徹し、陰に日向にエネルギーに支えてくださった執行専門官（個人的には、積極的に相手の文化の中に入っていく度胸を学ばせていただいた。）、研修員の面倒を見ながら手際よく教官業務をこなされていた福岡教官、貴重な休日までお付き合いいただいた松尾専門家とお子さん方、伊藤専門家、現地でお話しいただいた関係各位、森永部長始め教官方に、この場をお借りして厚く御礼申し上げたい。

法整備支援に携われる日を夢見ながら、報告を終えることとする。

平成30年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局総務課登記情報第八係長

太田裕介

第1 はじめに

筆者は、平成30年11月5日から同月15日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が主催する平成30年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を頂いた。

本研修は、我が国における開発途上国に対する法制度整備支援活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材を育成するものであり、国内において国際協力部による法整備支援に関する講義の受講並びにベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）及びラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）を訪問し、我が国の法整備支援の現場を直接見聞することにより、我が国の法整備支援をより具体的な形で理解し、必要な知識及び技術を習得することを目的とするものであると認識している。

本稿は、本研修の概要や本研修に参加した筆者の感想等について報告するものである。

第2 本研修の概要等について

1 国内研修（国外研修前）

国際協力部において、国際協力部の部長、副部長、教官及び国際協力専門官から、我が国による支援が行われている各国の概要及び支援状況、国際協力部の業務内容等について講義いただいた。

多くの国々についての支援状況等の説明を受けたところ、法整備支援の全体像、国によって支援の内容や難しさ等が異なること、日本では相手国のカウンターパートと密接にコミュニケーションを図り、相手国に寄り添って支援を行う方法を探っていることが特色であることなどについて、一定の理解をすることができた。

2 国外研修

(1) ベトナム

ア ベトナム長期派遣専門家との意見交換

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）長期派遣専門家から、ベトナムにおける法整備支援の現状について説明をいただくとともに、意見交換を行った。

国外研修における最初の訪問先であり、法整備支援の具体的なイメージを持っていない中で、直近の業務日程や具体的な業務の状況等を説明いただき、大変有意義なものであった。

イ バクニン省人民裁判所における刑事事件傍聴及びワーキングセッション

バクニン省人民裁判所の長官から、ベトナムにおける刑事手続の改革と裁判所の役割、法律実務家養成の現状等について説明を受けた後、刑事事件（違法薬物の

輸送に関する事件)の裁判を傍聴した上で、長官とのワーキングセッションを行った。

私はそもそも日本の刑事裁判をあまり承知していなかったものの、事前にベトナムの裁判の特徴（職権主義的に裁判官による進行が行われること等）について長期派遣専門家から説明していただいていたところ、当該特徴を実際に見聞することができた今回の裁判傍聴は、非常に印象深いものとなった。

ウ 最高人民検察院表敬

最高人民検察院を表敬し、国際協力局副局長、法制科学管理副局長らと意見交換を行った。

当日は条約交渉の真っ最中であり、ほとんど時間がないにも関わらず我々の表敬を受けてくださったとのことであり、事前に提出した研修員の質問にまとめて答えてもらう形にはなったものの、忙しそうな雰囲気も出さずに真摯に回答いただいた上、その後の写真撮影にも丁寧に対応いただいた。この点、日頃の日本の法整備支援に対する恩義等を感じられていることの表れでもあるようにも感じた。

エ ハノイ法科大学日本法教育研究センター訪問及び講義

ハノイ法科大学日本法教育研究センターを訪問し、同センターの学生に対して、「刑事訴訟と民事訴訟の違い」及び「日本の不動産登記制度」をテーマとして講義を行った。

講義の内容としては初歩的なものではあったとはいえ、日本語のみで行ったにも関わらず、ある程度理解して聞いていたようであり、また、想定していたよりもハイレベルな質問もあったところ、非常に優秀な学生たちであると感じた（多くが日本語の勉強を始めて数年程度とのことであり、自分に置き換えて考えてみると、数年程度学んだ外国語で法律を理解することができるようになるとは到底思えない。）。

オ JICAベトナム事務所表敬

JICAベトナム事務所を表敬し、同事務所の次長からベトナムのODAの概要等について説明を受けた後、意見交換を行った。

本表敬を受けてくださった次長らは、JICAベトナム事務所において法整備支援を含んだガバナンス部門を担当されている方々とのことであり、より広い観点で、ベトナムの支援の難しさや有効な支援を行うために努力されていることなどを説明していただき、大変有意義なものとなった。

(2) ラオス

ア ラオス長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家から、ラオスにおける法整備支援の現状について説明を受けた後、意見交換を行った。

民法典が成立間近な状況にあること、現在は人材育成の観点での支援が中心となっており、日本の事実認定についての考え方を教え始めている状況にあることなど、ラオスにおける具体的な支援状況等について伺うことができた。

イ 司法省表敬

司法省を表敬し、同省法律審査局の局長から、司法省の歴史やこれまでに受けた日本の法整備支援の内容等について説明を受けた後、意見交換を行った。

意見交換の際、寄り添い型ではない国からの支援で何か役に立ったことはないかという質問をしたところ、寄り添わない形での支援で役に立ったものはないと断言した上で、他国が紹介した法案について、仮にベストなものであったとしても、ラオス人が理解した上でベストだと感じない限り、その法案の精神は将来に続いていかないし、意味がないという趣旨の回答を頂き、日本式の法整備支援のやり方が有意義なものであると感じた点で、深く印象に残っている。

ウ サブワーキンググループ活動見学

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学のメンバーで構成されている教育・研修改善サブワーキンググループの活動(会議)の見学を行った。

会議の見学時間としては短時間であり、また、新たに参加したメンバーも複数いたようで会議の内容としても深いものではなかったが、複数の関係機関がある中で、サブワーキンググループとしての活動の方向性等を決めていくこと自体も大変そうな印象を受けた。

エ ラオス国立大学日本法教育センターにおける意見交換

ラオス国立大学日本法教育センターの学生との意見交換を行った。

意見交換のテーマも特に決められておらず、自由に日本の研修員と学生らがそれぞれ質問を行う形式とされたところ、意見交換が始まった時点では、どのような趣旨でこの場が設けられたのかがよく分からなかった。しかし、初対面の外国人に対して通訳を介する形でのコミュニケーションにより相手方の緊張をほぐしつつ、信頼関係を構築していくというプロセスが必要となるところ、当該プロセスは日本の寄り添い型の法整備支援を行う上で重要なものであることから、当該プロセスの訓練という趣旨であったのかと後に理解した。

オ ルクセンブルグプロジェクトオフィス見学

ラオス国立大学内にあるルクセンブルクオフィスを訪問し、同オフィスの Chief Technical Advisor から、同オフィスにおけるプロジェクトの概要について説明を受けた後、意見交換を行った。

本説明及び意見交換は全て英語で行われ、全く理解することができなかった。当然のことではあるものの、法整備支援を行う者としては語学力も重要であることを再認識させられることとなった(支援対象国のカウンターパートとの間では通訳を介してすることが多いとは思いますが、ルクセンブルクのような他ドナーとの間では、通訳を介さずに直接英語等でコミュニケーションをすることが多いのではないかと推測している。)

カ 国立司法研修所訪問及び講義

国立司法研修所を訪問し、同センターの学生に対して、「ラオスと日本の司法

機関の比較について」及び「日本とラオスの捜索に関する規定の比較」をテーマとして講義を行った。

私は「ラオスと日本の司法機関の比較について」の講義を担当したが、学生らがラオスの司法機関については深く理解している前提で、日本の司法機関の組織を中心とした説明を淡々と行ってしまった。このため、学生らがほとんどついて来ていなかったように感じられたところ、準備した資料に拘らずに、学生らの理解度を確認しながら柔軟に講義を行えばよかったと反省した（これが正に、上記イで司法省法律審査局局長がおっしゃられていた「相手方に寄り添わない役に立たない支援」になっていたと思われる。）。

キ ラオス国立大学法政治学部訪問

ラオス国立大学法政治学部を訪問し、同学部の学部長から、現在の法整備プロジェクトの状況等について説明を受けた後、意見交換を行った。

日本人はラオス人目線で真摯に議論をしてくれる、ラオスのことを本気で考えてくれるといった趣旨の発言をされており、日本の支援内容を強く信頼しているように感じられた。

ク JICAラオス事務所表敬

JICAラオス事務所を表敬し、同事務所の次長からラオスへの支援状況等について説明を受けた後、意見交換を行った。

意見交換の際、ラオス人は争いごとを嫌うという性格から、こちらが提案・助言した内容について、本当は良く思っていないにもかかわらず、笑顔で聞き流されてしまうことがあり、提案・助言が役に立たないこともあるところ、ラオスの支援に当たっては、本音を引き出すのが重要であり、長期間現地に駐在して関係性を作っていくという日本の支援のやり方が合っているといった趣旨の回答を頂いた。この回答については、上記イの司法省表敬の際と同様、日本式の法整備支援のやり方が有意義なものであると感じ、深く印象に残っている。

3 国内研修（国外研修後）

各研修員から、国外研修を受けるに当たって各自で設定した課題について発表を行い、当該発表内容に関して、国際協力部の部長、副部長及び国内研修で講義をしていた国際協力部の教官と質疑応答を行った。

同じ研修を受けたにもかかわらず、それぞれの研修員で異なる観点による発表がなされ、大変参考になった。

第3 全体を通じての所感について

私が本研修に参加することとなった話を聞いた時点では、「法整備支援」についての認識としては、「国際貢献の一環として、法務省で行っている業務の一つ」といった程度であり、誰が何をどのようにやっているかという具体的なところは全く知らなかった。

上記第2の1の国内研修において、法務省から支援対象国に派遣したJICA長期派

遣専門家を中心に、相手国のカウンターパートと密接にコミュニケーションを図り、相手国に寄り添って支援を行う体制であるということを理解した。他方で、インターネットが普及した現代においては、支援対象国とされている国においても容易に日本法の情報を得られるはずであるし、支援対象国に日本語を理解することができる者さえいれば、分からないところがあった際にメール等で教える程度の体制でも十分支援になるのではないか、コストも時間もかかるので寄り添わなくてもよいのではないか、といった疑問も感じた。そこで、日本型の法整備支援のやり方について、どれほどの意義があるのかを中心に学んでこようという意識を持って、国外研修を受けることとした。

その結果、まず上述した「日本語を理解することができる者さえいれば」というところが、非常に難しいものであるということを感じた。もちろん、支援対象国においても日本語を理解する通訳がおり、長期派遣専門家も基本的には通訳を介して支援対象国の法律家とコミュニケーションを取っているものの、特に法律分野については、通訳の方の訳し方によって誤解を生むことが多くあるため、相手がどのように理解しているかを確認しながらコミュニケーションを取ることが重要である旨を長期派遣専門家もJICAベトナム事務所次長も発言されていたことが印象的であった。

また、上記第2(2)イ及びキでも記述したように、日本が相手国に寄り添っていることによって、相手国が日本を信頼しているように思われたところ、この信頼があるからこそ、日本の専門家が言っていることを理解しよう、日本の法律を学ぼう、といった姿勢になっているように感じた(上述したような、「分からないところがあった際にメール等で教える程度の体制」では、信頼を得ることができないので、日本に教えてもらおうとも思わないことが推測されるし、仮に日本側に質問したとして、その回答に理解できないところがあった場合には「日本がおかしい」と思われるのではないかと推測される。)。このことから、仮に上述した言葉の壁を乗り越えられたとしても、「信頼関係の構築」という観点において、日本型の法整備支援は有意義なものであると感じた。

第4 終わりに

上記第3でも記述したとおり、法整備支援について全く知識のなかった自分が日本の行う法整備支援の意義を直接的に感じる事ができたところ、本研修は、仮に今後法整備支援に直接関わる事がなかったとしても、法務省職員として大変有意義かつ貴重な経験となったと思う。また、本研修を受けたことを契機として、今後も法整備支援の状況等を本誌等により注視したいと考えている。

最後に、本研修においては、国際協力部の皆様並びにベトナム・ラオスの長期派遣専門家及びJICAプロジェクト事務所の皆様には大変お世話になったところ、この場をお借りして厚く御礼申し上げたい。

そして、多忙な時期にもかかわらず、2週間もの間、本研修に送り出していただいた法務省民事局の皆様には感謝を申し上げ、本稿を締めくくるとしたい。

平成30年度国際協力人材育成研修員名簿

List of Participants in the Training Seminar for International Cooperation Human Resource Department

1	福 永 宏
	Mr. FUKUNAGA Hiroshi
	法務省民事局付 Government Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice
2	太 田 裕 介
	Mr. OTA Yusuke
	法務省民事局総務課登記情報第8係長 Chief of the 8th Registry Information Section of the General Affairs Division, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice
3	市 川 聖
	Mr. ICHIKAWA Satoru
	東京法務局人権擁護部第2課調査救済第3係長 Chief of the 3rd Investigation and Remedies Section of the 2nd Division, the Human Rights Department, Tokyo District Legal Affairs Bureau
4	後 藤 圭 介
	Mr. GOTO Keisuke
	東京地方検察庁検事 Public Prosecutor, Tokyo District Public Prosecutors Office
5	濱 田 修
	Mr. HAMADA Shu
	大阪地方検察庁堺支部検事 Public Prosecutor, Sakai Branch, Osaka District Public Prosecutors Office
6	松 井 あゆみ
	Ms. MATSUI Ayumi
	宇都宮地方検察庁検事 Public Prosecutor, Utsunomiya District Public Prosecutors Office
7	北 島 亮 太 郎
	Mr. KITAJIMA Ryotaro
	さいたま地方検察庁検察事務官 Public Prosecutor's Assistant Officer, Saitama District Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 福岡 文恵(FUKUOKA Fumie)

国際協力専門官/Administrative Staff 執行 優里(SHIGYO Yuri)

平成30年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	午前	12:00 午後	18:00	備考		
11 / 4	16:00 法務総合研究所宿泊棟(国際法務総合センター内)入寮			東京泊		
11 / 5	9:45 研修員挨拶 部長室ほか	10:00 研修員自己紹介等 国際協力部	10:45 講義「法務省の法整備支援」 国際協力部教官 国際協力部	13:00 講義「各国法整備支援の概要1」 国際協力部教官(各国担当教官) 国際協力部	16:00 講話 国際協力部長 国際協力部	東京泊
11 / 6	9:45 講義「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 国際協力部	11:00 講義「長期派遣専門家の仕事」 国際協力部副部長 国際協力部	13:00 講義「各国法整備支援の概要2」 国際協力部教官(各国担当教官) 国際協力部	16:00 海外研修オリエンテーション 国際協力部教官(担当教官) 国際協力専門官(担当専門官) 国際協力部	東京泊	
11 / 7	羽田空港発 ハノイ着 日本(東京)8:55発 ベトナム(ハノイ)13:10着(便名NH857)			15:30 ベトナム長期派遣専門家との意見交換 ベトナムJICAプロジェクト事務所	ハノイ泊	
11 / 8	8:00 刑事事件公判傍聴、傍聴を踏まえたワーキングセッション バクニン省人民裁判所、バクニン省人民検察院			15:30 最高人民検察院表敬	ハノイ泊	
11 / 9	9:00 研修員講義・意見交換 ハノイ法科大学日本法教育研究センター		14:30 JICAベトナム事務所表敬		ハノイ泊	
11 / 10				ハノイ泊		
11 / 11	ハノイ発 ビエンチャン着 ベトナム(ハノイ)9:35発 ラオス(ビエンチャン)10:50着(便名VN921)				ビエンチャン泊	
11 / 12	9:00 ラオス長期派遣専門家との意見交換 ラオスJICAプロジェクト事務所	10:30 司法省表敬	13:30 SWG活動見学等	15:00 意見交換 ラオス国立大学日本法教育研究センター	16:00 ルクセンブルグプロジェクトオフィス見学等	ビエンチャン泊
11 / 13	9:00 研修員講義・意見交換 国立司法研修所		14:00 ラオス国立大学法政治学部訪問	16:20 JICAラオス事務所表敬	ラオス(ビエンチャン)20:30発 タイ(バンコク)21:35着 (便名TG575)	
11 / 14	タイ(バンコク)0:30発 日本(成田)8:25着 (便名NH808)			資料整理・レポート作成	東京泊	
11 / 15	9:45 課題発表・総括質疑応答 国際協力部		13:15 閉講式 国際協力部	原庁へ		

【講義・講演】

2018年11月から2019年1月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

- 1 名古屋大学法科大学院における講義
日 時 2018年11月21日（水）
場 所 名古屋大学
対 象 名古屋大学法科大学院生
テーマ 法整備支援論
担 当 国際協力部教官 前田澄子

- 2 第11回国際地籍シンポジウムにおける講演
日 時 2018年11月21日（水）
場 所 ホテル日航福岡
対 象 韓国及び台湾の地籍学会関係者，日本の土地家屋調査士，地籍研究者等
テーマ 法務省における国際的な法整備支援について
担 当 国際協力部教官 大西宏道

- 3 神戸大学「開発法学プログラム」における講義
日 時 2018年12月7日（金）
場 所 国際法務総合センター（IJC）
対 象 アジア留学研修生
テーマ 法制度整備支援の概要，日本の裁判手続の概要
担 当 国際協力部教官 高梨未央

- 4 信州大学における講義
日 時 2018年12月17日（月）
場 所 信州大学
対 象 信州大学経法学部生
テーマ 現代法務
担 当 国際協力部長 森永太郎

5 大阪大学における講義

(1) 日 時 2018年12月14日(金)

場 所 大阪大学

対 象 大阪大学法学部生, 大学院生

テーマ 法務省による法整備支援

担 当 国際協力部副部長 伊藤浩之

(2) 日 時 2019年1月11日(金)

場 所 大阪大学

対 象 大阪大学法学部生, 大学院生

テーマ 法制度整備支援に裁判官出身の教官として関わることについて

担 当 国際協力部教官 鈴木一子

【研修等実施履歴】

2018年11月から2019年1月までの間に、当部が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) 平成30年度国際協力人材育成研修

日 時 2018年11月4日（日）から同月15日（木）まで

場 所 国際法務総合センター（IJC）ほか

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 福岡文恵，国際協力専門官 執行優里

(2) 第2回バングラデシュ本邦研修

日 時 2018年11月12日（月）から同月23日（金）まで

場 所 国際法務総合センター（IJC）ほか

テーマ 調停人育成研修の構築

担 当 国際協力部教官 高梨未央，梅本友美，国際協力専門官 遠藤裕貴

(3) ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第14回本邦研修

日 時 2018年11月11日（日）から同月24日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 法曹の人材育成・研修改善

担 当 国際協力部教官 岩井具之，小島麻友子，高木晶大

国際協力専門官 村里しおり

(4) ラオス法の支配発展促進プロジェクト第1回本邦研修

日 時 2018年12月3日（月）から同月7日（金）まで

場 所 JICA横浜，法務省赤れんが棟ほか

テーマ 事実認定教育

担 当 国際協力部教官 前田澄子，鈴木一子，国際協力専門官 松波宏幸

(5) インドネシア法整備支援第9回本邦研修

日 時 2019年1月14日（月）から同月26日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，国際法務総合センター（IJC）ほか

テーマ 知的財産事件処理（営業秘密，特許等）

担当 国際協力部教官 梅本友美，国際協力専門官 遠藤裕貴，村里しおり

2 共同研究

(1) 平成30年度東ティモール共同法制研究

日時 2018年12月9日（日）から同月21日（金）まで

場所 国際法務総合センター（IJC）ほか

テーマ 不動産登記制度

担当 国際協力部教官 大西宏道，国際協力専門官 近藤友宏，阿部愛子

(2) 平成30年度ミャンマー土地登録法制共同研究

日時 2019年1月20日（日）から同月26日（土）まで

場所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 土地の物理的状況に係る登録法制

担当 国際協力部教官 小島麻友子，高木晶大，大西宏道

国際協力専門官 松波宏幸，執行優里

3 シンポジウム

(1) 国際知財司法シンポジウム2018

日時 2018年11月30日（金）

場所 弁護士会館

テーマ 日中韓及びASEAN諸国における知的財産紛争解決の現状と取組

担当 国際協力部教官 小谷ゆかり，鈴木一子，高梨未央

国際協力専門官 遠藤裕貴

(2) ミャンマー土地登録法制共同研究公開セミナー

日時 2019年1月25日（金）

場所 東京地方検察庁

テーマ ヤンゴンの発展と不動産登録法制

担当 国際協力部教官 小島麻友子，高木晶大，大西宏道

国際協力専門官 松波宏幸，執行優里

【活動予定】

2019年4月から同年6月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場所のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますのであらかじめ御了承ください。

記

1 研修

ラオス法の支配発展促進プロジェクト第3回本邦研修

日 時 2019年5月20日（月）から同月31日（金）まで

場 所 JICA東京ほか（予定）

テーマ 刑事訴訟法（証拠）

担 当 国際協力部教官 前田澄子

2 シンポジウム

法整備支援へのいざない

日 時 2019年6月下旬（予定）

場 所 国際法務総合センター（IJC）、大阪中之島合同庁舎（予定）

担 当 国際協力部教官 小谷ゆかり

墓碑銘のすてきな乱れ¹

国際協力専門官

阿部愛子

文学や言語哲学の世界では、あるいは日常の言語使用の場面においても、発話やテキストの一義的な意味や解釈というものは存在し得ません。意図的な例で申し訳ないのですが、ウンベルト・エーコの『薔薇の名前』において、「手記だ、当然のことながら」という見出しは、要注意を促す「メタ物語のアイロニー²」であり、読み手の解釈にもよるのですが、「当然ながら手記ではない」という意味さえ含みます。

法律の世界でこれをやったら大変なことになります。人によって条文の解釈や運用がまちまちならば、「法律」のシステムそのものが成立しなくなります。条文などの解釈のすり合わせは常に行われているとはいえ、この議論は一義的な解釈に収斂していく……なのでしょう。言うなれば、法律は「一義的な解釈は可能であるし、またそうでなければならない。原則として³。」というフィクションの前提により成立している世界と言えます。また、権利や制度、あるいは通貨でさえ、「それは存在している……ことにする」という人々の合意により初めて機能することができます。今では当たり前のものとされているけれど社会がそれを獲得するまで永い闘いがあった歴史⁴からも、この社会を構築しているフィクションの要素は窺えるでしょう。

国は造ることができます。ル＝グウィン（ルイーズ・グウィン）の描いたアースシーの世界であっても、私たちが現実だと思っている場所においても、それは変わりません。

どんな国を造りたいですか？

あなたが考える、より良い社会とはどのようなものですか？ この答えは人によって、時代によって、国によって、背景とする文化や宗教によっても異なることでしょう。美しさの定義と同じように。美しさは、時によって肥っているのがいいとされ、あるいは痩せ

¹ タイトルはアメリカの言語哲学者ドナルド・デイヴィドソンの有名な論文「A Nice Derangement of Epitaphs」（柏端達也ほか訳『真理・言語・歴史』春秋社、2010年に収録）から拝借しました。「もし、言語というものが、多くの哲学者や言語学者が考えてきたようなものであるとすれば、言語などというものは存在しない。すなわち学習されたり、習得されたり、生得的であったりするようなものは、なにもない。われわれは、言語使用者が獲得し個々の事例に適用させるような、明確に規定された共有の構造といった観念を放棄せざるをえない。そうしてわれわれは、もし言語が何らかの重要な意味で慣習を含むとしたらそれはどのようにしてかということ、もういちど語りなおす試みをすべきである。もしそうしないのなら、私の考えるように、いかにしてわれわれがコミュニケーションしているのかを慣習に訴えて解き明かそうとする試みをそもそも放棄すべきである。」なお、デイヴィドソンは、「共有されている体系的な言語」を否定していますが、私は体系的な法を否定したいわけではありません。

² エーコ自身による言及。和田忠彦ほか訳『ウンベルト・エーコの小説講座 若き作家の告白』筑摩書房、2017年。

³ 原則として。

⁴ そして、われわれは今も闘いの途上にあります。

ているのがいいとされているとしても、それでも御婦人⁵が、「美しくなりたい」と思うことは共通しています⁶。「良い」が示す内容は違っていても、社会をもっと良くしようと願う軸はぶれていないと思いたいです。

より良い社会とはどのようなものか、それを獲得するために我々はどうすればよいのか。この部署に異動してきてから、この問いに向き合う機会が増えました。国の目指す姿を法律の面で実現させる、そのお手伝いをする。国際協力部の仕事は大雑把に言ってこんな感じ⁷です。

「様々な困難はあるけれど、自国の制度を改善したい。」この1年弱の間、当部の研修や出張の機会に、そう願い、実行しようとしている各国の若い方々と出会いました。また、彼らのおおらかな人柄からは想像もできなかったのですが、少し上の世代で内戦や独立を直接経験している方々もいらっしやっただろうと思います。彼らの国が良い方向に発展し、豊かな未来を築く—彼らは既にそのエネルギーを内包していると私は確信しています—当部の業務がその一助となれたら……と切に願いますし、その一端でも垣間見られるのは幸甚の一言に尽きます。

そして、「どうせ、何をしても変わらない。選挙も、投票も、デモも、署名も全部無駄だ」という倦怠の泥濘から私を引っ張り上げる追い風を、彼らからもらっていることも確かです。

自分たちの国のことは、自分たちで決めなければなりませんし、また、そうすることができます⁸。当然のことながら。

国際協力部に所属する専門官として、一個人として、この国の国民として、いまいちど私自身に問います。

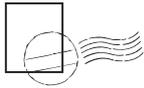
どんな社会にしたいですか？

⁵ あるいは御婦人に限りません。

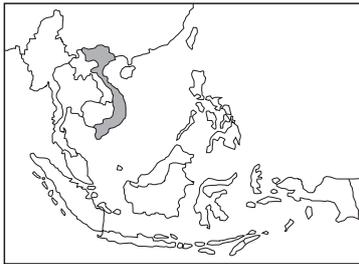
⁶ G・K・チェスタトン著、福田恆存ほか訳『正統とは何か』春秋社、1973年。「けれども、美しいと思うことをやめてしまい、楕円形になりたいと思うようになったからといって、それで前よりよくなった、進歩したのだと言われたのでは話がわからぬ。」

⁷ 少なくとも私はそう理解していますが、違ったらすみません。

⁸ もし、青臭いというような不可解な限定があれば、私はチェスタトンの逆説でもって対応いたします。「理由は何だかわけがわからないが、奇蹟を信ずるより奇蹟を信じないほうが自由主義的だという固定観念が存在している。なぜそうなのか私には想像もつかないし、教えてくれる人も一人もない。(中略)奇蹟の数を最大限に見ようとする人が自由主義的と認められることは絶えてない。キリストが墓よりよみがえり給うたことを信じない自由を固執する人だけがいつでも自由主義的と見なされて、自分の叔母さんが墓からよみがえったと信じる自由に固執する人は決して自由であるとは考えて貰えないのだ。」(前掲書。)



各国プロジェクトオフィスから



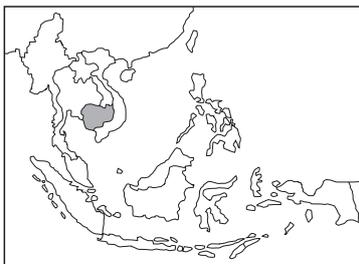
ベトナムでは、老若男女問わずサッカーがとても人気です。国際大会に代表チームが出場するときは、日本国大使館から事前にお知らせのメールが届き、試合の終了時間になるとバイク渋滞が発生するため、帰宅時間を調整する必要があります。試合に勝利した後に国旗を掲げてバイクに乗っている人々を見ると、ベトナムの人の愛国心、団結心の強さを感じます。

日本代表チームとベトナム代表チームが対戦したときは、色々な場でその話題で持ち切りでした。緊張する仕事の場でも、代表チームの熱戦が話題になると和やかな雰囲気になり、サッカーが私たちと関係

機関との絆をより強めてくれているように感じます。そうすると、今まで以上に、応援に熱が入ります。スポーツに限らず、経済や文化といった様々な分野が日越関係の発展に寄与しています。プロジェクト活動を通じて、両国の関係の深さを改めて実感するような場に立ち会うことができ、それが次の仕事への活力につながります。

私は、3月31日をもって任期を終えて帰国しますが、これからもベトナムとの出会いを大切に、日本で新しいベトナムとの関係を築いていきたいと思えます。皆さまからの温かい御支援と御指導に心から感謝を申し上げますとともに、今後ともプロジェクトにお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(ベトナム長期派遣専門家 鎌田咲子)



カンボジアの通貨を御存知でしょうか？

独自通貨は「リエル (Riel)」と呼ばれています。

変動為替相場制ですが、変動幅が狭いため、街中の店では、「1ドル＝4000リエル」で換算されます。

ただし、外国人や富裕層向けのショッピングモールなどでは、「1ドル＝4100リエル」で換算されますので、100リエルの違いが出ます。

他方、カンボジアでは、米ドルも広く流通していて、リエルと同じように使えます。

このように「換算レートが二種類」かつ「リエルとドルの二重構造」という仕組みになっている点が、なかなか曲者です。

例えば、ローカル食堂で昼ごはんを食べて、店員さんに「お代は、1万リエル。」と言われたとします。そこで、私は、すぐに頭の中でドルに換算して、「2.5ドル」と分かったら、3ドルを渡します。

さて、おつりは？

1ドル以下の端数は、リエルで返ってきます。今回は、「0.5ドル」なので、「2000リエル」です。その後、ショッピングモールへ買い物に行きます。

日用品を買って、レジで「40.15ドルです。」と言われたとします。

さて、端数の「0.15ドル」は、何リエルでしょうか？

私は、すぐに頭の中でリエルに換算……できないので、41ドルを渡します。

さて、おつりは？

もちろん、リエルで返ってきます。カンボジア人の店員さんは、レジの計算結果を見るまでもなく、手際よくリエルでおつりを準備します。

おつりを待っている間、私も、改めておつりの金額をゆっくりと頭の中で計算し続けます。

しかし、私は、計算が間に合わないで、ニッコリと微笑みながらおつりを受け取り、静かにレジから

立ち去ります。

ちなみに、正解は、600リエルです。端数の「0.15ドル」は、15セント相当。1セントは、40リエル。ですから、 $15 \times 40 = 600$ 。

…と言いたいところですが、ここは、外国人向けショッピングモール。1ドルは、4100リエルで換算されます。

したがって、正解は、615リエル。1セントは、41リエルですから、 $15 \times 41 = 615$ 。

ただし、100リエル未満の貨幣は、事実上、流通していません。そのため、それぞれの店の裁量で、切り捨て又は切り上げて計算されます。

そのため、結局、受け取るのは、600リエルです。

こんな複雑な(!)計算をしているのに、カンボジア人の店員さんがおつりの計算に迷っているところを見たことはありません。

ちなみに、カンボジアには、硬貨がありません。すべて紙幣です。

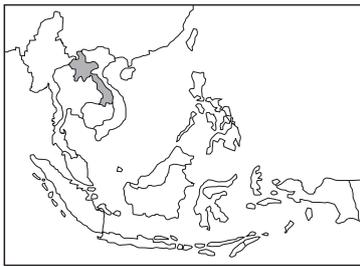
ですから、日本ならば、財布の中に千円札1枚しかない状態でも、カンボジアならば、約4万リエル弱相当ですので、私の財布の中は、リエルの札束であふれることになります。何となく、懐が温かくなった気になります。

なお、五百リエル札の表面には、現国王の肖像が描かれ、裏面には、日本の支援で建設された橋と日本の国旗が描かれています。

他国の国旗を自国の紙幣に記すというのは、非常に珍しく、日本への最大級の感謝の表れと受け取ってもよさそうです。

こちらは、「懐」ではなく、「心」が温まる話でした。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)



当プロジェクトに先立つ法律人材育成強化プロジェクトフェーズ1の時代の2012年に起草支援を開始し、その後約6年間にわたり支援を続けてきましたラオス民法典が、2018年12月6日に、ラオスの国民議会で承認され成立しました。この後、官報掲載による公布手続等を経て2020年5月頃に発効となる見込みです。

当職は、この2018年12月6日、下記の本邦研修の関係で日本にりましたが、非常に特別な日であると感じました。

まず当プロジェクトの第1回本邦研修期間中であつたことから、JCCメンバーでもあるブンサワット司法省副大臣らラオス司法分

野の幹部が研修員として多数来日中でした。

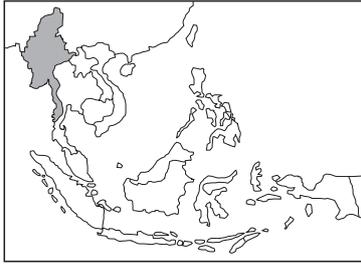
そして、この日の昼には、法務省法務総合研究所とラオスの国立司法研修所の協力覚書に関する署名式も執り行われました(署名式の様子は法務省のHPに掲載されておりますので是非ご覧ください。http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00597.html)。

また、この日の夜は、本年2018年が日本とラオスの法司法分野における協力関係が開始されてから20周年であつたことから、公益財団法人国際民商事法センター(ICCCLC)様の御厚意で、関係者を多数お招きし、さらにはヴィロード駐日ラオス特命全権大使にも御臨席いただいた上での、懇談会が盛大に開催されました。ラオスの民法典がラオスの国民議会で承認されたのはラオス時間の午後4時30分頃でしたが、時差の関係で日本は午後6時30分頃でした。この時間は、正に、上記20周年を祝う懇談会が開会する直前でした。ラオスから、民法典が国民議会で承認されたとの一報があつた直後に、大野ICCCLC理事長の御挨拶が始まり、その後、ヴィロード大使の御挨拶、森永ICD部長の乾杯により会が始まりましたが、20周年に加えてMOCの締結、さらに加えてのラオス民法典の成立という状況が重なつたことから、当職を含む参加者の喜びは非常に大きいものでした。そして、会の最後には、民法典起草サブワーキンググループ(SWG)のアドバイザーグループ(AG)を代表して松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、さらには、ブンサワット司法省副大臣、澤田JICA産業開発・公共政策部次長からも御挨拶があり、同懇談会の閉会をもって長い一日が終わりました。

ラオスと日本の法司法分野の協力に関わる者の一人として、このような特別な日を多くの関係者の皆様とお祝いし喜ぶことができたことは非常に嬉しく誇らしいことと感じた一方で、このような両国の良い関係が今後も未長く続いていくように責任をもってプロジェクト活動を進めなくてはならないと感じた日でもありました。

関係の皆様におかれましては引き続き、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

(ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳)



小官が当地に着任してから、2年が経過し、2019年3月末に帰朝する予定です。

関係者の皆さまには大変お世話になりました。小官は、日本政府の基本方針に従うということと、目に見える結果を出す、ということを目指して活動してきましたが、振り返りますと、果たして自身が何か貢献をできたのかという点について心許ない限りです。

後任のチーフアドバイザーとして、検事の岩井具之さん(新62期)が着任予定です。また4月以降、プロジェクトは人員が1名増になり、裁判官出身の高木晶大さん(新64期)も着任いたします。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

また、プロジェクト業務調整専門家についても異動があり、2018年12月末に山下哲雄専門家が帰朝し、黒田龍二専門家が着任しました。山下さんの御尽力に感謝するとともに、黒田さんのますますの御活躍を期待しております。

検事人生も18年目ですが、後半9年のうち8年は、外務省、ICD、専門家として活動してきましたので、こうした分野とお別れすることになって一抹の寂しさを感じます。ただ、有為転変は世の習いですし、新しい場所においても職務に精励したいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い致します。

(ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範)



判決集作成などで、一緒に活動しているラフミ裁判官が、博士号を取得されました。

公開の口頭試問を傍聴したのですが、大学のガウンをまとった8人の試験官が登壇し、段下にいるラフミ裁判官に次々と質問していくので、なかなか威圧感があります。

裁判員裁判における証人尋問を想起しました。

ラフミ裁判官は、無事突破され、早速、文書などでは、Dr. Rahmi Mulyati と名乗っていますし、周りの裁判官からは、ドクターと呼ばれています。

この数か月間、ラフミ裁判官が試験準備に忙しく、やや活動が停滞してしまうこともありましたが、今後は、順調に活動が進められるのではと、期待しています。

皆様の、引き続きの御支援、よろしくお願い致します

(インドネシア長期派遣専門家 石神有吾)

－編集後記－

ICD NEWS 78号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。

2019年を迎え、いよいよ平成の時代も終わろうとしている中、当部が位置するここ東京都昭島市では厳しい寒さが続いています。

改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

巻頭言では、前法務総合研究所総務企画部長である石井隆法務省大臣官房審議官から、「衰退する国家と繁栄する国家を分けるものは何か」と題して、法制度整備支援との出会いから現在までを振り返り、今後の展望を述べていただきました。我が国が法制度整備支援を行うことの意義を様々な視点から見つめ直す興味深い内容となっております。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア、ラオス及び中国における法制度等について、各国の長期派遣専門家から御紹介いただいております。現地の支援活動を巡る実状を知ることができる貴重な記事ですので、是非御覧ください。

「活動報告」では、昨年11月から本年1月の間に当部が参加、実施したシンポジウム、国際研修及び共同研究等の活動の一部について御紹介しております。

中でも、法務・検察職員を対象とする「国際人材育成研修」では、研修員2名からも実際に研修に参加した経緯、感想等を御寄稿いただいております。今後法制度整備支援に携わる人材が増え、活躍の場を広げていくことを期待しております。

「専門官の眼」では、阿部国際協力専門官から、「墓碑銘のすてきな乱れ」と題した文章を寄せていただきました。より良い社会とは何か、一人一人が自己に問うことを続けていかなければなりません。

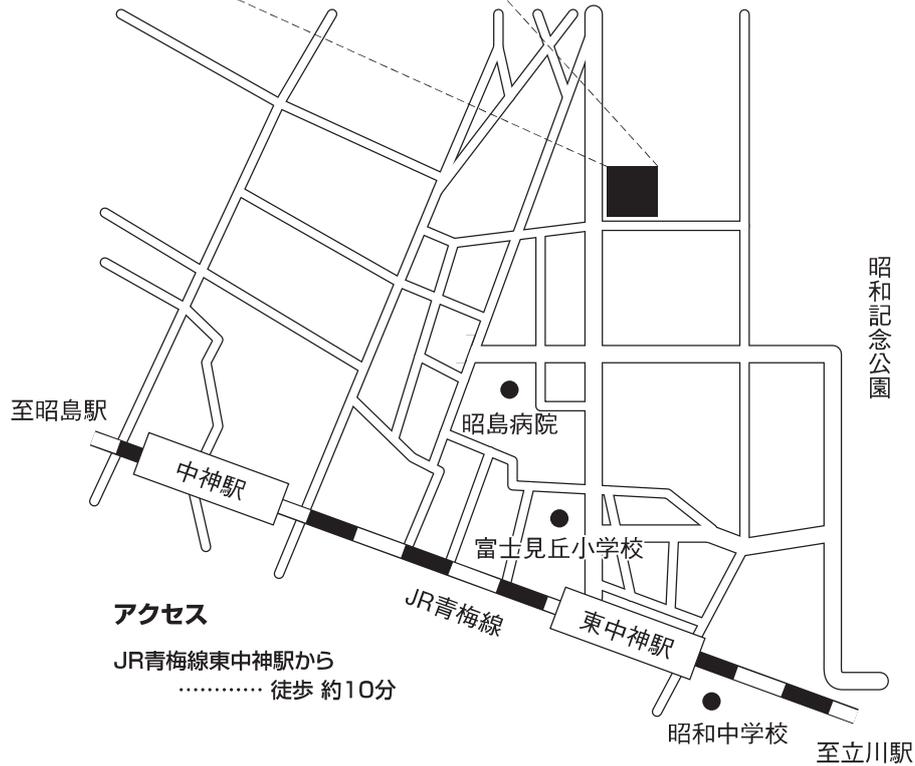
最後になりましたが、御多用の折、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

国際協力専門官 村里 しおり



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2019年3月

